

国際投資協定の発展に関する歴史的考察：  
WTO 投資協定合意可能性と途上国関心事項の視点から

独立行政法人経済産業研究所研究員 相楽希美

要旨

WTOの新ラウンドにおいて、新たに投資協定の交渉を開始するか否かが先進国、途上国の間での争点の一つとなっている。既に2,181件もの二国間投資協定ネットワークが存在するため、多角的投資協定は不要だとの議論もある。しかし本稿では、後発発展途上国(LDCs)が、二国間投資協定や投資を巡る国際取決めから疎外され、これらの最も貧しい国々が参画し得る多角的投資協定の締結が急務であることを検証した。

また、過去の投資関連の国際協定の交渉経緯を詳細に検証することにより、先進国と途上国の主張の対立点を具体的に明らかにした。このことから、投資協定の要素のうち、途上国の関心事である開発政策の自由度の確保、投資家の行動規範を設けることや、多角的投資協定以外では実現できないインセンティブ競争の制限を盛り込むこと、さらに設立前段階での内国民待遇の付与等の投資自由化を推進するに際して、多国籍企業の管轄権の問題や国際投資紛争に関する国内司法手続きの優先を謳うカルボ原則の問題など、一部途上国で根強い紛争処理手続きを巡る課題への対処が、WTOでの投資協定締結のための鍵となることを検証した。

キーワード： WTO、ドーハ開発アジェンダ、国際投資協定、二国間投資協定(BITs)、多国籍企業、外国直接投資、発展途上国

JEL classification: F02, F21, F23, K33, O19, P45

---

本稿を策定するにあたり、数多くの方々から有益なコメントを頂いたことに感謝したい。松下満雄・東京大学名誉教授には、本稿のとりまとめに当たり特に有益なご示唆を賜った。小寺彰・東京大学教授には本稿の構想段階からご指導を賜った。小浜裕久・静岡県立大学教授、浦田秀次郎・早稲田大学教授、木村福成・慶応大学教授には、研究会を通じて貴重なコメントを賜った。また、経済産業研究所の青木昌彦所長、久武昌人研究調整ディレクター、荒木一郎・前研究調整ディレクターのご支援なしには本稿は完成を見なかった。その他、インタビューに答えて頂いた国際機関や政府職員の多くの方々にも感謝したい。なお、本稿の内容に関する不備は筆者の責任である。また、本稿で主張される意見は筆者個人に属するものであり、経済産業研究所の公式見解を示すものではないことを予めお断りさせて頂く。

## 目次

1. はじめに:なぜ「投資協定」を検討することが重要か？
2. 海外直接投資の経済的側面
  - 2.1 急速に増加する海外直接投資
  - 2.2 海外直接投資資金の先進国と一部発展途上国への集中と取り残されるLDCs
    - 2.2.1 世界海外直接投資流出額(Outflows)
    - 2.2.2 全世界海外直接投資流入額(Inflows)
    - 2.2.3 海外直接投資ストックの推移による比較
  - 2.3 途上国における直接投資のインパクトー規模、ベネフィットとコストー
  - 2.4 国際投資協定の締結がもたらすメリットとは何か
3. ガット／WTO 体制下での検討経緯
  - 3.1 ITO憲章における投資関連ルール
  - 3.2 ガットの下での二国間投資協定の奨励
  - 3.3 ウルグアイ・ラウンドにおける貿易関連投資措置に関する交渉グループ
  - 3.4 TRIMs協定
  - 3.5 GATS 等他の WTO 協定における投資規律
    - 3.5.1 GATS
    - 3.5.2 TRIPS
    - 3.5.3 補助金協定
  - 3.6 WTO 第1～3回閣僚会合
  - 3.7 ドーハ開発アジェンダ(WTO 第4回閣僚会合)
  - 3.8 実施問題
  - 3.9 投資関連紛争処理案件
    - 3.9.1 ブラジルー自動車分野貿易投資関連措置ケース
    - 3.9.2 インドネシアー自動車産業関連措置ケース
    - 3.9.3 インドー自動車分野関連措置ケース
    - 3.9.4 フィリピンー自動車分野貿易投資関連措置ケース
4. 主要国の二国間投資協定と地域取組みの動き
  - 4.1 LDCs及びその他の発展途上国

- 4. 1. 1 二国間投資協定
  - (1) LDCs
  - (2) インド
  - (3) マレーシア
  - (4) 中国
  - (5) ブラジル
- 4. 1. 2 発展途上国における地域取組み
- 4. 2 先進国の二国間投資協定、地域協定等
  - 4. 2. 1 EU及び欧州各国
  - 4. 2. 2 日本
  - 4. 2. 3 米国
- 4. 3 二国間投資協定の限界
- 5. 投資を巡る国際取決めの発展
  - 5. 1 OECD における取組み
    - 5. 1. 1 OECD自由化規約
    - 5. 1. 2 外国人財産保護条約案
    - 5. 1. 3 国際投資と多国籍企業に関する宣言、行動指針、閣僚理事会諸決定
    - 5. 1. 4 OECD多国間投資協定(MAI)
  - 5. 2 国連による取組み－新国際経済秩序樹立宣言と国連多国籍企業行動規範案等
  - 5. 3 世界銀行グループによる取組み
  - 5. 4 その他
    - 5. 4. 1 APEC非拘束的投資原則
    - 5. 4. 2 エネルギー憲章条約
  - 5. 5 既存の投資関連国際取決めの特徴と問題点
    - 5. 5. 1 紛争処理手続き
    - 5. 5. 2 先進国が抱える問題点
    - 5. 5. 3 既存の取決めの成果
    - 5. 5. 4 既存取決めとLDCs、途上国
- 6. 投資のコンテキストで見たGATSとTRIMs
  - 6. 1 投資のコンテキストで見たGATS協定
    - 6. 1. 1 投資の定義・範囲

- (1) 投資と投資家の定義
- (2) 範囲
- 6.1.2 市場アクセス、待遇、自由化交渉
- 6.1.3 パフォーマンス・リクワイアメント、国内規制、雇用・人の移動
- 6.1.4 例外とセーフガード
- 6.1.5 保護(送金)
- 6.1.6 紛争処理
- 6.1.7 透明性
- 6.1.8 開発関連条項
- 6.1.9 その他
- 6.2 投資協定としての視点から見たGATSの特徴と問題点
- 6.3 投資のコンテキストで見たTRIMs協定
- 6.4 新たな投資協定と既存のWTO協定との重複問題
- 7. 途上国と投資協定
- 7.1 途上国を取り巻く状況
- 7.2 NGOの論点の評価
- 7.2.1 新たな投資協定の締結は直接投資の増加につながらないのか
- 7.2.2 投資交渉開始を拒否することは途上国にどのような影響をもたらすのか
- 7.3 途上国がNGOと協力して主張して行くべき点は何か
- 7.4 先進国に期待されることは何か
- 8. おわりに

## 参考文献

---

注) 本稿策定の過程で調査対象としつつも、紙面の関係から本稿からは割愛せざるを得なかった資料等については、「RIETI調査レポート vol.3:WTO投資協定合意に向けて:途上国関心事項の視点から」(相楽(2004))に収録した。既存の投資関連国際協定の項目リストやWTO閣僚宣言の投資該当部分等、具体的な資料が必要な場合は当該レポートをご参照されたい。

## 図表一覧

図2.1 FDI流出額(2002年)

図2.2 FDI流入額(2002年)

表2.3 途上国のFDI流入額トップ30ヶ国・地域(2002年)

表2.4 海外直接投資ストックの推移による比較

表3.1 ガット／WTO体制下での検討経緯

表4.1 LDCsの二国間投資協定(BITs)締結状況

表4.2 主要国の二国間投資協定の締結と地域取組みの動き

表5.1 OECD多国間投資協定(MAI)の教訓

表5.2 投資に関する多角的(及び地域的)政府間取決めの経緯

表5.3 投資に関する主要な国際取決めの主要要素比較

## I. はじめに:なぜ「国際投資協定」を検討することが重要か？

海外投資は、貿易とともにグローバリゼーション現象を支える車の両輪である。しかしながら、「投資」には、「貿易」ほどには注意が払われてこず、これを支える制度も発達していないのが現状である。一方で、世界の直接投資のストックは既に7兆ドルに迫り、海外拠点を通じた売上高世界合計も18兆ドルに上っている。この売上高は、クロスボーダーの財とサービスの輸出額の2.3倍にも相当する。また、財とサービスを合わせた世界貿易の約3分の1が、外国投資先との企業内取引だと言われている。従って、今や企業活動においては海外直接投資が貿易と同様、またはそれ以上に重要な問題となっていることに疑念の余地がない。各国政府にとっても、この海外投資の問題を如何に公正なルールのもとに律することができるかが重要な課題となっていると考えられるのである。

このような背景の下、2001年11月に開催された第4回 WTO ドーハ閣僚会合で、新しい交渉ラウンド(ドーハ開発アジェンダ: Doha Development Agenda<sup>1</sup>)の開始が合意されたが、WTOの下で新たな国際投資協定の交渉を行うか否かが争点の一つとなっている。投資協定の締結に前向きな先進国と懐疑的な途上国との間の対立は激しく、さらにNGOも投資協定の締結には警戒感を募らせている。更に詳細に観察すると、先進国や途上国の中でも、各々の国の投資を巡る状況を反映して、新たな投資協定の締結への取組みには温度差が存在するようである。

途上国やNGOの多くは、WTOの下で多角的投資協定を締結しても、途上国へのメリットは少ないと批判している。直接投資の増加は途上国の経済開発にどのようなメリット・デメリットを与えうるのであろうか。また、投資協定の締結は途上国への直接投資の流れにどのような影響を及ぼすのであろうか。さらに、途上国やNGOは、既に二国間投資協定(BITs: Bilateral Investment Treaties)ネットワークが張り巡らされており、多角的投資協定は必要ないとも主張している。これらの主張はどの程度正しいのであろうか。

確かに、90年代に入り二国間投資協定の締結が爆発的に増加したため、現在では約2、181もの二国間投資協定が存在し、さらに、地域貿易協定においても関税の相互撤廃やサービス分野の自由化のみならず、投資に関する規律が次々と取り入れられている。また、OECDや国連機関、地域取決め等の複数の機関で投資規律が形成されてきた経緯もある。これらは投資に関する諸要素を部分的に取り上げたものであり、加盟国の範囲も各々異なることから、投資を巡る国際取決めは非常に複雑かつ整合性に乏しい状況に置かれている

---

<sup>1</sup> ドーハ開発アジェンダはWTOの下での新たな交渉ラウンドであるが、新たな「ラウンド」の立ち上げにより追加的な譲歩を強要されることに強い懸念を示す途上国に配慮し、「ラウンド」とは呼ばず、「アジェンダ」の名称を用いることとなった。

と考えられる。果たして、これまでの取決めによりどのような対立点が存在し、投資に関する様々な論点についてどこまで合意が形成されているのであろうか。

本稿では、国際投資協定の発展に関する歴史的な経緯を考察するとともに、特に発展途上国にとり、WTOの下での新たな投資協定の締結がどのような意味を持つのかを探る。さらに、新ラウンドで掲げられる開発重視の視点から、より多くの加盟国に恩典をもたらすためには、どのような内容の投資協定を策定することが必要であるのかについて、可能性を探って行くこととする。

以下、2. においては、海外直接投資の経済的側面について、資金の流れの集中に関する考察を行う。また、直接投資が受入国にもたらす経済的効果、及び投資協定の締結が直接投資の流れに及ぼす影響について検討する。海外直接投資の出し手、受け手の状況や直接投資が受入国にもたらすメリット・デメリットなどの経済的側面を概観することで、WTOにおける投資協定締結のステークホルダーの所在を海外直接投資の実態面から把握する。

3. においては、ガット／WTO 体制下での投資に関する検討経緯を追う。ガット／WTO 体制における投資問題への取組みは必ずしも近年始まったことではない。特に、紛争処理案件等、途上国が投資協定の交渉開始に反対する立場に傾くことになった背景を探る。

4. においては、近年特に活発化している二国間投資協定や投資条項を含む地域協定締結の実態について、特に、後発発展途上国(LDCs)の参加状況の視点から分析を試みる。WTOの加盟国の大半は途上国であるが、その経済発展段階には大きな格差が存在する。投資協定の交渉に反対する「途上国」の主張は一枚岩で有り得るのかを検証する。さらに、WTOでの交渉をリードする主要な国々に焦点をあて、各々の国の投資協定を巡る状況の把握を行う。

5. においては、第二次大戦後の投資に関する国際取決めの経緯と内容について、どのような進展があったかの整理を行う。先進国間の外国投資の自由化が進んでいるのはなぜか、国連や世界銀行(世銀)等の下ではどのような取決めが成されて来たのか、過去の交渉において先進国と途上国はどのような論点を争っていたのだろうか、投資の自由化を促進する要素とは何なのだろうか。これらの疑問について検証を行う。

6. においては、WTOのGATSとTRIMs協定に焦点を当て、これらを投資のコンテキストで見た場合、どのような内容を含んでいるのかを検討する。さらに、新たな投資協定と既存のWTO協定との重複問題の解決に向けた考察を行う。

7. においては、本稿において最も重要な「途上国と投資協定の関係」について、それまでの検証を踏まえ、途上国を取り巻く環境や、NGOの論点の評価、途上国が主張していくべき点、先進国に期待される点について提言を行い、途上国関心事項の視点から見たWT

○投資協定合意の可能性について結論する。



## 2. 海外直接投資の経済的側面<sup>2</sup>

### 2.1 急速に増加する海外直接投資

近年、海外直接投資の重要性は更に増しており、その著しい伸びは数字にも端的に現れている。<sup>3</sup>2002年の世界の海外直接投資流入額総額は、6,512億ドルであり、1990年の2,038億ドルの3.2倍に増加している。また、世界の海外直接投資ストックについても、2002年には6.9兆ドルに達し、1990年の1.8兆ドルの3.9倍に増加している。更に、海外拠点を通じた売上高世界合計は2002年に17.7兆ドルに上っており、1990年の5.7兆ドルの3.1倍の増加となっている。この売上高をクロスボーダーの財とサービスの輸出額である7.8兆ドルと比較しても2.3倍に相当しており、1990年には1.3倍に過ぎなかったことを考えると、如何に海外拠点を通じた企業活動が活発化しているかが見て取れる。これらの海外活動は、6万4千社を超える多国籍企業の87万を超える海外事業所によって牽引されている。また、2002年には5,309万人が多国籍企業の海外事業所で雇用されている。

### 2.2 海外直接投資資金の先進国と一部発展途上国への集中と取り残される LDCs

#### 2.2.1 全世界海外直接投資流出額 (Outflows)

2002年の全世界海外直接投資の流出額 (outflows) 総額は、6,474億ドルであり、そのうち61%を EU 諸国が占める<sup>4</sup>。次いで米国が18%、日本が5%、カナダが4%である。これらを含む先進国全体で総額の93%を占めている。中東欧諸国が全体の1%を占めるが、その約8割はロシアによるものである。(図2.1)

発展途上国 (LDCs<sup>5</sup>を含む) は資金の出し手としては全世界額の7%を占めており、国ご

---

<sup>2</sup> 本章の海外直接投資に関するデータは、UNCTAD(2003)より引用。

<sup>3</sup> 海外直接投資額の推移を見ると、2000年をピークに、米国同時多発テロが発生した2001年以降下降基調にある。特に米国(3,140億ドル(2000年)→300億ドル(2002年))、EU(6,839億ドル(2000年)→3,744億ドル(2002年))への流入額の落ち込みが激しい。UNCTAD(2003)は、米国の低金利による外国子会社から親会社への債務返済の増加や、米国や英国における企業買収の減少が理由であるとしている。

<sup>4</sup> 国単独としても、ルクセンブルク(24%)、フランス(10%)、英国(6%)が日本やカナダを上回っている。

<sup>5</sup> 本稿における「後発発展途上国」はUNCTADの定義に従い、以下の49ヶ国を指すものである。アフガニスタン、アンゴラ、バングラデシュ、ベニン、ブータン、ブルキナファソ、ブルンジ、カンボジア、カーボヴェルデ、中央アフリカ共和国、チャド、コモロ、コンゴ民主共和国、

とに見ると2002年の数字では上位から順に、香港、台湾、シンガポール、中国、韓国、ブラジル、パナマ、イラン、マレーシア(10億ドル以上のもの)となる<sup>6</sup>。この背景には、これら途上国からも香港の Hutchison Whampoa、シンガポールの Singtel、メキシコの Cemex、韓国の LG Electronics、ヴェネズエラの Petroleos de Venezuela やマレーシアの Petronas など、世界の多国籍企業トップ100に毎年のようにランキング入りする企業が存在する<sup>7</sup>など、積極的に海外展開を図る多国籍企業の台頭がある。これら途上国上位9ヶ国の合計で全世界流出額の6%を占める一方で、LDCs49カ国のみでは、流出額合計が全世界額の0.01%(1億ドル未満)にすぎない。

このことから、海外直接投資資金の出し手としては先進国(中でも欧米諸国)の割合が圧倒的に高く、これに一部の途上国を加えた諸国に集中していると考えられる。

## 2.2.2 全世界海外直接投資流入額(Inflows)

一方、2002年の国際直接投資の流入額総額は6,512億ドルであり、そのうち71%が先進国に投資されている。先進国の中でも、EU 諸国に57%<sup>8</sup>、米国に5%<sup>9</sup>が向かっており、EU や米国は受入国としても際立っている。<sup>10</sup>(図2.2)

発展途上国(LDCsを含む)には25%が、中東欧諸国には4%が投資されている。特に、中国は香港、台湾を含めたグレート・チャイナでは全世界の流入額の10%超を占め、中国単独でも世界第2位の規模である。その他の発展途上国の中では、ブラジルが世界第12

---

ジブチ、赤道ギニア、エリトリア、エチオピア、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、ハイチ、キリバス、ラオス人民民主共和国、レソト、リベリア、マダガスカル、マラウイ、モルジブ、マリ、モーリタニア、モザンビーク、ミャンマー、ネパール、ニジェール、ルワンダ、サモア、サントメ・プリンシペ、セネガル、シエラレオネ、ソロモン諸島、ソマリア、スーダン、トーゴ、ツバル、ウガンダ、タンザニア連合共和国、バヌアツ、イエメン、ザンビア。

<sup>6</sup> この他、1996年以降の動向を見ると、南アフリカ、アルゼンチン、バミューダ、ヴァージン諸島、チリ、メキシコ、ケイマン諸島も10億ドル以上の資金の出し手となっている年が多く見られる。先進国企業が税制面での利便性から本社を置いているケースを除き、発展途上国の中ではこれらの国々の企業が活発に海外事業展開を図っていると考えられる。

<sup>7</sup> UNCTAD(2001)及びUNCTAD(2002)。ランキングは外国資産基準によるもの。

<sup>8</sup> 国ごとに見ても、ルクセンブルク(19%)＊、中国(8%)、フランス(8%)＊、ドイツ(6%)＊、米国(5%)、オランダ(5%)＊、英国(4%)＊、スペイン(3%)＊、カナダ(3%)、アイルランド(3%)＊と、上位10ヶ国のうち7ヶ国をEU 諸国が占める。

<sup>9</sup> 脚注3で見たように、米国の2002年の海外直接投資流入額は大きく落ち込んでいる。2001年には米国は対世界比17%(国単独では最大)を占めていた。なお、EU 諸国は43%であった。

<sup>10</sup> 日本は、直接投資の流入額が対世界比1.4%に過ぎない現状を考えると、資金の出し手としての側面が大きいことが分かる。

位(3%)、NAFTA の加盟国であるメキシコが世界第16位(2%)と引き続き上位を占めている。LDCs49カ国には、全世界額の僅かに0.8%(52億ドル)が向かっているに過ぎない。

また、発展途上国の中でも投資資金の向かい先は集中している<sup>11</sup>。全世界額の25%を占める途上国への海外直接投資流入額の内訳を詳細に見ていくと、上位5カ国で途上国への流入額の65%を占め、上位10ヶ国で78%、上位30ヶ国で93%を占めており、2002年の発展途上国への直接投資資金流入額の上位30カ国を見てみると表2.3のようになる<sup>12</sup>。LDCs49カ国は途上国流入額における割合でも3%を占めるに過ぎず、その4分の1は石油産出国のアンゴラによるものであり、また上位30カ国にランクされている国もアンゴラのみである。

発展途上国の中での投資受入国の集中について、世銀(2002)は次のように分析している。即ち、1)民間投資に対して魅力的な投資環境を提供する政策と補完的な公的投資を有する途上国が、グローバルな生産ネットワークの一部を担うことに成功し投資の流入額が増加している。2)投資家がリスクに対して警戒感を高めてきており、中国、韓国、メキシコといった規模が大きく、急速に成長し、比較的安定的な経済環境を実現している国に資金をシフトしている一方で、貧困国は市場規模の小ささに加え、財産権保護や経済安定化のための政策及び実施機関を欠くために、天然資源を除き外国投資から実質的に締め出されている。3)1997年の金融危機以降上乗せされている世界的なリスクプレミアムのために、リスクが高く、長期にわたるインフラ関連プロジェクトへの民間投資家の意欲が減退している。また、急速な需要の落ち込みを予測できなかった過去のプロジェクトでは、例えばアルゼンチンからインドネシアといった国々で、支払債務の不履行が生じている、<sup>13</sup>ためである。

### 2.2.3 海外直接投資ストックの推移による比較

表2.4に示される海外直接投資の対内、対外ストックにおいても、海外投資資産が先進国に集中している状況が分かる。先進国の対内直接投資ストックの対世界比率は、1980年の56%から、2002年には65%に上昇している。一方、途上国の比率は、1980年の4

---

<sup>11</sup> また、地域別にもアジア(全世界額の15%)と中南米(同9%)の発展途上国に集中している。

<sup>12</sup> WTO等で投資に関する活発な議論を展開しているインドは途上國中7位(全世界額の0.5%)を占めている。マレーシアは同8位(同0.5%)、インドネシアは上位30カ国に入っていない。マレーシアは2001年には大きく後退し、上位30ヶ国に入っていなかったが、2002年には流入額が回復した。インドネシアは、通貨危機・ジャカルタ暴動後の1998年以降、投資が引き上げられている状況が続いている。マレーシアとインドネシアの投資交渉に対する慎重な態度はこうした実態も反映されていると考えられる。

<sup>13</sup> 世銀(2002) p.xv。

4%から、2002年の33%へと減少している。LDCsの比率は、0.5%前後に留まっている。途上国の中では、中国の対内直接投資ストックがめざましく伸びている。

一方、対外直接投資ストックの対世界比率は、先進国については90%前後、途上国については10%前後で増減しており、先進国への集中が続いている状況である。

## 2.3 途上国における直接投資のインパクト—規模、ベネフィットとコスト—

途上国への直接投資は、世界全体におけるシェアだけではなく、これらの国々の経済規模から考えると大きな影響を与えている。2001年の途上国への直接投資流入額の対GDP比は3.0%であり、先進国の2.1%と比較してもより大きなインパクトを有することが分かる<sup>14</sup>。また、途上国の資金流入源のうち、60%を直接投資が占めている<sup>15</sup>。なお、1993年以来、途上国への直接投資は継続的にODAの額を上回っており、2000年には約10倍の規模となっている。ただし、LDCsについては、序々に直接投資の比率が高まって来ているものの、依然としてODAが直接投資より多い。<sup>16</sup>このように、発展途上国に対する現在の直接投資の実績は、政府開発援助の実績をはるかに上回っており、このことは、経済開発を後押しする重要な要素として直接投資を認識し奨励していく必要性を裏付けている。

では、直接投資のもたらすベネフィットとコストはどのようなものなのであろうか。発展途上国の経済に対して直接投資が及ぼす全般的影響については、多くのことが実証されている。被投資国に適切な政策があり基本的レベルに開発が進んでいれば、直接投資を通じて技術が波及し、人的資本の形成が促され、国際貿易の統合が進み、一層競争が活発化したビジネス環境が創り出され、企業が発展することが多くの研究によって結論づけられている。これらはすべて、さらなる経済成長を導き、発展途上国の貧困問題を軽減する最も効果的な手段として機能する。さらに直接投資は、厳密な経済上の恩恵をもたらすだけではなく、例えばより「クリーンな」技術の移転や、より大きな社会的責任を担う企業方針によって、被投資国の環境や社会の状況も改善する可能性がある。

このようなベネフィットとともに、直接投資のもたらすコストについても指摘されている。コストの多くは、被投資国の国内政策の不備が原因となっている。こうした不備が容易に是正できない場合、深刻な問題が生じ得る。コストには、利益が投資国に環流する際におきる国際収支の悪化（ただし、流入する直接投資によって相殺されることが多い）、地域コミュニティと

---

<sup>14</sup> 2000年には、途上国は3.7%、先進国は5.1%となっている。

<sup>15</sup> その他の資金流入源に含まれるものは、ODA等公的支援、証券投資、民間商業銀行融資。

<sup>16</sup> UNCTAD(2002)p. 12-13による。

の良好な関係の欠如、また、特に直接投資が資源採掘や重工業関連の場合に環境に与え得る悪影響、発展途上国における急激な商業化による社会的混乱、国内市場の競争への影響等が含まれる。さらに、被投資国の政府当局者のなかには、国際企業への依存度が高まることを、政治的主権喪失の現れと考える者もいる。もし被投資国が、現時点での経済発展状況では直接投資を通じて移転される技術やノウハウを活用できる体制が整備されていないのであれば、期待される恩恵は得られなくなる可能性がある。(OECD(2002a))

国際投資協定に求められているのは、発展途上国の経済に大きなインパクトを持つ直接投資について、そのベネフィットを最大限に活かし、コストを最小限にするような仕組みを可能な限りビルトインしていくことであろう。

## 2. 4 国際投資協定の締結がもたらすメリットとは何か

国際投資協定を締結することで、途上国はどのようなメリットを得られるのであろうか。Hoekman and Saggi(2001)は、途上国が投資協定に合意すべき理由として以下の4点を挙げている。

- 1) 外国企業の参入を規制する政策は、消費者の厚生損失が国内生産者に生じるレントを上回るため、全体としての厚生を減少させる。従って、国内に抵抗勢力が存在する場合には、国際協定締結によりもたらされる外国企業への参入機会拡大が、受入れ国にも厚生を増加をもたらす。
- 2) インセンティブ競争や地域統合により生産拠点の選択が歪曲され、負のスピルオーバーが生じ全体としての効率性を低下させる。
- 3) 直接投資誘致に積極的な国にとっては、不可逆的な投資政策コミットメントを保証するメカニズムとして国際的に機能することにより、投資家の不確実性を低減する効果が得られる。
- 4) 投資協定は、途上国の主要な懸念である OECD 諸国のアンチダンピング、農業保護、投資歪曲的な原産地規則等の諸問題を交渉する際の切り札となる。<sup>17</sup>

また、世銀(2002)も、改革に積極的な政府は国際協定を利用することにより更なる恩典を被ることができると述べている。この恩典とは即ち、

- 1) 市場アクセス改善を伴う国際協定に参加し、改革が永続的であるとのシグナルを投資家に送ることで、より多くの投資を引き付けることができる。

---

<sup>17</sup> しかしながら、Hoekman and Saggi(2001)は、喫緊性において、WTO の本務である貿易自由化や既存の GATS を利用したサービス分野での投資自由化において交渉を進めることの方が、新たに投資協定を立ち上げることよりも重要だと指摘していることを付記しておく。

- 2) 国際交渉に参加することで、新たな国内政策と引き換えに海外市場への更なるアクセスを得ることで国内の改革派勢力を強化することができる。
- 3) 同時に、交渉がなければ起こりえなかったような改革が、関係国間で相互に進展すること、である<sup>18</sup>。<sup>19</sup>

以上のことから、定性的には国際投資協定の締結が国内市場改革の強化を通じて、途上国の経済にプラスに作用することが推測される。これらのメリットについては必ずしも十分な定量的実証が行われていないが、直接投資流入額の増加、及び透明性の向上に関して一部以下のような結果を得ている。

世銀(2002)は、二国間投資協定の締結と直接投資の増加について検証を行い、法制、政府の効率性、規制の質といった投資環境が悪ければ二国間投資協定を締結したとしても追加的な直接投資の増加は見込めず、これらの投資環境が良ければ、その国に向かう直接投資の額と相対的なシェアが増加すると結論している。<sup>20</sup>

また、透明性の欠如が外国直接投資の抑制原因になっており、(国際投資協定の締結・実施により実現される)透明性の向上により、外国直接投資の増加が見込まれ、資金の流入により経済効率や社会厚生の向上が見込まれるという実証研究もある。(Drabek(2001))

これらのことから、国際投資協定という枠組みを利用し、投資受入国の直接投資による恩恵を最大限に引き出すには、投資受入国国内の投資環境の改善を促進するような内容を盛り込むことが必要となる。中でも、透明性の向上と自由化へのコミットメントは不可欠の要素であると考えられる。

---

<sup>18</sup> ただし、世銀(2002)は、直接投資がより良い成長を刺激するのは自発的な戦略に基づき、国内状況に合致した改革が自ら行われる場合であり、これらの改革が国際協定により人質にとられることがあってはならないとも警告している。

<sup>19</sup> 世銀(2002) p.xvi-xvii。

<sup>20</sup> 世銀(2002)p.129。しかしながら、世銀(2002)によるこの報告は、「投資協定を締結したとしても直接投資の有意義な増加は望めず、途上国側のメリットは乏しい」とする反対派の議論を誘発し、その後のカンクン閣僚会合における投資分野の検討を妨げる結果となったことは残念であった。(この報告の詳細は、Hallward-Driemeier(2003)を参照のこと。)投資分野の自由化は、二国間投資協定以外の OECD や地域統合における取組みにおいて実現されてきた側面が強く、二国間投資協定のみを扱った当該実証結果を、WTO における投資協定による影響に置き換えて議論することには問題があると考えられる。(詳細は本稿7.2.1を参照のこと。)

### 3. ガット<sup>21</sup>／WTO 体制下での検討経緯

2001年11月の WTO 第4回閣僚会合において、新たなラウンド「ドーハ・デベロップメント・アジェンダ」の開始が合意され、1996年の WTO 第1回閣僚会合以降ニュー・イシュー（又はシンガポール・イシュー）の一つとして検討が行われてきた「貿易と投資」についても、新たな協定の締結に向けて交渉を開始するかどうかが中心的な論点の一つとなっている。これまで、ガット・WTO 体制の下で、投資に関するどのような検討経緯があったのだろうか。（表3.1参照。）

#### 3.1 ITO 憲章における投資関連ルール

WTO のルーツを探ると、元々ブレトン・ウッズ体制の柱である世界銀行と国際通貨基金とともに、国際経済協力を担う3番目の機関として、国際貿易機関（International Trade Organization: ITO）を国連の専門機関として創設することになった。この ITO 設立憲章<sup>22</sup>の案は大変野心的なもので、世界貿易の原則のみならず、雇用や個別の財を巡る協定、制限的商慣行、サービス、及び国際投資に関するルールを含んでいた。

貿易の面では、第二次大戦終結直後の1946年には、1930年代からの保護措置の負の遺産である関税を削減し、関税率に拘束的な枠をはめようとする交渉がスタートした。この交渉の成果を守るために、ITO 憲章案に盛り込まれていた貿易ルールを切り出し、貿易ルールと関税譲許のパッケージである「貿易と関税に関する一般協定」（General Agreement on Trade and Tariffs: GATT）が合意され、1948年1月から発効することとなったのである。

しかし、この時、ITO 憲章はまだ交渉途上にあり、同じ年（1948年）の3月にハバナで開催された国連の「貿易と雇用に関する会議」においてようやく合意されることになる。ITO 憲章がハバナ憲章と呼ばれるのは、この開催地に由来する。しかしながら、加盟国の批准のための国内手続が思うようには進まず、特に推進者であった米国自身が議会による強硬な反対に遭い、遂には1950年に米国政府がハバナ憲章の議会での批准を諦めると宣言し、ハバナ憲章は実質的に廃案となった。これにより、ITO に期待された投資に関する国際取決

---

<sup>21</sup> 本稿においては、体制としてのガットは「ガット」とカタカナ表記で、協定としてのガットは「GATT」とアルファベット表記を用いて区別した。

<sup>22</sup> ハバナ憲章に定められている投資に関連した規定は以下のとおり。

経済開発と復興のために外国投資や市場アクセスを含めた障壁の撤廃のため、バイ、マルチの協定の締結を加盟国間に促すことや、独自の調査も含めた活動を行う。制限的商慣行の観点では、紛争処理制度を細かく定めている。内容的には、投資のみならずサービスや知的財産権まで幅広く含んでいた。

めは求心力を欠くことになるのである。<sup>23</sup>

### 3. 2 ガットの下での二国間投資協定の奨励

なお、その後の1955年には、ガットの下でガット締約国が「経済開発のための国際投資に関する決議(a resolution on International Investment for Economic Development)」を採択し、外国投資のための保護と安全を確保するために二国間協定を締結することを諸国に要請している。

### 3. 3 ウルグアイ・ラウンドにおける貿易関連投資措置に関する交渉グループ

1980年代に投資受入国が課すパフォーマンス・リクワイアメントに多くの関心が寄せられるようになり、1986年に交渉が開始されたウルグアイ・ラウンドでも「物の貿易に関する交渉グループ」のもとに「貿易関連投資措置に関する交渉グループ」(Negotiating Group on Trade-Related Investment Measures)が設置された。ただし、投資を巡っては先進国と発展途上国の間の対立を背景にして、センシティブな問題であったため、ここでも、交渉マンドートでは、貿易制限的・歪曲的な投資措置を扱うのであって、投資規制そのものを扱うのではないことが強調されている。

この交渉の開始に先立ち、1984年には、カナダと米国の間で紛争があり、ローカル・コンテンツ要求と輸出パフォーマンス要求を外国投資承認のための条件に課していたカナダ<sup>24</sup>の外国投資審査法の運用(Canada- Administration of the Foreign Investment Review Act)が米国によりガット紛争処理パネルに提訴され、ローカル・コンテンツ要求については GATT 3条違反であるが、輸出パフォーマンス要求はガット義務に違反しないとの結論が出ている。この事案により、投資に関して既存のガット義務が一部適用可能なものの、範囲は限定されていることが明らかになった。

交渉においては、新たに導入される原則の範囲と性格について参加国の間で意見が大きく割れ、先進国はローカル・コンテンツ要求のみならず幅広い範囲の措置の禁止規定を提案する一方で、多くの途上国がこれに強く反対した。結果的に、GATT3条に定める輸入品に対する内国民待遇と GATT11条に定める輸出入に関する数量制限措置の禁止が貿易関連投資措置にどのように適用可能であるか、その理解と明確化に交渉の焦点が基本

---

<sup>23</sup> ITO の挫折とガット成立の経緯の詳細については、小浜・浦田(2001)p.85-87、中川(1998)を参照のこと。



的に絞られた。

### 3. 4 TRIMs協定

1994年にウルグアイ・ラウンドの交渉結果として合意された「貿易に関連する投資措置に関する協定 (TRIMs協定 (Agreement on Trade-Related Investment Measures))」では、物品の貿易に関連する投資措置のうち、GATT3条と11条に違反するものが禁止されたが、例示表で具体的に明示されたのは、義務的か執行可能か、利益を得るために従うことが必要な措置であるかを問わず、輸入・輸出制限、輸出入均衡要求、外国為替制限による輸入制限、ローカル・コンテンツ要求、現地調達要求のみであった。交渉の過程で議論された他の多くの措置については、何ら手当てがされず残されている。ただし、TRIMs協定第9条に、(物品理事会が)競争政策と投資政策に関する規定をこのTRIMs協定に捕捉すべきであるかないかを考慮することが盛り込まれている。<sup>24</sup>(本稿6. 3参照。)

### 3. 5 GATS 等他の WTO 協定における投資規律

#### 3. 5. 1 GATS

一方、同時にシングルアンダーテークングで一括合意された「サービスの貿易に関する一般協定」(GATS)においては、第3モードと呼ばれるサービス提供者が商業拠点の設置を通じて行うサービスの提供の形態で、サービス分野における外国投資が規律化されることになった。<sup>25</sup>

最恵国待遇については、期限付きの免除リストは存在するものの、原則、即時かつ無条件に与えられる。内国民待遇については、国別約束表に記載した分野に従って与えられることとなった。サービス分野に係る投資の様々な広義のパフォーマンス・リクワイアメント(例えば雇用者数の制限、外国資本参加の制限等)も禁止された。(本稿6. 1、6. 2参照。)

#### 3. 5. 2 TRIPS

---

<sup>24</sup> さらに、規定上はWTO発効後5年以内に、運用の検討において上記内容を考慮し、適当な場合には協定の改正を閣僚会議に提案することとなっている。

<sup>25</sup> 特に、特定の産業ごとの追加規則を定めた附属書も一部をなしている。通信サービス、金融サービスについては1997年に追加議定書が合意されている。

また、投資に伴う技術移転は発展途上国にとって関心の高い分野だが、この観点からは、同時に合意された「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定（Agreement on Trade-related Aspects of Intellectual Property Rights）」）の第66条では、後発開発途上加盟国は、10年間の協定上の義務の免除が定められている。<sup>26</sup>後発開発途上加盟国の正当な理由に基づく要請に基づき、TRIPS理事会はこの期間を延長することができる。また、先進加盟国は、後発開発途上加盟国が健全かつ存立可能な技術的基礎を創設することができるように技術の移転を促進し及び奨励するため、先進加盟国の領域内の企業及び機関の奨励措置を提供する、ということが合意されている。

### 3.5.3 補助金協定

補助金協定については、外国企業への適用について明確化されていないため、内国民待遇や最恵国待遇、禁止補助金である輸出補助金や国内優先調達補助金などがインセンティブとして用いられる可能性などについて問題が残されていると考えられる。

従って、ウルグアイ・ラウンドで合意されたWTOの枠組みの中でも、部分的には既に投資に関する規律が組み込まれているのであるが、サービス分野の投資規律がかなり包括的に網が掛けられているのと比較して、物品分野の投資規律はTRIMs協定で定める貿易関連のパフォーマンスリクワイアメントのごく一部の規律に限られ、それ以外が大きく抜けていることが分かる。

このため、物品分野を包含する投資の規律をWTOの傘の下で策定しようとする取組みは、ウルグアイ・ラウンド終結後も続けられることになった。

### 3.6 WTO 第1～3回閣僚会合

---

<sup>26</sup> TRIPS協定第66条（後発開発途上加盟国）：1. 後発開発途上加盟国は、その特別のニーズ及び要求、経済上、財政上及び行政上の制約並びに存立可能な技術的基礎を創設するための柔軟性に関する必要にかんがみ、前条（経過措置）1に定めるところによりこの協定を適用する日から十年の期間、この協定（第3条（内国民待遇）、4条（最恵国待遇）、5条（WIPOの下での知的所有権の取得又は維持に関する多数国間協定に規定する手続からの内国民待遇・最恵国待遇に基づく義務の免除）を除く。）を適用することを要求されない。貿易関連知的所有権理事会は、後発開発途上加盟国の正当な理由のある要請に基づいて、この期間を延長することを認める。

2. 先進加盟国は、後発開発途上加盟国が健全かつ存立可能な技術的基礎を創設することができるように技術の移転を促進し及び奨励するため、先進加盟国の領域内の企業及び機関に奨励措置を提供する。

1995年1月にWTOが設立され、翌1996年12月にはシンガポールで第1回目のWTO閣僚会合が開催され、「貿易と投資」に関するワーキング・グループの設置が合意された。

再度慎重にマンデートが定められ、このワーキング・グループのタスクは検討のみであり、新たなルールやコミットメントの交渉は行わないこと、コンセンサスに基づく決定なしに交渉は行わないことが閣僚により確認された。このワーキング・グループは1998年末までに一般理事会に検討結果の報告を行い、次の取組みについて検討されることとなった。

また、UNCTAD や OECD などの他のフォーラムでも検討作業が進んでおり、特に、開発問題が十分考慮に入れられるよう、これらの機関と協力することとされた。

その後の1998年にジュネーブで開催された第2回閣僚会合では大きな進展は見られず、1999年にシアトルで開催された第3回閣僚会合では、新たな交渉ラウンドの立ち上げが期待されたものの、事務局長の交替が直前までもつれこんだことや閣僚会合自体がアンチ・グローバルイズムの攻撃対象となり、混乱のまま閣僚宣言をまとめることすら断念された。このため、貿易と投資の議論についても大きな前進は見られなかった。

### 3.7 ドーハ開発アジェンダ(WTO 第4回閣僚会合)

2001年11月にドーハで開催された第4回閣僚会合では、新たな交渉ラウンド「ドーハ開発アジェンダ」の立ち上げが合意され、「投資」についても次回第5回の閣僚会合で交渉枠組みに関する明示的なコンセンサスが得られれば、交渉が開始されることになった。

その後、2003年9月の第5回閣僚会合を目標に、ドーハ閣僚宣言で示された7項目に関する明確化の作業と、交渉枠組みに関する検討が「貿易と投資ワーキング・グループ」において精力的に行われた。7つの項目とは、(1)範囲と定義(scope and definition)、(2)透明性(transparency)、(3)無差別(non-discrimination)、(4)GATSタイプのポジティブ・リスト方式に基づいた設立前コミットメントのための枠組み(modalities for pre-establishment commitments based on a GATS-type, positive list approach)、(5)開発条項(development provisions)、(6)例外と国際収支擁護のためのセーフガード(exceptions and balance-of-payments safeguards)、(7)加盟国間の協議及び紛争解決(consultation and the settlement of disputes between members)である。<sup>27</sup>

---

<sup>27</sup> しかしながら、2003年9月に行われた第5回WTOカンクン閣僚会合は、新たな取組みの指針となる閣僚宣言にも合意できずに決裂した。投資協定に関する交渉開始についてもコンセンサスが得られず、引き続き検討を行うこととなっている。カンクンにおける投資議論の決裂については、相楽(2003)参照。

### 3.8 実施問題

発展途上国9ヶ国は、TRIMs協定の第5.2条、第5.3条<sup>28</sup>に規定される5年間の適用除外の経過期間の延長を求めているが、議論は紛糾し、1999年シアトルで開催された第3回閣僚会合では合意が得られず、2001年11月にドーハで開催された第4回閣僚会合の少し前、2001年7月の物品貿易理事会において漸く要請が承認された。これにより、アルゼンチン、メキシコ、マレーシア、パキスタン、フィリピンの自動車分野のTRIM措置が2003年6月末ないしは12月末まで撤廃期限の延長を受けられることとなった。コロンビア、タイの農業分野のTRIM措置についても2003年12月末まで延長された。

ドーハ閣僚会議で採択された諸文書のうち、「実施に関連する問題及び関心に関する決定(Implementation-related issues and concerns)」のパラグラフ6.1<sup>29</sup>がその承認に関し言及している。また、特にLDCsについては、期間延長に関する要請を前向きに検討すること等を強く要求するとの文言が盛り込まれた。<sup>30</sup>

### 3.9 投資関連紛争処理案件

---

<sup>28</sup> TRIMs協定第5条:

1. 加盟国は、世界貿易機関協定の効力発生の日から九十日以内に、この協定の規定に適合しない貿易関連投資措置であって、現にとられているすべてのものを物品の貿易に関する理事会に通報する。このような貿易関連投資措置(一般的にとられるものであるか個別にとられるものであるかを問わない。)を通報するときは、その概要も通報する。
2. 1の規定に基づいて自己が通報したすべての貿易関連投資措置については、先進加盟国は世界貿易機関協定の効力発生の日から二年以内、開発途上加盟国は当該日から五年以内及び後発開発途上加盟国は当該日から七年以内に、これらを廃止する。
3. 物品の貿易に関する理事会は、この協定の規定の実施に当たり特別の困難があることを立証する開発途上加盟国(後発開発途上加盟国を含む。)について、要請に基づき、1の規定に基づいて通報した貿易関連投資措置の廃止に係る経過期間を延長することができる。同理事会は、要請を検討するに当たり、当該開発途上加盟国の個別の開発上、資金上及び貿易上のニーズを考慮する。

<sup>29</sup> パラグラフ6.1(発展途上国に対する経過期間)

「貿易関連投資措置に関する協定の第5.2条に規定される5年間の経過期間の延長に対する一部発展途上国の要請に関して物品貿易理事会によって執られた措置に留意する。」

<sup>30</sup> パラグラフ6.2(経過期間の延長に関する後発発展途上国の提案)

「物品貿易理事会に対し、TRIMs協定の第5.3条又はWTO協定の第IX.3条の下で後発発展途上国が行うことができる要請を前向きに検討し、並びに期間を含む条件を設定する場合に後発発展途上国の特別の事情を考慮することを強く要求する。」

WTO 設立後、投資関連では、発展途上国の国産車開発計画が TRIMs違反などで提訴されるケースが相次いでいる。

### 3. 9. 1 ブラジル—自動車分野貿易投資関連措置ケース<sup>31</sup>

1995年後半、ブラジル政府は自動車政策を公表したが、日本はこの政策に TRIMs協定第2条、及び GATT 第1条、第3条、第11条、補助金協定第3条、第27条違反の措置が含まれるとして、1996年7月、ブラジル政府に WTO 紛争処理手続きに基づく協議を要請した。1996年8月及び1997年1月には米国が、1997年5月には EC が一連の措置に関し協議を要請した。二国間協議においてブラジルは当該措置の1999年末の撤廃を表明する傍、一方的措置として関税割当に関する大統領令により、投資関連措置の受益者以外の輸入業者に対し低関税の輸入割当枠を与え、マーケットアクセスの改善と投資企業に対する優遇度合いの緩和を図った。ブラジル政府が1999年末に当該措置を表明どおり撤廃したことにより、本件は決着を見ている。

### 3. 9. 2 インドネシア—自動車産業関連措置ケース<sup>32</sup>

インドネシアは1996年2月に大統領令及び実施法令を定め、新たに国民車構想 (National Car Programme)を策定したが、1996年10月に EC、日本、米国が各々、TRIMs協定第2条違反、及び GATT、補助金協定等違反であるとして、インドネシア政府に協議を要請した。1997年6月にパネルが設置され、1998年7月にはパネル報告書が公表された。パネルは、インドネシアの措置が GATT 第1条、第2条2、TRIMs協定第2条、補助金協定第5条(c)違反であるとの判断を行い、同月紛争処理委員会においてパネル報告書が採択された。WTO での紛争処理手続きと平行して、インドネシアは1997年の通貨危機後の

---

<sup>31</sup> WTO:WT/DS51-Brazil-Certain Automotive Investment Measures

WTO:WT/DS52-Brazil-Certain Measures Affecting Trade and Investment in the Automotive Sector

WTO:WT/DS65-Brazil-Certain Measures Affecting Trade and Investment in the Automotive Sector

WTO:WT/DS81-Brazil-Measures Affecting Trade and Investment in the Automotive Sector

通商産業省通商政策局編(2000)。

<sup>32</sup> WTO:WT/DS54, WT/DS55, WT/DS59 and WT/DS64-Indonesia-Certain Measures Affecting the Automobile Industry

通商産業省通商政策局編(1999)。

国際通貨基金 (IMF) との構造改革プログラムに関する合意に基づき、1998年1月に国民車計画への恩典措置を廃止した。更に、残された1993年措置についても、仲裁裁定で定められた1999年7月の期限内に、新たな自動車政策 (the 1999 Automotive Policy) を策定することにより紛争処理機関 (DSB) 裁定との整合性を確保したとの通報を行った。

### 3. 9. 3 インドー自動車分野関連措置ケース<sup>33</sup>

インドは、1997年12月に新自動車政策を公表したが、この政策にはローカル・コンテンツ要求 (“indigenization” condition) と、輸出入均衡要求 (“trade balancing” condition) が含まれており、1998年10月に EU が、1999年6月には米国が協議要請を行った。2000年7月には米国の要請によりパネルが設置され、2000年11月には EC の要請によるパネルも設置され、単一パネルとして審理されることとなった。

これに先立ち、インドは1429品目に及ぶ輸入制限措置を争っていたが1999年9月に敗訴が確定<sup>34</sup>しており、2001年4月までに自動車を含めこれらの品目の輸入制限措置を撤廃することとなっていた。これらの輸入制限措置の撤廃は予定どおり実施され、同年9月には上記単一パネルで争われていた事項のうちローカル・コンテンツ要求も廃止されたが、輸出入均衡要求については2001年3月末までに発生した輸出義務が継続していたところ、2001年12月に単一パネルはインドのローカル・コンテンツ要求、輸出入均衡要求がGATT第3条、第11条違反だとの判断を下した。インドは、2002年1月に上級委員会に上訴したが、同年3月には上訴を取り下げるとともに、同年8月残されていた輸出義務についても廃止した。<sup>35</sup>

### 3. 9. 4 フィリピン自動車分野貿易投資関連措置ケース<sup>36</sup>

フィリピンの乗用車開発計画 (Car Development Program)、商用車開発計画 (Commercial Vehicle Program)、二輪車開発計画 (Motorcycle Development Program) 等を含む自動車開発計画 (Motor Vehicle Development Program) に係る措置がTRIMs協定第2条、及び GATT 第3条、第11条、補助金協定第3条に違反するとして、2000年5月に

---

<sup>33</sup> WTO:WT/DS146 and WT/DS175-India-Measures Affecting the Automotive Sector

<sup>34</sup> WTO:WT/DS90-India-Quantitative Restrictions on Imports of Agricultural, Textile and Industrial Products

<sup>35</sup> 経済産業省通商政策局編 (2003) p. 193参照。

<sup>36</sup> WTO:WT/DS195-Philippines-Measures Affecting Trade and Investment in the Motor Vehicle Sector

米国が協議を要請した。当該措置は、フィリピンが TRIMS 措置として通報済みであり、また TRIMS 委員会において経過措置期間の延長を要請していたものの、途上国からの他の要請と同様に合意が見られず紛糾していた案件であったため、フィリピンは強く反発した。2000年11月に米国の2度の要請により、パネルが設置されたが、委員の選定は行われなかった。2001年7月の物品貿易理事会において当該措置の2003年6月末までの延長が合意されたことにより、本件は一応の収束を見ている。

特に3.9.1～3.9.4で取り上げた過去のTRIMs協定関連の紛争処理に鑑みて、途上国の国産車構想が多数対象となったことから、WTOにおける新たな投資関連の協定の導入は国内の開発政策に対する大きな障害になると見なされた可能性が高い。

より具体的には、途上国が国内開発政策を推進する上で、特定の産業を戦略的に振興するようなターゲティング政策を採用する場合には、国内産業に対しては優遇措置を採り、また有る場合には特定の外国企業との関連を強化したいと考えるであろう。これらの要請と内国民待遇、最恵国待遇原則が対立する点を懸念すると考えられる。特定産業振興は国内資源配分を歪曲させるとして批判されているものの、日本などの先進国の例を真似て、多くの途上国で類似の政策が実態的に採用されている。

この実態を所与として議論したとしても、ある産業に於いて、どの国のどの企業と提携するかを選択は個々の企業戦略に委ねられるべきであり、政府が提携先国・企業の選定に介入することは行政の腐敗にも繋がりがかねない。従って、被投資国の政府が最恵国待遇にコミットしたとしても開発政策上の実害を生じるとは考えにくい。同時に、第三国の企業を当該取引や市場そのものから排除しようとする提携先国・企業による被投資国への圧力への歯止めとしても働き得る。最恵国待遇にコミットしないことが、特定の国からの投資を誘致するインセンティブとして使われている場合にも、やはりそのような投資歪曲的な政策は段階的に解消していくことが必要であろう。

一方、内国民待遇については、途上国国内の幼稚産業保護と適正な競争の確保の観点から精査されるべきである。内国民待遇についてはポジティブアプローチを採用すること、コミットした分野においても適用除外リストを活用することにより、開発政策との調和を図ることが必要となろう。

以上が、ガット・WTO 体制下での投資に関する検討の経緯であり、ドーハ開発アジェンダの下で新たに投資についてのマルチラテラルな国際協定が合意できるのかどうかの一つの焦点となっている。しかしながら、投資を巡る議論は長年にわたり、先進国と途上国の間でのセンシティブな問題であるとともに、途上国の中には、ウルグアイ・ラウンドでのTRIPSやG

ATS、TRIMsといった新協定の合意が途上国に不利に作用したとの懸念も強く、新たに WTO の下で国際投資協定を締結することに反対を唱える国々もある。一方、特に EC、日本といった先進国は、WTO が関税以外の新たな通商分野の枠組み創出を積極的に進めることを支持しているが、インド等強硬に反対を唱える途上国との溝を埋めるまでに至っていない。



#### 4. 主要国の二国間投資協定と地域取組みの動き

次に、二国間投資協定締結の動きと、地域貿易協定(自由貿易協定、関税同盟)に含まれる投資分野の取決めの動きを見てみる。

世界の二国間投資協定の締結数は、1960年代には72件、1980年代でも385件に留まっていたが、1990年代には、1,857件と1980年代の5倍近くに急増している。2001年には97ヶ国により158件、2002年には76ヶ国により82件の二国間投資協定が新たに締結され、2002年末の総数は2,181件に上っている<sup>37</sup>。

このため、しばしば「既に網羅的な二国間投資協定ネットワークが張り巡らされているため、多国間の投資協定の締結は不必要だ」との議論が主張されることがある。しかし、二国間投資協定や投資部分を含む地域貿易協定の締結については、国ごとに大きく置かれている状況が異なると考えられる。特に、LDCsの状況はどのようなものであるのか、その他の途上国や先進国のうち特にWTOでの投資議論を賛成・反対の両面で強く牽引している国々の置かれている状況はどのようなものであるのか、以下で検証してみる。

##### 4.1 LDCs及びその他の発展途上国

###### 4.1.1 二国間投資協定

###### (1) LDCs

二国間投資協定の締結状況については、LDCsの状況をその他の発展途上国と一括りで論ずることは適切ではない。なぜなら、表4.1に示されるように、LDCsの2000年1月現在の二国間投資協定締結数<sup>38</sup>を見てみると、49ヶ国の平均でわずかに4.6件にしか過ぎない。発効に至っているものは、更に2.6件である。このうち、締結数の多いバングラデシュ、コンゴ、ラオス、セネガル、スーダン、イエメンの6ヶ国を除いた平均は、締結数で3.0件、発効数で1.7件にしか過ぎない。締結先は主に欧州の国又は近隣の国となっている。欧州の中では、旧宗主国やドイツ、スイスといった国との締結が多く、途上国の中では、近隣諸国以外では、エジプト、中国、マレーシア、インドネシアなどと二国間投資協定を締結していることが多い。LDCs側からの働きかけというよりは、締結相手国の海外投資政策に左右されると考えられる。

---

<sup>37</sup> UNCTAD(2002)p. 8、及びUNCTAD(2003)p. 21。年間の締結数としては2001年が過去最高を記録。

<sup>38</sup> データは、UNCTAD(2000b)。

この LDCsの限られた二国間投資協定締結状況は、発展途上国のうち二国間投資協定締結数の多い、中国94件、エジプト84件、マレーシア63件、韓国60件、トルコ59件、アルゼンチン53件、インドネシア52件、キューバ45件、チリ45件、チュニジア44件、モロッコ42件、パキスタン39件<sup>39</sup>や、LDCsを含めた全発展途上国の締結数平均16.3件と等と比較しても歴然たる差があることが分かる。従って、LDCsは、二国間投資協定のネットワークから疎外されがちであり、投資の規律化に関する外部とのインタフェースを持たず、協定締結により得られる透明性や信頼性の向上といった恩典も十分に得られていないことが分かる。<sup>40</sup>

その他の発展途上国の間でも、二国間投資協定の締結状況は国ごとに異なる。以下は、WTOでの投資を巡る議論で主要な役割を果たしているインド、マレーシア、中国、ブラジルの状況である。(本章における以下の主要国の二国間投資協定の締結状況と地域取組みの動きについては、表4.2を同時に参照されたい。)

## (2) インド

インドは、2000年1月現在で35ヶ国・地域と二国間投資協定を締結しているが、興味深いのはそれらは全て1994年以降に結ばれたものであることである。インドは、社会主義型の計画経済政策の不調による経済の長期停滞を経験し、旧ソ連崩壊による輸出市場喪失や湾岸戦争による外貨危機(1991年)等を契機に、経済関係促進や戦略的対話を目指して西側諸国との関係を強化し、外資の導入を含む経済自由化政策を本格化させた。このような経済政策の転換を背景として、対印外国投資が急増、経済成長率の回復、輸出増大による貿易赤字の縮小、外貨準備高の増加等の成果を収めた。1994年以降にインドの投資協定締結数が急増したのは、経済成長の推進力として西側資本を積極的に呼び込むことを目的として、制度的な投資環境の改善に取り組んだためと考えられる。

一方、インドは米国との間で投資協定を結んでおらず、また投資紛争解決センター(ICSID: International Centre for Settlement of Investment Disputes)にも非加盟である。このため、2000年以降インドと米国との間で紛争となっているダブホル発電所問題についても、国際司法的解決が困難であり平行線を辿ったままとなっている。<sup>41</sup>

---

<sup>39</sup> これら12ヶ国は、全世界での二国間投資協定締結数最多30ヶ国に含まれている。

<sup>40</sup> UNCTADでは、後発発展途上国を含めた発展途上国に二国間投資協定や二重課税防止条約(DTT: Double Taxation Treaties)の交渉を行う機会を提供することにより投資協力を強化することを目的としたイニシアティブを立ち上げ、1999年から現在まで数回にわたる会合を開催している。

<sup>41</sup> ダブホル発電所(Dabhol Power Corporation)は総額29億ドルに上るインドの最大外国投資案件であり、この操業停止問題は、国内投資家と海外投資家(Enron、Bechtel、General Electric から構成されるコンソーシアムが85%の株式を保有)の間での熾烈な紛争

### (3) マレーシア

マレーシアの二国間投資協定の歴史は古く、ドイツとの1960年締結を皮切りに、2000年1月時点で63の協定を締結している。LDCsとも比較的多くの二国間投資協定を締結している。

マレーシアは、1997年のアジア金融危機の際、急速な資本の流出による悪影響を回避するため、一時的な資本取引規制を実施した。具体的には、国内の投資収益の外国送金は認めつつも、海外自国資産の本国召還と、外国ポートフォリオ資本の引き揚げ凍結を12ヶ月実施したのち、資本取引規制から出国税賦課への転換を行った。マレーシアは1997年以前にも、一時的な資本取引規制を行った経験がある。先進国からは、これらのマレーシアの資本取引規制は強い批判を浴びたが、国内経済安定化の目的は有効に果たされたとの見方もある<sup>42</sup>。これらの経験に基づき、マレーシアにとっては、新たな投資協定における短期のポートフォリオ資金の扱いや、上記のような一時的な資本取引規制を許容するようなセーフガード措置が盛り込まれるのかどうかといった点が関心事項となるであろう。

### (4) 中国

中国については、経済開放政策転換後、1980年代には欧州や近隣諸国との二国間投資協定の締結が始まった。1980年代には欧州各国や日本、近隣諸国等との二国間投資

---

となっている。本紛争に係る経緯は以下のとおり。

ダブホル発電所は1992年に設立され、連邦政府がダブホル発電所との間で合意した価格で電力を購入することとなっていた。しかし、マハラシュトラ州電力委員会 (Maharashtra State Electricity Board) はこの購入価格が高いことを理由に2000年12月の支払債務を履行せず、2001年5月にはダブホル発電所からの電力購入合意を廃止した。このため、ダブホル発電所は操業停止した。

インドと米国の間には投資紛争解決手続を定めた二国間投資協定が存在しなかったことから、契約上の紛争処理規定に基づいて外国投資家側は、投資額の全額返却を求め、ロンドン裁判所での仲裁に持ち込んだ。一方、マハラシュトラ州側はインド国内のムンバイ高等裁判所 (Mumbai High Court) に当該案件を持ち込み、ダブホル発電所の管財人が指名され、紛争は平行線を辿った。外国投資家が保有する株式の売却に関する交渉も行われたが、合意に至らず、ダブホル発電所は操業を停止したままの状態となっている。

また、ダブホル発電所計画に関しては、人権問題、環境問題の視点から、NGO からの批判が相次いでいた。

この他、外国投資家側は、米国海外投資会社 (the US Overseas Private Investment Corporation) に約2億ドルの損金回収申立てを行うとともに、補償を伴わない国有化を行った国に対するODAの撤回を定めたヒッケンルーパー条項 (the Hickenlooper Amendment) の発動を米国政府に働きかけることなども検討している。(Biswas (2003)、Peterson (2003))

<sup>42</sup> Stiglitz (2002)、及びKaplan and Rodrik (2001)。

協定を締結し、その後中国は自ら二国間投資協定のモデルを設け、世界各地の発展途上国との間で二国間投資協定を締結している。2000年1月現在、発展途上国の中では最多の94件の二国間投資協定を結んでいる<sup>43</sup>。米国との間では二国間投資協定を締結していない。

#### (5) ブラジル

ブラジルは、1994年以降14の国・地域<sup>44</sup>と二国間投資協定に政府レベルで合意したが、悉く国内議会により否決されたため、二国間投資協定を持たない。また、ブラジルはインドと同様にICSIDに非加盟である。

OECDの国際投資・多国籍企業宣言・理事会決定・ガイドラインが2000年に改訂された際、ブラジルは加盟国の一つとなっている。<sup>45</sup>

### 4. 1. 2 発展途上国における地域取組み

次に、発展途上国における地域取組みを見てみる。中南米、アジア、アフリカ、中東の各地域で、発展途上国は経済基盤を強化するため、近隣諸国との自由貿易協定、投資協定の締結に積極的に取り組んできた。

例えば、1980年のアラブ諸国連盟による「アラブ諸国におけるアラブ資本の投下のための統一協定」、1981年のイスラム会議機構による「イスラム会議機構加盟国間の投資の促進、保護及び補償に関する協定」、1993年の東部南部アフリカ共同市場による「東部南部アフリカ共同市場設立条約」の第26章や1994年の「メルコスール(域内)投資の促進及び相互保護のためのコロニア議定書」などがある。

中でもASEAN<sup>46</sup>は、加盟国の経済基盤強化のため、域内の貿易・投資自由化に積極的に取り組んできた。投資の側面から見てみると、1987年にはASEAN諸国間で「投資の

---

<sup>43</sup> 先進国を含めても、ドイツ124件、スイス95件に次いで3番目である(2000年1月現在)。中国は、先進国との間の締結数も多いが、他の発展途上国との間の締結数も多いことが特徴である。中国は他の途上国に政府開発援助資金を提供しており、この資金の保護のため投資協定を締結していると言われている。

<sup>44</sup> 14の国・地域とは、ポルトガル、チリ、英国、スイス、フランス、フィンランド、イタリア、デンマーク、ヴェネズエラ、韓国、ドイツ、キューバ、オランダ、ベルギー・ルクセンブルクである。

<sup>45</sup> この他、2000年1月現在で、例えば韓国は60ヶ国、タイは23ヶ国との間で二国間投資協定を結んでいる。

<sup>46</sup> ASEANは1967年設立。原加盟国は、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ。以後、ブルネイ(84年)、ヴェトナム(95年)、ラオス(97年)、ミャンマー(97年)、カンボディア(99年)が加盟。

促進及び保護のための協定」を締結している。この協定は、設立後段階の最恵国待遇、投資の保護・補償に関する規定、送金の自由、紛争処理等の幅広い内容を含むものであった。1992年の首脳会議において「ASEAN自由貿易地域創設」に合意しているが、域内貿易の活性化のみならず、域外からの直接投資と域内投資の促進及び域内産業の国際競争力を強化することを目的としていた。また、1995年には「知的所有権の協力に関する枠組み協定」が署名され、現在はASEAN特許制度及びASEAN商標制度の設定を検討している。同年、「サービスに関する枠組み協定」に署名し、7つの優先分野について各国のコミットメント・パッケージを実施したのち、1999年から2001年には全ての分野を対象にサービス貿易交渉を行っている。1998年の第6回公式首脳会議では、「相互承認枠組み協定」に署名し、製品分野ごとに相互承認の枠組みを設定し、製品の基準検査結果を加盟国が相互に認証している。

なお、1998年の第30回ASEAN経済閣僚会議において新たに「ASEAN投資地域枠組み協定」が署名された。これは、(1)域内及び域外からの投資促進、(2)ASEANを魅力的な投資地域とするための共同の取り組み促進、(3)ASEAN経済の競争力の強化、(4)域内における投資の障害となる規則・条件の軽減が目的とされ、資本、熟練労働、専門家、技術のより自由な移動も図られている。また、暫定除外リスト(TEL:Temporary Exclusion List)及びセンシティブ・リスト(SL:Sensitive List)に規定する例外を除いて、原則、内国民待遇を2003年(第6回公式首脳会議において2010年から前倒しが決定)までに域内国の投資家に、2020年までに全ての国の投資家に適用するとしている。また、全ての産業への投資を、同様の例外は設けるものの、2010年までに域内国の投資家に、2020年までに全ての投資家に開放するとしている。<sup>47</sup>

#### 4. 2 先進国の二国間投資協定、地域協定等

先進国の投資協定の特徴は、1)二国間投資協定は先進国間同士での締結は少なく、先進国と途上国との間で締結されることが多いこと、2)近年、先進国が加盟する地域貿易協定において、高度な自由化を含む投資規律の合意が盛り込まれていること、3)OECDにおいて資本移動自由化規約や多国籍企業ガイドライン等が策定されており、先進国間の投資自由化が既に漸次進捗して来ていること、4)OECDにおけるMAIの交渉決裂後も、

---

<sup>47</sup> 対象となる投資は、ポートフォリオ投資と「サービスに関する枠組み協定」等他のASEAN協定の対象となっているものを除いた、全ての直接投資となっている(第2条)。また、自由化の実施に伴い損害が生じた場合に採りうる緊急セーフガード措置(第14条)や、国際収支擁護のためのセーフガード措置(第15条)の規定がある。

日米、日欧、米欧間でバイラテラルな規制緩和のための対話が進められ、自由化への取組みが継続していること、などの点が挙げられる。

#### 4. 2. 1 EU及び欧州各国

1959年にドイツとパキスタンの間で初の二国間投資協定が結ばれたことを皮切りとして、その後1960年代から徐々に欧州の各国は、二国間での投資保護協定を締結してきた。2000年1月現在で、英国が92件、フランスが92件、ドイツが124件の二国間投資協定を締結している。EUの単位では1960年代から投資を含む枠組み協定を69件締結してきている。欧州については、EUレベルと各国レベルの二つの層で、多数の投資協定が存在する状況である。

なお、EU 域内については、現行のEC条約の下では、加盟国間の資本の移動や決済についての制限はすべて禁止されている。また、加盟国と第三国との間の資本の移動及び決済に対する制限につき、一般的な禁止が規定されている(EC 条約第73b 条1項、2項)。ただし、直接投資、金融サービス及び有価証券の資本市場受入れを含む、第三国との間の資本の移動を制限する国内法規は、効力を維持するものとされている(EC 条約第73c条1項)。EUにおいては、資本移動及び決済に関する規制は概ね共同体の排他的権限の下にあるものの、重大な政治的理由のある場合や緊急を要する場合に、第三国からの資本移動又は決済に関する保護的措置を一方的にとる権限を加盟国に認めている。<sup>48</sup>

#### 4. 2. 2 日本

日本が2003年末現在締結している二国間投資協定は、エジプト、スリ・ランカ、中国、トルコ、香港、パキスタン、バングラデシュ、ロシア、モンゴル、韓国、ヴェトナムの計11ヶ国・地域である<sup>49</sup>。ヴェトナムとは、2003年11月に協定の署名が行われ、批准手続きが進行している。日韓投資協定、日越投資協定、及び日本の初めての地域貿易協定として締結された日シンガポール経済連携協定における投資の条項では、従来の内容から一步踏み込んだ規定が採用された。即ち、投資の許可の段階における内国民待遇の原則付与、現地調達

---

<sup>48</sup> エドワード、レイン(1995)p.115。

<sup>49</sup> 1977年に初めて締結されたエジプトとの二国間投資協定には、OECD の「外国人財産の保護に関する条約案(Draft Convention on the Protection of Foreign Property)」(未採択)の内容が反映されている。

要求、技術移転要求をはじめとするパフォーマンス・リクワイアメントの原則禁止である。<sup>50</sup>

日本の投資協定締結数が先進国としては極端に少ない理由としては、1)他国が二国間投資協定の締結を ODA 支援を行う際の必要条件としていた場合<sup>51</sup>が多いのと対照的に、日本では ODA 支援の際に二国間投資協定の締結を求めなかった、2)日本は1998年に失敗に終わるまで、OECDにおける多国間投資協定(MAI)の締結を強く支持しており、また1990年代後半まで活発化する EU や NAFTA 等地域統合の動きには批判的であったため、二国間の投資協定の締結には消極的であった、3)貿易保険制度が二国間投資協定の締結を前提としていなかった<sup>52</sup>(いわゆる「前置主義」を採っていなかった)ことから、二国間投資協定の締結や地域貿易協定における投資規定の設置に遅れをとったと考えられる<sup>53</sup>。

最近では、日本は EU と並び WTO における投資協定の実現の熱心な支持国であるとともに、アジア諸国との間でも経済連携協定や投資協定の締結を通じて、投資規律の策定に熱心に取り組みつづける。また、日本経済団体連合会も、WTO における多角的投資協定の締結を強く求めるとともに、より広範かつ自由化レベルの高い二国間投資協定も併せて推進すべきとの提言を行っている。(日本経団連(2002))。

#### 4. 2. 3 米国

米国は、1980年代に入り、それまでのどちらかといえば投資の事後処理の手続き規定が主である投資保証協定(Investment Guarantee Agreement)から、投資財産・収益の保護、内国民待遇・最恵国待遇、収用の条件、求償代位、紛争解決手続きなどを広範に含む投資奨励保護協定(Investment Incentive Agreement)によるネットワーキングに移行している。

---

<sup>50</sup> 日本の二国間投資協定の締結数は非常に少ないが、これら以外に日本の友好通商航海条約において投資関連の条項が含まれ、部分的に投資保護や事業活動における内国民待遇、最恵国待遇を規定しているものがある。櫻井(1997)によれば、1997年7月現在で、日本は51ヶ国との間に通商条約を結んでいる。ただし、具体的な手続き規定等を欠いており、実効性は乏しい。

<sup>51</sup> 例えば、米国では対外援助法(Foreign Assistance Act)により、投資保証協定を締結しない国に対しては政府援助を提供しないとされている。(櫻井(1997)p.210)

<sup>52</sup> 例えば、米国の海外民間投資公社(OPIC: Overseas Private Investment Corporation)は投資保険を引き受けるに際して、投資保証協定の締結を前提としている。また、ドイツでは「予算法」の規定により、原則として保護協定の存在が投資保険引き受けの前提条件となっている。フランスも前置主義をとっている。(櫻井(1997)p.210～213)

<sup>53</sup> 政府関係者からのヒアリングなどによる。また、櫻井(1997)は、日本の協定数が増えない理由として、日本側が①内国民待遇の獲得にこだわること、②両国の政治体制に基本的な相違があること、③行政協定によらずあくまでも国際約束として最高位にある“条約”という形式で整備することにこだわるため労力がかかること、を挙げている。(p.216)

この新たな二国間協定は、経営幹部要員の雇用の自由や貿易関連パフォーマンス・リクワイアメントの禁止などの特徴も持っている。現在、この協定により46ヶ国と締結を行っている。内訳を見ると、ラテン・アメリカ諸国、中・東欧諸国、中東諸国が主である。アジア諸国はモンゴルを除いて対象となっていない。

また、米国が締結している自由貿易協定は5件（NAFTA、イスラエル、ヨルダン、シンガポール、チリ<sup>54</sup>。）であるが、これらには広範な投資条項が含まれている。NAFTA を例にとると、貿易関連パフォーマンス・リクワイアメントの禁止、経営要員雇用の自由、取締役構成員の国籍問題、その他投資の自由化、ビジネスマンの一時入国の自由化を規定している。また、設立前の内国民待遇についてもネガティブ・リスト方式を採用している。現在、2005年の合意を目指して進めている米州自由貿易地域（FTAA: Free Trade Area of the Americas）の交渉でも投資条項が含まれている。<sup>55</sup>

アジアとの関係では、APEC 非拘束的投資原則といった法的に拘束的でない枠組みを尊重してきたが、2002年10月にはブッシュ大統領が、EAI 構想（the Enterprise for ASEAN Initiative）を発表し、米星 FTA 並みの高い水準の内容を含んだ FTA を ASEAN 諸国との間で締結する方針を示した。当面、WTO の加盟国であり、米国との間で「貿易投資促進協定（TIFA: Trade and Investment Framework Agreement）」を締結しているインドネシア、フィリピン、タイとの間で FTA 交渉が進展するものと見られる<sup>56</sup>。

このように米国は二国間投資協定や自由貿易協定等により、高い水準の投資に関する取決めを進めてきていることから、WTO での投資協定の合意には賛成ながらも消極的であると言われている。

#### 4. 3 二国間投資協定の限界

二国間投資協定に関し留意しなければならないのは、第一に、4. 1で触れたように、現在2, 181を超える二国間投資協定が存在するが、LDCsはそのネットワークから疎外されているということである。従って、「既に網羅的な二国間投資協定ネットワークが張り巡らされてい

---

<sup>54</sup> シンガポールとの FTA は、2003年5月、チリとの FTA は2003年6月、両国の間で署名。法案が議会を通過後、2003年9月に大統領が法案に署名。2003年12月に中央アメリカ5ヶ国との FTA (CAFTA) が実質合意。その他、オーストラリア、モロッコ、Southern African Customs Union (SACU) との間で FTA 交渉が進行中であり、新たにバーレーン及びドミニカ共和国との FTA 交渉を開始予定である。

<sup>55</sup> この投資条項の内容が、ブラジルを始めとする南米諸国との間の争点の一つとなっている。

<sup>56</sup> EAI 構想は、（中国への集中が進む）投資を、ASEAN 諸国に再度振り向ける (redirect) 役割も期待できると説明されている。（米国大統領府（2002））



るため、多国間の投資協定の締結は不必要だ」との議論は、LDCsに着目すれば正しくない。グローバル経済とのインタフェースを改善し、海外直接投資を利用することによりLDCsの経済発展を促すためには、二国間投資協定のみに期待していても十分な結果は得られない。LDCsも等しく参加可能な多国間の投資協定が必要となるのである。

第二の留意点は、現在2,181件を超える協定が全て異なる内容を含み整合性に乏しいということである。大まかに二国間投資協定により含まれる項目を列記すれば、1) 法的性格(拘束的か非拘束的か等)、2) 投資、投資家の定義・範囲(短期資本取引や知的所有権等の資産も含みうるか、物品・サービス分野双方を含むか等)、3) 外国投資家の参入及び事業活動に関わる投資措置についての内国民待遇、最恵国待遇といった待遇の基準、4) 市場アクセス(参入及び設立)制限、5) パフォーマンス・リクワイアメント制限、6) 投資優遇措置、7) 投資保護(収用補償、送金の自由)、8) 紛争処理手続き、9) 透明性の確保、10) 開発関連条項等である。同じ国の投資協定であっても、締結相手国により内容が異なるとともに、必ずしも協定の内容が自発的に公開されていないため、透明性を著しく欠いている<sup>57, 58</sup>。

第三に、二国間投資協定は大きく二種類に分けられる。即ち、「第1は、ドイツ等ヨーロッパ諸国が追求してきたものである。これは投資財産の保護、即ちホスト国による投資財産の収用に対して「十分で、実効的な」補償を「迅速に」得られるようにする<sup>59</sup>ことに重点を置いたものである。第2は、アメリカが推進してきたもので、企業活動の内国民待遇の確保に重点を置くものである。このアメリカ型の二国間投資協定であっても、投資後の内国民待遇は確保できても、投資前の内国民待遇、即ち投資自由化を確保できたものは10弱にとどまっている。」従って、多角的投資協定は、「内国民待遇、特に投資自由化の確保や、企業にとって重要な透明性の確保を、主目的とするものであれば、十分に二国間投資協定を補強するものと言える。」のである。(小寺(2000))。<sup>60</sup>

さらに、第四に、2,181を超える二国間投資協定の中には、企業や地方政府など実施に影響を受けるセクターにより殆ど認識されていないものも多い。これは、定期的な協議や通

---

<sup>57</sup> UNCTADでは、この問題への対処として、投資協定の内容を収録した”International Investment Instruments: A Compendium”を編纂するなど地道な貢献を行っているが、全てが網羅されている訳ではなく、速報性も不十分である。

<sup>58</sup> また、海外企業活動には、税制の与える影響が大きい。従って、投資協定で税制について言及する場合もあるが、多くの場合投資協定と並行的に二重課税防止条約が結ばれる。

<sup>59</sup> 収用の際の「迅速(prompt)かつ十分(adequate)かつ実効的な(effective)」補償の提供は、ハル・ルール(the ‘Hull Rule’)と呼ばれ、近年の投資協定の殆どで規定されている。

<sup>60</sup> また、世銀(2002)が示すように、投資の保護のみでは、投資資金の流れを刺激する効果は乏しく、投資の自由化が如何に実現されるかが、投資資金の流れの円滑化に資するものと考えられる。

報等の透明性確保のための具体的な措置に関する言及がない協定も多く、また紛争処理についても従来は余り用いられて来なかったことが原因であると考えられる。従って、投資の円滑化や投資の保護に関する効果の観点からは、二国間投資協定の締結数の多さとは対照的に十分な実効性は上っていないものと懸念される。<sup>61</sup>

これらのことから、現存する二国間投資協定ネットワークは不十分なものであり、また二国間投資協定のみで投資の円滑化、投資の自由化、投資の保護<sup>62</sup>の問題全てを解決することは困難であると考えられる。この不足を如何に補っていくかがWTOにおける投資協定の議論に求められると言えよう。

---

<sup>61</sup> 発展途上国の投資促進のための活動を行っている国際機関の識者にインタビューを行った際にも、同様の指摘があった。

<sup>62</sup> 投資協定の果たす実体機能を「投資の円滑化」、「投資の自由化」、「投資の保護」に分類する概念整理手法は、小寺(2002)を参照のこと。

## 5. 投資をめぐる国際取決めの発展

次にガット・WTOの外での国際投資関連取決めの動きに目を転じてみる。

戦後の投資を巡る国際取決めを概観すると、途上国の民族独立と天然資源に対する主権の回復を背景とした厳しい投資の制限・管理と、対峙する先進国側の投資の保護を重視した姿勢がまず伺える。さらに、70年代から80年代に掛けて多国籍企業のインパクトに対する関心が高まり、発展途上国では、多国籍企業の活動に厳しい制限を課すとともに外国投資に様々な条件を賦課する動きへと移行していった。その後、投資の経済開発に与えるプラスの影響<sup>63</sup>に理解が進み、奨励・自由化へと途上国側の姿勢も徐々に変化の兆しが見られるようになって行ったと言える。更に、90年代には NGO 等のグローバルな市民社会が台頭し、労働基準や環境保護といった新たな価値規範の遵守を多国籍企業や国際機関に強く求めるようになった。このような時代背景に影響を受けつつ、OECD、国連、世銀グループ等の場において、繰り返し国際投資に関連する交渉が行われ、主要な論点を巡る取決めが発展してきた。これらの取決めについては、包括的な国際投資協定の実現には至っていないものの、部分的には投資の自由化や、多国籍企業の行動規範、投資の保護といった国際投資に関する有益な規律を提供してきた。以下では、主要な多角的及び地域的な投資に関する政府間取決めの内容<sup>64</sup>について検討する。

### 5.1 OECDにおける取組み

#### 5.1.1 OECD自由化規約

先進国間の交渉の場であった OECD では、早々と1961年に「資本移動自由化規約 (Code of Liberalization of Capital Movements)」と「経常的貿易外取引自由化規約 (Code of Liberalization of Current Invisible Operations)」が採択され、外国投資とサービス貿易の自由化に道が開かれた。資本移動自由化規約は直接投資を含む幅広い投資形態を対象とし、経常的貿易外取引規約はサービス貿易、投資収益、海外送金等のモノの貿易以外の国際収支上の経常的貿易外取引を対象としている。この2つの規約の条項は、ほぼ対になっているため、2つを総称して「OECD自由化規約 (OECD Codes of Liberalization)」と

---

<sup>63</sup> 本稿2.3参照のこと。

<sup>64</sup> 本稿で取り上げる主要な多角的及び地域的な投資に関する政府間取決めの内容の詳細については、相楽(2004)を参照されたい。

いう。<sup>65</sup>

OECD自由化規約における自由化は、トップダウン方式で行われた。即ち、対象となる分野の具体的な国際取引内容を、自由化リストとして附属書 A<sup>66</sup>で明確に定義し、加盟国は特定の留保を付する以外は原則これらの取引の自由化を行うこととなった。経済活動の多様化と平行して、附属書 A に新たな取引を追加する改訂が行われた。更に資本移動自由化規約では、附属書 A の自由化リストはスタンドスティル(新たな措置の導入を行わない)義務に服する A 表とスタンドスティル義務の制約を受けない B 表の区分を設けており、各国の自由化努力を受けて、附属書 B 表に区分されていたアイテムを A 表に移行する改訂も重ねられた。今日までに、資本移動自由化規約では概ね全ての資本移動が対象とされ、経常的貿易外取引規約でも11<sup>67</sup>のサービス貿易分野が対象となっている。

また、各国の留保リストは附属書 B に掲げられるが、これは18箇月を超えない期間ごとに他の加盟国による検討に付されることとなっているため、その数は漸減することとなった。

なお、内国民待遇については、OECD 自由化規約では触れられておらず、下記に述べる国際投資・多国籍企業宣言と内国民待遇に関する理事会決定によって規定されている。また、紛争処理については、OECD 自由化規約は機構に対する申立や機構による措置の撤回又は変更の指示の可能性を規定するに留まっている。<sup>68</sup>

OECD 自由化規約とGATSとの違いは、1)設立前の内国民待遇について、ボトムアップ方式ではあるが、GATSでは実現されている点、2)自由化プロセスがGATSでは交渉と譲歩で、OECD 自由化規約がピア・プレッシャーと自主的自由化で行われている点、3)紛争処理について、GATSではWTOの強力かつ詳細な紛争処理手続きに訴えることが可能であるのに対し、OECD 自由化規約は機構の関与の限られた可能性に言及しているに過ぎない点、4)対象となる国が、GATSに比べOECD 自由化規約では少数に限られ、途上国を殆ど含まない点が挙げられるであろう。

---

<sup>65</sup> サービス貿易と投資の自由化を対象としている点で、GATSの構造との類似が認められる。

<sup>66</sup> 附属書は規約と一体を成す。

<sup>67</sup> この11分野とは、ビジネス・産業、外国貿易、運輸、保険、銀行・金融サービス、資本収益、旅行・観光、映画、個人収益・支出、公的収益・支出、(専門サービスを含む)一般である。

<sup>68</sup> この他、OECD 自由化規約の特徴としては、1)公の秩序及び安全保障例外、2)経済上、財政金融上の混乱の場合の自由化措置撤回、3)国際収支上の困難の場合のセーフガード措置、4)関税上又は通貨上の特殊な団体(例えば EU)に対する MFN 例外、5)連邦制国家のうち、米国、カナダ、オーストラリアのサブナショナルレベル(地方政府)への適用除外、などが挙げられる。

### 5. 1. 2 外国人財産保護条約案

さらに、1962年には、「外国人財産保護条約案(Draft Convention on the Protection of Foreign Property)」の締結が検討された。この保護条約案は、OECD 自由化規約では捕捉されていない直接・間接収用の補償、国際裁判所を通じた紛争解決を規定することであり、1965年、1967年の改訂を経て、1967年10月の閣僚理事会で公開を承認する決議が行われたが、いずれの国も批准を行うことなく結局実現に至らなかった。

### 5. 1. 3 国際投資と多国籍企業に関する宣言、行動指針、閣僚理事会諸決定

1970年代に入り、OECD では1976年に「国際投資と多国籍企業に関する宣言(Declaration on International Investment and Multinational Enterprises)」とその附属書として「OECD 多国籍企業行動指針<sup>69</sup>(The OECD Guidelines for Multinational Enterprises)」、閣僚理事会決定として「内国民待遇(National Treatment)」等<sup>70</sup>に合意した。投資の自由化の観点からは、前出の OECD 自由化規約に加え、国際投資・多国籍企業宣言及び内国民待遇に関する閣僚理事会決定が設立後の活動の内国民待遇を扱っている。<sup>71</sup>

国際投資と多国籍企業に関する宣言及び OECD 多国籍企業行動指針は、これ以前の多国籍企業と(主として発展途上国である)受入国との間の激しい衝突を背景として策定された。多国籍企業が、途上国の経済開発、政治体制、文化・環境・労働・社会福祉等に悪影響を及ぼすという批判への対策として、OECD 加盟国政府が多国籍企業への責任ある任意の原則及び基準を提供するというものである。

1979年、1982年、1984年、1991年の再検討、改訂に続き、2000年に新たな改訂が行われた。児童・強制労働の撤廃の勧奨、環境基準や環境管理、環境関連情報公開の促進、人権、贈賄の防止、消費者利益への新たな言及、OECD コーポレートガバナンス原則の情報開示への反映などが盛り込まれた。現時点での OECD 多国籍企業行動指針は、I. 定義と原則、II. 一般方針、III. 情報開示、IV. 雇用及び労使関係、V. 環境、VI. 贈賄の防止、VII. 消費者利益、VIII. 科学及び技術、IX. 競争、X. 税制などの項目で構成され、企業行動

---

<sup>69</sup> OECD 多国籍企業ガイドラインとも呼ばれる。

<sup>70</sup> この他、現在では、閣僚理事会決定として「相反要求(Conflicting Requirements)」、「国際投資インセンティブ・ディスインセンティブ(International Investment Incentives and Disincentives)」なども含まれている。

<sup>71</sup> このため、これまで達成されていなかった設立前の内国民待遇は、OECD・MAI 交渉での自由化の目玉の一つとなった。

への信頼性や透明性を向上させるための基準を示している。<sup>72</sup>

これらの投資に関連する規約、ガイドライン、宣言及び関連する諸決定の改定を重ね、以下に述べるように、1995年に多国間投資条約(MAI: Multilateral Agreement on Investment)の合意を目指して交渉が開始された。

#### 5. 1. 4 OECD 多国間投資協定(MAI)<sup>73</sup>

1995年に主として米国の主導により、高い水準の投資の保護と自由化、効果的な紛争解決手続を含む多国間投資協定の交渉を開始することになった。表5. 4に見られるように、協定案の主な特徴は、全ての分野・形態の投資を対象としていたこと、設立前段階にも内国民待遇を一般的義務として規定していたこと、投資家対国の紛争処理手続が投資自由化の面でも適用される可能性があったことなどである。交渉には、OECD加盟国と、1997年よりオブザーバーとして途上国8ヶ国・地域が参加していた。

この協定の交渉妥結後は、OECD加盟国以外の途上国にも、署名を開放することを予定していた。しかし、途上国の視点からは、交渉過程に限られた数の途上国がオブザーバーとして参加しているに過ぎず、途上国の意見が反映されない MAI が、将来的には途上国の参加を予定しているという矛盾に対して不満を抱えていた。

さらに、MAI の理念・目的が大企業に有利であり、十分な労働者や環境の保護が図られていないとして年々 NGO からの批判が激化した。交渉が長引くにつれ OECD 加盟国内の政権交替が生じるなど、各国に交渉インセンティブの低下が見られ、産業界においても、新たな自由化や途上国の参加への期待が低下して行ったことで、支持が衰退して行った。

このような状況を抱えつつ、当初予定されていた1997年までの交渉期限が1年延長されたが、その後1998年10月にフランスのジョスパン首相が MAI 交渉への参加を取りやめる旨表明し、1998年12月のOECD非公式 MAI 協議において、OECD において「MAI」としての交渉はもはや行わないことが決定された。

しかしながら、交渉に当たっていた OECD 加盟先進国の間でも、内国民待遇・最恵国待遇の例外の扱いに関する各国間のバランスの問題、文化例外の問題、地域統合やサブナ

---

<sup>72</sup> 税制に関して、OECD では、1963年に「所得および資本に関する租税条約モデル (Model Tax Convention on Income and on Capital)」が採択されており、1979年には「移転価格ガイドライン(Transfer Pricing Guidelines for Multinational Enterprises and Tax Administrations)」も採択されている。

<sup>73</sup> 本項目は、UNCTAD(1999c)及び通商産業省の資料に基づいている。

シヨナルの扱いの問題、紛争処理の問題等で意見の相違が継続していた。<sup>74</sup>

## 5. 2 国連による取組み ―新国際経済秩序樹立宣言と国連多国籍企業行動規範案等

国連では、1960年代、1970年代の発展途上国に与える多国籍企業の影響についての論争を受け、主として多国籍企業の活動を規制する観点での国際取決めが多く検討され、先進国、途上国が激しく対立しつつ交渉を行ってきた。

国際経済システムを途上国の有利になるように働かせ、そのシステムを運営していく上で途上国の役割を増大させるような政策と制度改革を求め、1974年の国連通常総会で、「新国際経済秩序樹立宣言<sup>75</sup>」と「新国際経済秩序樹立に関する行動計画<sup>76</sup>」が決議された。この内容には、途上国の外国企業国有化と天然資源に対する主権を獲得する権利や、多国籍企業を規制する規則の制定が含まれていた。また同年、総会は新たに「国家の経済権利義務憲章<sup>77</sup>」を決議した。<sup>78</sup>

これらの決議を受け、1977年には、多国籍企業行動規範を検討するため多国籍企業委員会 (Commission on Transnational Corporations) に政府間作業部会 (Ad Hoc

---

<sup>74</sup> Bhagwati(1998)は、OECD で交渉が行われていた MAI を3点で批判している。即ち、1) 企業活動への制限を廃止しているが、同様に効率性を歪曲する企業誘致のための補助金交付を禁止することが盛り込まれていない。2) 企業の権利を規定することに終始しており、企業の義務(例えば地域社会等への)について規定を欠いている。3) 投資受入国の国内政治状況における困難さや、経済的利害の定義に関する受入国の裁量について十分な配慮が行われていない。この上で、投資協定に関する交渉は WTO でも行うべきではないと主張している。即ち、1) シングル・アンダーテイクングにより修正された MAI が全加盟国の強制的義務となってしまう。2) 交渉内容はそもそも対立が激しく、政治的にも困難を極めることから負荷が掛かりすぎ、貿易の自由化という WTO 本来の目的を危険にさらすことになる。3) 投資が含まれるのであれば、労働や環境といった他の項目を WTO の範疇から取り除くことが困難になる、と言うものである。

<sup>75</sup> United Nations General Assembly Resolution: Declaration on the Establishment of a New International Economic Order

<sup>76</sup> United Nations General Assembly Resolution: Programme of Action on the Establishment of a New International Economic Order

<sup>77</sup> United Nations General Assembly Resolution: Charter of Economic Rights and Duties of States

<sup>78</sup> Gilpin(1987)は、このような途上国による新国際経済秩序への挑戦は、事実上以下の理由により挫折したとしている。即ち、1) アメリカは途上国側提案が実行不可能で自由な市場経済への信奉に反するものと考え、意見の相違について先進国側は意味のある妥協をしようとしなかった、2) OPEC 諸国はその力と富を他の第三世界のために役立てようとせず、新たに得た経済力を民族主義的利益への支援や、西側市場への余剰資金の投資を行った、3) OPECによるエネルギー価格引上げの成功の一方で、非産油途上国には輸入代金支払い負担の増加、世界的不況による一次産品輸出への需要減少を引き起こし、途上国の交渉力を低下させた。

Inter-Governmental Working Group)が設置され、1983年に「国連多国籍企業行動規範案(Draft United Nations Code of Conduct on Transnational Corporations)」が起草された。その後、多国籍企業委員会の特別会合で交渉が重ねられ、1988年には特別会合議長と国連事務総長が修正案を提出し、1990年に経済社会理事会に付されたが、採択されることはなかった。

国連多国籍企業行動規範案を巡る交渉では、人権保護、差別の撤廃、制限的商慣行、消費者保護及び健康安全基準、環境保護、税制、不正支払の禁止などの幅広い観点が網羅された点が評価できるが、途上国及び計画経済諸国の主張と西側諸国の主張が乖離する論点も多々見受けられた。特に、1)多国籍企業の管轄権と紛争処理に関して、途上国がホスト国による管轄権と国内法による紛争処理を主張する一方で、西側諸国は仲裁を含め、紛争解決の態様に選択の幅を与える主張を行った点、2)国有化や収用に関し、西側諸国が制限(公益目的、無差別、十分・迅速・実効的な補償等)を設けようとしたことへの途上国側の反発、3)多国籍企業の扱いに関して、自由化を求める西側諸国の主張と、開発政策に即した差別的な取り扱いを許容する途上国側の主張、4)多国籍企業に課される詳細な情報公開やホスト国の開発政策への協力などの義務的負担などである。<sup>79</sup>

国連では、多国籍企業行動規範案の交渉と平行して、1977年にはILO(International Labour Office)において「ILO 多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言(ILO Tripartite Declaration of Principles Concerning Multinational Enterprises and Social Policy)」を採択し、政府、雇用者団体、労働者団体、並びに多国籍企業に対して、雇用、訓練、労働・生活条件及び労使関係についての勧告が行われ、多国籍企業は最善の基準を適用する上で指導的な役割を果たすことが求められている。また、1980年には、国連総会で「制限的商慣行を規制するための多国間で合意された衡平な一連の原則とルール(United Nations General Assembly Resolution: The Set of Multilaterally Agreed Equitable Principles and Rules for the Control of Restrictive Business Practices)」が、1985年には、同じく国連総会で「消費者保護のためのガイドライン(United Nations General Assembly Resolution: Guidelines for Consumer Protection)」が決議されている。<sup>80 81</sup>

---

<sup>79</sup> 国連多国籍企業行動規範案を巡る先進国と途上国の間の争点の詳細については、櫻井(1997)p.247～249 参照。

<sup>80</sup> これらは、採択に至らなかった「不正支払に関する国際条約案(Draft International Agreement on Illicit Payments)」(1979年)及び「技術移転国際行動規範案(Draft International Code of Conduct on the Transfer of Technology)」(1985年)とともに国連多国籍企業行動規範案の中で言及されることが検討されていた。

<sup>81</sup> また、国連では、多国籍企業の二重課税の問題について、1979年に「先進国と発展途上国との間の二重課税に関する国連条約モデル(United Nations Model Double Taxation



### 5.3 世界銀行グループによる取組み

国連グループのうち、世銀グループを母体とする国際投資関連の取組みとしては、まず初めに1965年に採択された、「国家と他の国家の国民との間の投資紛争解決に関する条約（投資紛争解決条約）(Convention on the Settlement of Investment Disputes between States and Nationals of Other States)」がある。この条約を受けて、投資の事故発生後の紛争処理に関して「投資紛争解決センター(ICSID)」を実施機関として設置することに成功している。しかし、ラテン・アメリカ諸国やアジアの一部の国はこの条約に反対し加盟を行わなかった。これは、これらの国々が国内司法手続きによる解決の優先を主張し、国際機構の干渉を排除するカルボ原則の立場をとっていたからである。近年になって、ラテン・アメリカの多くの国が加盟してきているが、ブラジルとメキシコ、そしてアジアのインドは現在でも依然としてICSIDに非加盟である。また、このICSIDは国連国際商取引法委員会(UNCITRAL:United Nations Commission on International Trade Law)とともに、二国間投資協定における紛争解決の場としてしばしば設定される。

1985年には、国ごとに運用されていた投資保険を、多数国間ベースでも運用可能とすることにより、海外投資に伴う非常リスクに対する保証を拡大し、以て発展途上国への投資を促進することを目的として、「多数国間投資保証機関を設立する条約(Convention Establishing the Multilateral Investment Guarantee Agency)」が世銀において採択され、多数国間投資保証機関(MIGA: Multilateral Investment Guarantee Agency)が設立された。同条約によれば、対象となる危険は、送金、収用及びこれに類する措置、契約違反、戦争及び国内争乱とされており、投資の保護の観点からは大きな進展が図られたと言えよう。MIGA には、インド、ブラジル等の途上国が参加しているものの、メキシコは現在でも非加盟である。

その後、1992年9月には、世銀グループとIMFの合同閣僚レベル会合である開発委員会において、「外国直接投資の待遇に関するガイドライン(Guidelines on the Treatment of Foreign Direct Investment)<sup>82</sup>」が採択された。このガイドラインは法的には非拘束であるが、参入、待遇、収用、紛争処理等の項目により構成され、投資の受入の観点から包括的な内

---

Convention between Developed and Developing Countries)」を採択している。このため、その後の租税に関する各国の条約は国連とOECDが作成した2つのモデル条約のいずれかをもとにして発達している。OECDモデルは、一般に先進国間で締結される条約に利用され、国連モデルは発展途上国を対象とする協定のモデルとなっている。

<sup>82</sup> 当該ガイドラインについては、世銀(1992)に収録されている。

容となっている<sup>83</sup>。具体的には、ネガティブリスト方式による自由な参入やパフォーマンス・リクワイアメント撤廃の奨励を促し、設立後の内国民待遇や最恵国待遇、知的財産権を含む投資家の財産保護を求める他、収用について詳細な手続きを定めており、紛争処理についてもICSIDによる国際紛争解決手続きの活用が奨励されている。途上国を適用対象に含めつつ、公式に採択されているガイドラインとしては、内容的に重要な意味を有している<sup>84</sup>。

#### 5. 4 その他

さらに、OECDと国連以外の国際取決めのうち、地域的に幅広い諸国を含み、また先進国と途上国の双方を含むという観点で重要なものとして、以下のAPEC非拘束的投資原則とエネルギー憲章条約がある。

##### 5. 4. 1 APEC<sup>85</sup>非拘束的投資原則

一つは、1994年11月に採択された「APEC 非拘束的投資原則 (APEC Non-Binding Investment Principles)」である。名前のとおり法的拘束力は有しないが、簡便ながら12項目にわたる自由化の原則を示している。国内法令等に基づく例外は認めつつも、設立前・設立後の内国民待遇の付与も含まれている。そのほか、最恵国待遇、投資の拡大を歪曲し又は制限するようなパフォーマンス・リクワイアメントの適用の極小化、経営要員・技術要員の入国・滞在の許可、投資インセンティブ措置としての健康・安全・環境上の規制緩和の禁

---

<sup>83</sup> 当該ガイドラインに添付された作業グループ報告によれば、当該ガイドラインは投資の受入の側面での基準を示すものであり、多国籍企業の行動規範の側面を扱う「国連多国籍企業行動規範案」や「OECD多国籍企業ガイドライン」等と互いに補完するものであると説明されている。

<sup>84</sup> この他、ハンドブックや他の簡便な方法による情報公開の奨励や、送金の自由（外国為替上の困難が生じた場合のセーフガードを含む）、投資促進のためのインセンティブ競争の抑制、汚職の防止措置、投資家への説明責任、透明性の促進等、多岐にわたる基準を含んでいる。途上国の経済開発の観点からは、再投資の促進や、先進国・資本黒字国から途上国への投資の流れの奨励（税制協定、投資保証、技術支援、情報提供を含む）、投資元国政府による途上国向け投資への財政的インセンティブの付与は有効、といった記述が含まれている。

<sup>85</sup> 2003年現在のAPEC加盟国・地域は以下のとおり。発足は1989年11月であり、発足後の加盟国・地域については、加盟年を記載。オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ（1992）、中国（1991）、香港（1991）、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、メキシコ（1993）、ニュージーランド、パプアニューギニア（1993）、ペルー（1998）、フィリピン、ロシア（1998）、シンガポール、台湾（1991）、タイ、米国、ベトナム（1998）。

止、収用・補償に関する規定、送金の自由、紛争処理、二重課税防止、透明性の確保などの幅広い内容を含んでいる。

また、1995年の大阪アクション・アジェンダでは、短期の目標として、APEC投資ガイドブック(APEC Guidebook on Investment Regimes)<sup>86</sup>のアップデートによる透明性の促進や、ビジネスコミュニティによる投資環境改善のための対話の促進、投資自由化を達成するための技術協力などを掲げており、長期の目標として、APECにおける投資規律作成の利点についての評価を掲げている。1997年には、投資専門家グループ(Investment Experts Group)により、各国が個別行動計画(IAP:Individual Action Plans)に含みうる投資自由化のオプションリストの作成が行われ、より高水準の自由化を促進するための手がかりとなっている。

#### 5. 4. 2 エネルギー憲章条約<sup>87</sup>

もう一つは、1994年の「エネルギー憲章条約<sup>88</sup>」である。ソ連の崩壊に伴い、1991年に、旧ソ連、東欧を含む欧州諸国、米国、カナダ、オーストラリア及び日本が、旧ソ連及び東欧諸国におけるエネルギー分野の市場原理に基づく改革の促進、並びにエネルギー分野における貿易・投資といった企業活動を全世界的に促進することなどを宣言する「欧州エネル

---

<sup>86</sup> APEC投資ガイドブックは、大きくは以下の6項目の情報を含んでいる。1)Background on the foreign investment regime, 2)Regulatory framework and investment facilitation, 3)Investment protection, 4)Investment promotion and incentives, 5)Summary of international investment agreements or codes to which the APEC member is a party, 6)Assessment of recent trends in foreign investment。2003年に第5版が公表され、APEC加盟国・地域の投資体制の透明性促進に役立っている。

<sup>87</sup> 2004年2月末現在の加盟国は加盟順に以下のとおり。グルジア、スロヴァキア、ラトヴィア、ウズベキスタン、チェコ共和国、モルドヴァ、カザフスタン、スイス、ブルガリア、タジキスタン、キルギスタン、トルクメニスタン、ルーマニア、ギリシャ、スロヴェニア、ルクセンブルグ、クロアチア、リヒテンシュタイン、オーストリア、デンマーク、フィンランド、ドイツ、イタリア、オランダ、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、英国、EC、アゼルバイジャン、キプロス、アルメニア、アルバニア、マケドニア旧ユーゴスラヴィア共和国、ハンガリー、エストニア、ベルギー、リトアニア、アイルランド、フランス、モンゴル、トルコ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、マルタ、日本。条約に署名しているが、正式加盟を果たしていない国は以下のとおり。オーストラリア、ベラルーシ、アイスランド、ノルウェー、ロシア。

<sup>88</sup> エネルギー憲章条約の法体系は、基幹となる「エネルギー憲章に関する条約(The Energy Charter Treaty)」の他に、「エネルギー効率及び関係する環境上の側面に関するエネルギー憲章に関する議定書(Energy Charter Protocol on Energy Efficiency and Related Environmental Aspects)」、「エネルギー憲章に関する条約の貿易関連条項に関する改訂(Amendment to the Trade-Related Provisions for the Energy Charter Treaty)」、関連諸決定等からなる。

ギー憲章(European Energy Charter)」を作成。1994年12月に、憲章の内容を実施するための法的枠組みとして、「エネルギー憲章に関する条約」が作成され、署名のために開放された。しばらくは条約の発効に必要な30ヶ国の加盟が集まらなかったが、1998年4月に条約が発効した。ロシアは署名しているが、未だ加盟国となっていない。アメリカとカナダは州政府との調整が困難であることから署名していない。日本は1995年に署名を、2002年に批准を行い正式加盟国となった。

この条約は、エネルギー分野に限られてはいるものの、法的拘束力を持つ枠組みとしては、非常に詳細かつ自由化の度合いの高い投資規定を実現している。特に、投資の参入・設立に関する自由化について、内国民待遇又は最恵国待遇のうち、より良い待遇を付与する「best-effort 規定<sup>89)</sup>」を設けている。また、投資の参入・設立自由化の例外についてロール・バックとスタンド・スティル<sup>90)</sup>の努力規定を設けている。更に、この参入・設立に関する待遇を法的に拘束力を有するものとすべく、「Supplementary Treaty」の締結交渉を1998年1月1日までに終了することが条約に盛り込まれていた<sup>91)</sup>。このビルトインアジェンダを受け交渉が行われ、1997年12月には一連の最終決議案(Draft Final Act)等<sup>92)</sup>がまとめられ、1998年4月に採択が図られたが、この段階で加盟国の一部が反対に回ったため、現時点まで実現に至っていない<sup>93)</sup>。しかしながら、締約国の設立前の投資自由化の無差別原則例外を「B

---

<sup>89)</sup> 具体的には、エネルギー憲章条約第10条(2):Each Contracting Party shall endeavour to accord to Investors of other Contracting Parties, as regards the Making of Investments in its Area, the Treatment described in paragraph (3).

第10条(3)については以下のとおり:For the purposes of this Article, “Treatment” means treatment accorded by a Contracting Party which is no less favourable than that which it accords to its own Investors or to Investors of any other Contracting Party or any third state, whichever is the most favourable.

<sup>90)</sup> スタンド・スティルについては、自主的な宣言を行うか、拘束的なコミットメントとするかの二段階の選択肢が用意されている。

<sup>91)</sup> 具体的には、エネルギー憲章条約第10条(4):A supplementary treaty shall, subject to conditions to be laid down therein, oblige each party thereto to accord to Investors of other parties, as regards the Making of Investments in its Area, the Treatment described in paragraph (3). That treaty shall be open for signature by the states and Regional Economic Integration Organizations which have signed or acceded to this Treaty. Negotiations towards the supplementary treaty shall commence not later than 1 January 1995, with a view to concluding it by 1 January 1998.

<sup>92)</sup> 正式には、“Draft Final Act of the International Conference and Decision of the Energy Charter Conference”, “Draft Supplementary Treaty to the Energy Charter Treaty”(採択後はFinal ActのAnnex1となる)、“Draft Decisions with Respect to the Energy Charter Treaty and the Supplementary Treaty”(同じくAnnex2)、及び“Draft Declaration on Environmental and Social Standards, and Guidelines to Investors”。

<sup>93)</sup> 加盟国の中でもフランスは、同時期にOECDで交渉されていた多国間投資協定(MAI)の締結にも最終的に反対を表明し、交渉断念の引き金となっており、エネルギー憲章条約

lue Book」として編纂・公表し、投資グループによる定期審査を行っており、透明性・予見性の向上に寄与している。

この他、エネルギー憲章条約について特筆すべきは、技術移転、資源に対する国の主権の確認などの開発に関連する規定を含むことである。技術移転については、法令の遵守、知的所有権の保護を条件とし、商業的かつ無差別の原則に基づきつつ、エネルギーに関する技術の取得機会の提供や、当該技術の移転促進に合意するとともに、技術の移転に対する既存の障害の撤廃と新たな障害を設けることの禁止を定めている。また、エネルギー資源に対する国の主権及び主権的権利を確認している。

さらに、資本市場の自由化を促す規定やサブナショナル(地方政府及び機関)についても条約遵守責任を課す規定を設けている。資本市場の自由化については、エネルギー関連の貿易促進や投資活動の円滑化のためには、資本市場の開放性が重要であることを確認し、各国の資本の利用機会に関し、最も有利なものよりも不利でない条件で自国の資本市場を利用する機会を与えることを促進する努力義務の規定を設けている。サブナショナルについては、自国の領域内の地域及び地方の政府及び機関による、条約の遵守を確保するために利用することができる妥当な措置をとることが求められており、サブナショナルの措置に対する紛争解決手続きも適用可能とされている。<sup>94</sup>

上記のような特徴の他、エネルギー憲章条約では、WTOと同様の貿易関連投資措置(TRIMs)の禁止が規定されており、また、投資の保護についても、一定の要件を満たさない収用の禁止、送金の自由の確保、国際法の基準を下回らない待遇、公正かつ衡平な待遇の付与等の規定が含まれている。紛争解決手続きについても、投資家対国家及び締約国間の紛争解決の具体的な手続きが定められている。

上記のように、エネルギー憲章条約は、現存する投資協定の中では最も包括的な側面を有し、目指す自由化のレベルも高いものとなっているとともに、一定の開発への配慮が取り込まれており、今後の国際投資協定のあり方に示唆を与えるものである。この条約が加盟国にどのような影響を及ぼして来たか検証する必要があるだろう。しかしながら、締結の経緯から加盟の状況が欧州中心に偏り、多角的な国際投資の枠組みとして上手く機能していないという限界を抱えていると考えられる。

## 5.5 既存の投資関連国際取決めの特徴と問題点

---

における投資の参入・設立に関する自由化に法的拘束力を持たせる「最終決議案」の採択にも、同様に反対の立場を表明することとなった。

<sup>94</sup> このサブナショナルの扱いが先に述べたように米国、カナダの加盟を困難にしている一因でもある。

表5. 2は、本章で検討してきた投資に関する多角的及び地域的政府間取決めの概略をとりまとめたものである。また、表5. 3は、第3章、第4章、第5章で検討してきた投資に関する主要な国際取決めについて、主要要素に関する詳細な比較を行ったものである。<sup>95</sup>これまで本稿で、投資関連国際取決めを巡る交渉の歴史を概観して来たが、取決めに含まれる論点が幅広く、交渉当事国間の対立点も多いことが浮かび上がって来た。従って、より包括的で、より加盟国が多く、また拘束的な協定を合意するための道のりは決して平坦ではないと考えられる。以下に、既存の投資関連国際取決めの特徴と今後解決すべき問題点を整理する。

#### 5. 5. 1 紛争処理手続き

具体的に対立点として際だっているのは、紛争処理手続きである。途上国と先進国がともに交渉に参加した「国連多国籍企業行動規範案」が採択されずに終わったことも、依然としてブラジル、メキシコ、インドといった主要な途上国がICSIDに非加盟であることも、この対立点の深刻さの現れである<sup>96</sup>。特に、WTOの枠組みの下での新たな投資協定は、自動的にWTOの紛争処理手続きが適用されることから、カルゴ原則の立場を取っている諸国にとっては、国内政治的にも解決に時間を要する問題であろう。この原則の問題を乗り越えたとしても、個別措置の整合性を確保するためのモラトリアム期間をどのように設定するのが次の課題として浮かび上がってくるであろう。

#### 5. 5. 2 先進国が抱える問題点

一方、先進国が抱える問題や対立点を解決することも重要なタスクである。先進国間の関心は、より進んだ自由化の実現であろう。OECD自由化規約の成功により、先進国間では投資の分野の自由化が相当程度進んでいるため、設立前段階での内国民待遇を実現するなど、更なる自由化を実現する仕組みを取り入れることが重要になる。OECD・MAIの交渉経緯から推察されるのは、この際に内国民待遇・最恵国待遇の例外の扱いに関する各

---

<sup>95</sup> 類似の研究としてUNCTAD(1996)がある。ここでは、交渉担当実務者の便覧に供することを目的に、最新のデータを用いるとともに、関連条文及び規定ぶりについてより綿密な記述を行った。

<sup>96</sup> 南米の金融危機後も、ICSIDにアルゼンチンを含む南米諸国に対する投資家からの紛争案件が持ち込まれる中で、ブラジルが対象とならなかったことがブラジルの早期回復の一因となったとも言われている。

国間のバランスの問題や、文化例外、地域統合、サブナショナルの扱い、人権・環境問題を巡る政治的な圧力等各国ごとにセンシティブな問題の解決を図らなければならないということである。

### 5. 5. 3 既存の取決めの成果

既存の投資関連国際取決めにおいて成果を挙げてきた要素は何なのだろうか。これは自由化へのコミットメントとピアレビュー、そして通報による透明性の向上であろう。先進国が海外直接投資資金9割の出し手であるのみならず、7割の受け手である事実にも、OECD自由化規約等の交渉を通じた自由化努力が寄与していると考えられる。また、OECDのみならず、APEC非拘束的投資原則における「APEC投資ガイドブック」やエネルギー憲章条約における「Blue Book」などの編纂、ピアレビューによる、ソフトな(拘束的でない)自由化の実現も、加盟国間の透明性と予見性の向上に大きく貢献してきたと考えられる。アジア諸国や中東欧諸国への投資が比較的堅調なもの、これらの自由化や透明性向上のフレームワークを有していることが無関係ではなかろう。

### 5. 5. 4 既存取決めとLDCs、途上国

最も留意すべき点は、LDCsが既存の取決めのカバレッジから、こぼれ落ちている点である。今後、LDCsが参加可能な国際投資協定がいつまでも策定されない場合、投資を巡る情勢はステータスクオではなく、先進国への集中の継続、及び途上国間の格差の拡大につながる可能性が高い。LDCsにとっては、自らが参画できる投資協定を模索し、可能な限り自国に有利な条件で締結することこそが求められるのではないだろうか。

その際に重要な点は、多国籍企業の行動規範、技術移転、開発政策への配慮等の途上国の関心事項をどこまでどのように盛り込んで行くかである。投資に関する取決めには、「投資の受入国が従うべき基準」と「多国籍企業の行動規範」の大きく2つの異なる観点が存在する。一般に、先進国側は前者を強め、後者を弱めるような国内政治的圧力を受け、途上国側は逆の圧力に晒され、この間のバランスを熟慮することが求められる。

多国籍企業の行動規範については、「OECD多国籍企業ガイドライン」<sup>97</sup>や、「ILO多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言」、「UNCTAD制限的商慣行を規制する

---

<sup>97</sup> この他にもOECDでは、コーポレートガバナンス原則、外国公務員贈賄防止条約・ガイドライン、税制措置に関する条約・ガイドライン、規制改革原則等の取決めを行って来ている。

ための多国間で合意された衡平な一連の原則とルール」などが非拘束ながら採択されている。また、「国連多国籍企業行動規範案」や「国連技術移転国際行動規範案」等が未採択ながら長年検討に付されて来た。エネルギー憲章条約についても、技術移転、資源に対する国の主権の確認などの条項が盛り込まれている。これらの協定で検討されてきた論点は必要かつ十分な形態でWTOの下での新たな投資協定に反映されるべきであろう。

さらに、開発政策への配慮であるが、真に途上国の経済発展に効果のある措置を見極める必要があろう。本稿の2. 3、2. 4で検討したとおり、被投資国の人的資源、制度的資源等の国内政策が盤石に進展しているほど、海外資本を利用した経済発展が期待できる。このような環境を整える被投資国の政策努力は中長期的な視野を必要とするものであり、息の長い経済技術協力を後押しするような規定を投資協定に盛り込む必要があろう。一方、短期的な措置については、例えば、投資誘致のためのインセンティブ競争については、経済学的には効率性の歪曲であり、「race to the bottom」となる危険性が指摘されている。しかし隣国とのインセンティブ競争に晒されている途上国政府としては自発的に廃止することができない。従って、多角的な投資協定の中でインセンティブ競争に歯止めを掛ける規定を設けることは、途上国自らを利することにもなる。<sup>98</sup>また、パフォーマンス・リクワイアメント<sup>99</sup>についても同様に効率性の歪曲であるとともに、被投資国側に代替能力がない場合にはディスインセンティブとして働く危険性が高い。従って、インセンティブ、パフォーマンス・リクワイアメント等の効率性を歪曲するような措置について、途上国にとり合意できる形態で制限を設けることが望ましいであろう。さらに、途上国の開発政策の連続性を確保する上では、経済上、財政金融上の混乱が生じた場合の自由化措置撤回（送金規制等）など、セーフガード措置の条件・手続き等を明確に定めておく必要があり、このことが被投資国の透明性、予見性の向上にも資することになる。<sup>100</sup>

WTOの下での新たな投資協定の検討には、これら過去の交渉における経験を十分に斟

---

<sup>98</sup> 国内政治的には困難が伴うであろう。途上国のみならず、先進国についてもサブナショナル（例えば米国の州政府）間のインセンティブ競争を制限することは、政治的な困難を伴うことが指摘されている。

<sup>99</sup> パフォーマンス・リクワイアメントのうち数量制限を伴うものは、WTO・TRIMs協定により制限されているが、この他本社設置、研究開発、現地人雇用、資本参加の制限の要求等が残されている。また、技術移転についても内容如何でディスインセンティブとして働く危険性がある。OECD・MAI交渉では、これらのパフォーマンス・リクワイアメントについて、原則禁止だが、（強制的でなく）任意で優先措置（インセンティブ）とリンクするものであれば許容されることになっていた。この帰結は、途上国にとっては、経済実態的にはメリットに乏しいものであり、今後の議論の際にも注意を要する。

<sup>100</sup> 開発政策余地（development policy space）については、国連多国籍企業規範案においても盛り込まれる予定であったが、「開発政策」の範囲・内容が明確でなく、他の要件との衝突の際にどちらが優先されるのかに疑問を残していた。



酌し、特に対立点を巡っては、途上国、先進国双方にメリットのある解を見いだして行くことが求められているのである。

## 6. 投資のコンテキストで見たGATSとTRIMs

本稿3. 4、3. 5では、ウルグアイ・ラウンドの成果として締結されたTRIMs協定、GATS協定、TRIPS協定、補助金協定において投資に関連する規律が含まれていた点について触れた。WTOの枠組みの下で、新たな投資協定締結の可能性を検討するに当たっては、WTOの法体系におけるGATSその他の協定に含まれる投資規律部分との補完性や、再構築のあり方を考慮に入れておく必要がある。そこで、本章では、特に投資規律に深い関わりを有するGATS協定とTRIMs協定に焦点を当て、これらの協定を、投資のコンテキストで見た場合、どのような規律を含んでいるのかについて考察する。

### 6. 1 投資のコンテキストで見たGATS協定

#### 6. 1. 1 投資の定義・範囲

##### (1) 投資と投資家の定義

GATS第1条(適用範囲及び定義)の2項(c)は、「いずれかの加盟国のサービス提供者によるサービスの提供であって他の加盟国の領域内の業務上の拠点を通じて行われるもの」(いわゆる第3モード)と定義しており、このためGATSはサービス分野における投資を対象としている。

さらに、第28条(定義)(d)項によれば、業務上の拠点(“commercial presence”)には、法人の設置・取得・維持等により置かれる事業所を含むとされている<sup>101</sup>ことから、投資の定義は広範ながらも企業ベースの直接投資に近い印象を受ける。<sup>102</sup>

ただし、GATS第16条(市場アクセス)第1項の注を見ると、市場アクセスにコミットした分野については、関連する資本の移動(“related transfers of capital”)を認めることを約束したものとされており<sup>103</sup>、この「関連する資本移動」の範囲の解釈によっては、さらに定義の範

---

<sup>101</sup> GATS第28条(定義)(d)項:「「業務上の拠点」とは、業務を行うための又は自由職業のための事業所をいい、これらの事業所には、サービスの提供を目的として加盟国の領域内で行われる次のいずれかの行為により置かれるものを含む

(i) 法人の設立、取得又は維持

(ii) 支店又は代表事務所の設置又は維持」

<sup>102</sup> Karl(2003)は、GATSの「業務上の拠点」が「特に海外直接投資を含む、長期の越境投資(“long-term cross border investment, particularly foreign direct investment”)を意味するとの見解を明示している。

<sup>103</sup> GATS第16条(市場アクセス)第1項注:「(略:第一条2(a)関連部分)加盟国は、同条2(c)に規定する提供の態様によるサービスの提供に関し市場アクセスに係る約束を行う場

囲が広がる可能性もあるように考えられる。

また、GATS第28条(g)項において、「サービス提供者」とは、サービスを提供する者をいう。」と規定されるとともに、同項の注<sup>104</sup>において「サービス提供者(すなわち、当該法人)」<sup>105</sup>と記述されており、投資家の定義はサービス提供を行う法人と考えられる。

## (2) 範囲

GATSの適用範囲は、「サービスの貿易に影響を及ぼす加盟国の措置」(第1条1項)であり、「サービスの貿易」とは第3モードの投資を含む4つの態様によるサービスの提供(第1条2項)である。「サービス」とは、「政府の権限の行使として提供されるサービス以外のすべての分野におけるすべてのサービスをいう。」(第1条3項(b))と規定されている。また、GATS約束表ではWTO事務局作成のサービス分類を用いており、具体的にはこの分類で範囲が示されている<sup>106</sup>。

また、「加盟国の措置」には、「中央、地域又は地方の政府及び機関がとる措置」、及び「非政府機関が中央、地域又は地方の政府又は機関によって委任された権限を行使するに当たってとる措置」としてサブナショナルが広く含まれており、「加盟国は、自国の領域内の地域及び地方の政府及び機関並びに非政府機関による当該義務及び約束の遵守を確保するため、利用し得る妥当な措置をとる」こととされている。<sup>107</sup>(第1条3項(a))

## 6. 1. 2 市場アクセス、待遇、自由化交渉

GATSでは、投資前段階(市場アクセス)、投資後段階を問わず、内国民待遇については

---

合には、当該約束をもって自国の領域への関連する資本の移動を認めることを約束したことをとする。」

<sup>104</sup> GATS第28条(g)項(注):「サービスが法人によって直接提供される、支店、代表事務所その他の形態の業務上の拠点を通じて提供される場合であっても、サービス提供者(すなわち、当該法人)に対し、当該業務上の拠点を通じこの協定に基づきサービス提供者に与えられる待遇が与えられる。当該待遇は、当該業務上の拠点におよぼされるものとし、サービスが提供される領域の外に所在する当該サービス提供者の部分に及ぼされる必要はない。」

<sup>105</sup> 原文は、”the service supplier (i.e. the juridical person)”。

<sup>106</sup> WTO事務局分類は全部で155業種に区分されているが、大きくは、1)実務サービス、2)通信サービス、3)建設・エンジニアリングサービス、4)流通サービス、5)教育サービス、6)環境サービス、7)金融サービス、8)健康関連・社会事業サービス、9)観光・旅行関連サービス、10)娯楽、文化、スポーツサービス、11)運送サービス、12)その他サービス、に分けられる。

<sup>107</sup> 従来の米国、カナダ等のサブナショナルの取扱いに関する厳しい対応を勧案すると、特筆すべき特徴である。

ポジティブ・リスト方式で、最恵国待遇についてはネガティブ・リスト方式によって与えられている。

OECDにおいては、最恵国待遇については、OECD自由化規約により、投資前段階・投資後段階ともに自由化がほぼ達成されており、内国民待遇については、OECD多国籍企業宣言の関連文書として採択された「内国民待遇」に関する閣僚理事会決定により、投資後段階に原則付与が合意されていた。これと比較して、GATSでは投資前段階でのポジティブ・リスト方式での内国民待遇に踏み込んでいる点が特筆すべき点である。<sup>108</sup>

ドーハ閣僚宣言の「貿易と投資」関連部分において示された明確化すべき7項目にも、「GATSタイプのポジティブ・リスト方式に基づいた設立前コミットメントのための枠組み」が含まれており、GATSとの整合性確保と途上国の取組み易さが考慮されていると考えられる。ポジティブ・リスト方式は、被投資国側が自由化のペースをコントロールし易いというメリットがある反面、積極的にコミットするインセンティブが不在の状況では、自由化がなかなか進展しないというデメリットがある。<sup>109</sup>

### 6. 1. 3 パフォーマンス・リクワイアメント、国内規制、雇用・人の移動

GATSでは、パフォーマンス・リクワイアメントについて後述するTRIMsと比較すると、特定の約束を行った分野（“In sectors where specific commitments”）については、より多くの措置の禁止を規定している。提供者数の制限、取引総額・資産総額の制限、事業総数・総産出量の制限のみならず、雇用者数の制限、合弁企業等事業体の形態の制限や要求、外国資本参加の制限が全て禁止されている（第16条2項）。

国内規制については、特定の約束を行った分野について、資格要件、資格審査手続、技術基準、免許要件に関する措置が不必要な障害とならないことを確保するため、サービス貿易理事会が設置する適当な機関を通じて必要な規律を作成することや、その経過期間における措置についても規定されている（第6条4項、5項）。また、資格、基準又は免許についての事項に関するものを含め、約束表への記載の対象となり得るその他の措置について交渉を行うことができると規定されている（第18条）。

---

<sup>108</sup> さらに、1998年に交渉が開始されたOECD・MAIでは、投資前段階（市場アクセス）についても原則内国民待遇を認めることとなっており、GATSのさらに先を行く、より高い自由化の実現が検討されていた。しかしながら、内国民待遇例外の扱いも一つの争点となり、結局合意には至らなかった。

<sup>109</sup> このデメリットを懸念して、世銀（2002）は、新規の投資協定を策定することに努力を振り向けるよりも、既存のGATSの枠組み内で、途上国からのコミットメントを増やすべきと主張している。p.xvii。

人の移動については、投資元国内の親企業と被投資国内の子会社との間での要人の入国・出国規制の自由化が、投資の観点からは重要な論点である。ただし、GATSにおいては人の移動は第3モードではなく、第4モードとして別立てで扱われており、途上国が自由化を強く求めている外国人労働者受け入れ拡大の問題と併せて交渉しなければならないことから、先進国にとってもセンシティブな問題となっている。GATSにおいては、人の移動に関しては、国別約束について交渉することができる(附属書)とされているが、WTO設立後、1995年7月に妥結した交渉で、6つの加盟国(豪、加、EC、インド、ノルウェー、スイス)が人の移動に関するより高いレベルのコミットメントをしたにとどまった。

#### 6. 1. 4 例外とセーフガード

GATSにおかれている例外は、一般例外、安全保障例外、経済統合地域例外、国際収支擁護制限例外である。

一般例外として、公の秩序、生命健康保護、協定に反しない安全等の法令遵守確保のための措置、二重課税等の回避のための内国民待遇、最恵国待遇例外が定められている(第14条)。また、安全保障のための例外が置かれている(第14条2項)。さらに、サービス貿易を自由化する経済統合締結を妨げないとする、経済統合地域例外が置かれている(第5条)。

また、国際収支及び対外資金に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれのある場合に、一定の要件を満たすことを条件として、国際収支擁護のための制限(資金移動に対する制限を含む)を課することを認めている(第12条)。<sup>110</sup>

#### 6. 1. 5 保護(送金)

投資の保護の観点からは、GATSは余り多くの規程を含まないものの、第11条(支払及び資金移動)において、送金の自由は確保されている。即ち、「自国の特定の約束に関連する経常取引のための国際的な資金移動及び支払に対して制限を課してはならない。」と規定されている。

---

<sup>110</sup> 第12条とは別に、第10条1に緊急セーフガードについて、世界貿易機関設立後3年以内発効を目途に、無差別の原則に基づく多国間交渉を行うことがビルトイン・アジェンダとして規定されているが、また結論を得ていない。第3モードの投資に関する緊急セーフガードがどのように扱われることになるのか、また第12条との関係がどう整理されるのかについて、注視が必要である。

投資の保護の観点からは、二国間投資協定や地域貿易協定、国際取決めにおいては、収用に関する条項<sup>111</sup>を含むことが多いが、GATSには収用に関する条項は含まれていない。

#### 6. 1. 6 紛争処理

紛争処理については、WTOの紛争処理メカニズムに基づくため、国家対国家のみである（第22条、第23条）。従って、投資家対国家の間の紛争解決メカニズムや、紛争解決に資する他の国際機関へのリコースは認められない。また、二国間投資協定や地域貿易協定、国際取決めにおいては、紛争処理手続きの内容について当事国間で交渉の余地があるか、非拘束的なものであるのに対して、WTOの紛争処理メカニズムは加盟国に一律に適用されるという違いがある。GATSの第3モードに関連する紛争案件は多くはない<sup>112</sup>が、途上国側が、新たなコミットメントが潜在的な紛争案件の種となることを懸念して、慎重な姿勢を取っている可能性もある。<sup>113114</sup>

#### 6. 1. 7 透明性

他の国際協定と比較しても、WTOにおいては透明性の確保が特に重視され、実施状況も比較的良好<sup>115</sup>であることが大きな特長となっているが、サービス協定については、中でも特に幅広い透明性の確保が図られている。即ち、国内措置のみならず加盟国が関与する

---

<sup>111</sup> 一般的に、「公共の利益を目的とし、差別的でなく、法の正当な手続きに則り、迅速・十分・効果的な補償の支払いを伴うものでなければ収用してはならない」等の規定（ハル・ルール）が置かれることが多い。

<sup>112</sup> 具体的には、WT/DS45-Japan- Measures Affecting Distribution Services、WT/DS80-Belgium- Measures Affecting Commercial Telephone Directory Services、WT/DS204-Mexico- Measures Affecting Telecommunications Services。

<sup>113</sup> 一般に、国内司法手続き以外の紛争処理手続きを投資協定に定める場合には、国内企業には利用できない選択の余地を外国企業のみに与えることになるため、途上国側の国内で理解が得にくい。他方、先進国側では途上国の国内司法制度の公平性等への疑問が払拭されないことから、他の手段へのリコースが求められるという背景がある。なお、非拘束の取決めの場合には、自国が自由化をコミットしたとしても、紛争処理案件となる懸念がないことから、自由化の表明が比較的容易に進展すると考えられる。（例えば、APEC非拘束的投資原則など。）

<sup>114</sup> また、企業の多国籍化の進展を背景として、国家対国家の紛争処理において、企業の国籍基準に関する複雑な問題が浮上してくる可能性があるであろう。

<sup>115</sup> WTO以外の取決めと比較すると、実施状況は良いと考えられるが、WTO内の議論としては、まだまだ通報等の迅速性などで不十分だとする声強い。

国際協定についても発効前に公表すること、照会所を設置すること、関連法規を毎年サービス貿易理事会に通報することが定められている(第3条)。課題としては、通報の内容に関する審査を如何に充実して行くべきかということであろう。

#### 6. 1. 8 開発関連条項

開発関連条項についても、前向きな取決めが盛り込まれている。即ち、発展途上国の参加を国別約束を通じて促進すること。特に、商業ベースでの技術利用、流通経路等へのアクセスの改善、関心輸出分野の市場アクセスの自由化などを促進することになっている。また、途上国向けの連絡所の設置も義務付けられている(第4条)。

さらに、発展途上国の開発計画に対する補助金の役割と柔軟性の必要性を考慮すること(第15条)や、技術援助をサービス理事会が決定し、事務局が提供すること(第25条)なども盛り込まれている。<sup>116</sup>

#### 6. 1. 9 その他

その他、制限的商慣行(第8条<sup>117</sup>、第9条)や、個人情報等の消費者保護、健康安全基準(第14条)、基準等の承認(第7条)、税制(第22条)などについても幅広く取り込まれているという特徴がある。環境基準、労働基準については触れられていない。

### 6. 2 投資協定としての視点から見たGATSの特徴と問題点

二国間投資協定で含まれる要素と比較して、GATSでは、1)対象範囲の限定(モノの分野の脱落、対象となる投資形態が不明確)、2)収用の場合の投資保護、3)投資家対国家の紛争処理といった点を除き、ほぼ網羅していると考えられる。国際投資協定に期待される「投資受入基準(投資受入国の規範)の側面」と「多国籍企業の行動規範の側面」の観点のうち、後者については、開発関連条項など幾つかの重要な点が触れられているものの、

---

<sup>116</sup> これらの開発関連条項の実施が不十分であることが、途上国側の不満となっており、ドーハで開催された第4回WTO閣僚会合では実施問題に関する決定が採択され、「途上国配慮条項の活性化」など42項目が盛り込まれた。

<sup>117</sup> 特に第8条に定める「独占的地位の濫用防止確保」については、被投資国内の競争政策の整備が必要となろう。途上国が市場開放を行った際に、多国籍企業による市場独占と国内企業のクラウンディング・アウトが生じる危険性が指摘されることがあるが、この防止の観点からも途上国が競争政策を導入することにはメリットがある。

環境基準、労働基準への言及を欠くなど十分とは言えない。

自由化の観点からも、設立前段階の投資について、最恵国待遇がネガティブ・リスト方式で、内国民待遇がポジティブ・リスト方式で与えられ、少数のハイレベルな二国間投資協定や地域貿易協定での投資条項が規定している自由化レベルには及ばないものの、それ以外の大多数の協定に比較すれば高い自由化の枠組みを提供している。内国民待遇の付与にポジティブ・リスト方式が採られていること自体は、各国の事情を勘案しやすいとの利点があるが、WTOのリクエスト・オファー方式による交渉方法の下では、自発的な自由化へのインセンティブが生じにくいという難点がある。実際、GATSの下での途上国のコミットメントは低レベルに留まっており、GATSの自由化の枠組みを途上国が上手に活用しているとは言い難い。

また、パフォーマンス・リクワイアメントや国内規制等についても自由化の障害となる幅広い措置の禁止や透明性・予見性向上に資する規律の作成などが定められており、やはり高い自由化を達成する潜在的可能性は有するものの、ポジティブ・リスト方式が採用されており、途上国が自由化のシグナリングを発するのためのツールとして使うためのインセンティブを欠いているため、起草当時に期待された効果は上げていないのではないかとと思われる。

また、他の投資関連国際取決めと比較<sup>118</sup>して、WTOの紛争処理スキームは、利用度が高く強制力も強いことから、却って途上国が自由化に慎重になっているという chilling effect として作用してしまっている懸念がある。

開発関連条項についても、途上国による先進国市場へのアクセスの促進や連絡所の設置、開発計画への配慮、技術援助の提供等、前向きな概念は盛り込まれており、如何に実施につなげるかが引き続きの課題であろう。

### 6. 3 投資のコンテキストで見たTRIMs協定

TRIMs協定は、WTOの法体系において、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定(Marrakesh Agreement Establishing the World Trade Organization)の附属書一A:物品の貿易に関する多角的協定(Annex 1A: Multilateral Agreements on Trade in Goods)の中に

---

<sup>118</sup> 二国間投資協定や地域貿易協定における投資関連条項の紛争処理手続きで引用されることの多いICSIDの紛争処理案件数を見てみると、1966年の発効以降、1990年までの24年間では26件に過ぎなかったが、1990年から2003年末までの13年間では118件(うち63件が未決着)に急増している。資金及び人的資源の確保に困難を抱える途上国にとっては、如何に紛争を避けるかが重要な懸案事項となっている。



位置づけられており、従って、物品を対象とするものである。<sup>119</sup>GATSがサービス分野での投資規律を含んでいることと対比して、TRIMs協定は、物品を対象とした投資規律を提供している。しかしながら、GATSの包括性と比較すると、TRIMs協定で規定されている投資規律は非常に限られたものである。

投資自由化の観点からTRIMs協定を評価すると、第2条1項において、「いかなる加盟国も、千九百九十四年のGATTの第三条(内国民待遇)又は第十一条(数量制限)の規定に反する貿易関連投資措置をとってはならない。」<sup>120</sup>との概念規定が置かれ、具体的な違反措置が附属書の例示表に記載されている。ローカル・コンテンツ要求、現地調達要求、輸入制限、輸出・輸入比率制限、外国為替利用制限による輸入制限、輸出制限、国内生産・輸出比率制限は、強制的であるもの優遇措置とリンクするもののいずれも禁止されている。これらの措置については、いわばネガティブ・リスト方式で一定の経過期間内に全て廃止<sup>121</sup>することが求められている。一方、GATSでは約束を行った分野では禁止されることとなった、外国資本参加の制限、合併企業等事業体の形態の制限・要求、雇用者数の制限、事業総数・総産出量の制限、取引総額・資産総額の制限、提供者の数の制限<sup>122</sup>については、TRIMs協定では言及されていない。

開発関連条項の観点では、開発途上加盟国に国際収支擁護のための一時的な義務の逸脱が認められている点と不適合措置の廃止期間の延長に道が開かれている点が挙げられるが、後者については実際の申請に当たり先進国からの強い反対に遭い、開発途上加盟国の不満を増す結果となっている<sup>123</sup>。

紛争処理スキームについては、本稿3. 9で見たように、実際にTRIMs協定違反でブラジル、インドネシア、インド、フィリピンといった発展途上国の国産自動車開発計画が協議を受けたり、提訴されたりした経験から、TRIMs協定の適用範囲の拡大に繋がるような新たな投資協定の締結については、途上国は慎重になっている。

最後に、TRIMs協定第9条では、物品の貿易に関する理事会が、WTO協定発効後5年

---

<sup>119</sup> GATSは、同世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の附属書一B: サービスの貿易に関する一般協定(Annex 1B: General Agreement on Trade in Services)に位置づけられている。

<sup>120</sup> 括弧内は筆者が付記。

<sup>121</sup> TRIMs協定第5条2項により、先進加盟国はWTO協定発効の日から2年以内、開発途上加盟国は5年以内、及び後発発展途上国は7年以内と定められている。また、第5条3項にこの経過期間の延長の要件と手続きが定められている。

<sup>122</sup> 途上国におけるGATSの約束分野の数が思うように増加しないのも、これらの措置の撤廃が高いハードルを設定していることも影響しているであろう。

<sup>123</sup> 途上国によるこの延長要請が加盟国間の激しい議論となったことは、本稿3. 8を参照のこと。

以内に協定の運用について検討する際、この協定に投資政策及び競争政策に関する規定を補足すべきかどうかを考慮することとされており、将来の拡充への布石が打たれていると考えられる。<sup>124</sup>

#### 6. 4 新たな投資協定と既存のWTO協定との重複問題

これまで見てきたように、既存のWTO協定の中でも、部分的に投資規律に言及しているものがある。特に、WTOの枠組みの下で新たに投資協定を締結する場合には、投資規律への言及が大きいGATS及びTRIMs協定との重複を如何に整理するか議論は避けられないであろう。枠組みの整理としてはどのようなオプションが考えられるのであろうか。Karl(2003)は、以下のような4つのオプションを提示している。

オプション1: GATSはそのまま有効とし、一次、二次産業の投資をカバーする追加的な投資協定をWTOの下に設ける。

オプション2: 一次、二次産業の投資をGATSに含む。

オプション3: GATSのモード3(サービス分野の投資)をGATSから切り離し、新たなWTOの投資協定の下に含める。

オプション4: GATSには修正は加えないが、全経済分野を対象とする新たなWTO投資協定により補完される。

さらに、オプション1の場合は、サービス分野とそれ以外の分野の投資について、異なる規律が適用されることになる点が問題となると指摘している。また、オプション2の場合はGATS協定本体の再交渉につながる点が問題となる。オプション3の場合には、GATSで合意済みの投資規律が、新たな投資協定の下で弱められるのではないかと懸念が生じるであろう。以上の観点からは、オプション4が交渉の出発点として想定されうると指摘するのである。(Karl(2003))<sup>125</sup>

---

<sup>124</sup> TRIMs協定第9条(物品の貿易に関する理事会による検討): 物品の貿易に関する理事会は、世界貿易機関協定の効力発生の日の後五年以内に、この協定の運用について検討し、適当な場合には、この協定の改正を閣僚会議に提案する。同理事会は、この検討において、この協定に投資政策及び競争政策に関する規定を補足すべきであるかないかを考慮する。

<sup>125</sup> Karl(2003)は、オプション4の場合に、サービス分野の投資がGATSと新たな投資協定のどちらの規律に服するのが不明瞭になるとの問題点を指摘しているが、両者の間に解釈上の衝突が生じる場合には、新たに結ばれた協定を優先することになる。マラケシュ協定附属書一Aに関する解釈のための一般的注釈には、「千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の規定と世界貿易機関を設立する協定(附属書一Aの協定において「世界貿易機関協定」という。)附属書一Aのその他の協定の規定とが抵触する場合には、

上記のように、WTOの下で新たな投資協定の交渉を開始するに際しては、GATSやTRIMs等既存のWTO協定との整合性の問題が浮かび上がってくるが、GATSやTRIMs等の枠組みの再交渉を行うことについては、特に先進国側が慎重になると予想される。このため、Karlの指摘にあるように、既存の協定の修正は行わず、全経済分野を対象とする新たな投資協定を設けることが現実的な解であるように思われる。このアプローチにより、既存のWTO協定で提供される自由化の枠組みを後退させることなく、サービス分野以外での投資規律を補完することが可能となる。

さらに、重複や抵触の防止の観点のみならず、モノとサービスの分野が一体化している経済実態に呼応するためには、新たな投資協定とGATSを始めとする既存のWTO協定との関連の重要性を認識し、積極的な調和または接近を図ることが重要である。例えば、新たな投資協定により製造業、鉱工業等の分野が補足されたとしても、これらの産業の経済活動には流通、運輸、金融、保険等の様々なサービス分野の経済活動が相伴う。被投資国におけるこれらの産業の円滑かつ統合的な発展を促進するためには、直接投資活動を規律するWTO協定においてもモノの分野及びサービスの分野での規律を調和及び接近させることが必要となると考えられる。

---

抵触し得る限りにおいて、当該その他の協定の規定が優先する。」が定められており、GATSと新たな投資協定の抵触の場合に関する同様の注釈を置くことも可能であろう。また、「条約法に関するウィーン条約(Vienna Convention on the Law of Treaties)」に基づけば、後法優先が担保されていると考えられる。

## 7. 途上国と投資協定

WTOの下で、新たな国際投資協定を設けることについて、途上国からの支持が得られているとは言い難い状況である。3. 7で述べたように、第4回WTOドーハ閣僚宣言では、「次回閣僚会合において、明示的なコンセンサスを前提条件として、交渉を開始する」ことが盛り込まれたが、第5回WTOカンクン閣僚会合においては一部途上国の強い反対により、全く進展が見られなかった。また、多くのNGOも投資協定の交渉開始について、ラディカルな反対キャンペーンを展開し、途上国の態度に少なからず影響を与えたと見られる。

何が途上国を反対に駆り立てているのか。この根本的な理由を理解しない限り、WTOでの議論は前進しないであろう。NGOの主張に矛盾はないのか、NGOが主張するように新たな投資協定は途上国を虐げるものなのか。WTOの下で新たな投資協定が締結されるのであれば、先進国には何が求められるのであろうか。

### 7. 1 途上国を取り巻く状況

WTOの前事務局長であるMoore(2003)は、投資協定に反対しているのは次の2つのグループであるとしている。即ち、一つは、先進国のNGOと「投資は植民地主義であり搾取である」という意見に固執する途上国のNGOのグループであり、もう一つは、「全てアメリカの陰謀」を論ずる者のグループである。投資協定締結反対を最も強く支持しているのは、富裕国に住みながら、これらの貧困国の代弁者を自称している人々だというのである。また、国粋主義的な政治意図を持って投資協定に反対する国々があり、それらの国々こそ実際は投資を最も必要としている国々であるとも指摘する。なぜなら、WTOでは投資問題を議論することにさえ反対した途上国の大臣らが、その足でニューヨークやロンドンに投資誘致のための訪問団を率いて向かって行くことを目の当たりしたと指摘している。しかしながら、未だに直接投資に反対する途上国の心中では、帝国主義時代の苦い記憶がくすぶっており、この歴史的背景に照らせば途上国の怒りや恐れも理解できると述べている。さらに、先進国のダブルスタンダードに途上国が困惑している点も指摘している。即ち、途上国へ投資することを望みながら、一方で自国のタリフエスカレーションの是正には反対したり、既に途上国の市場に根を下ろした自国の企業(‘first-in best-served’ companies)が、途上国の主権の名のもとに地元政治家と結託して自由化(他企業の参入)を阻止しようとしている点である。Mooreは、WTOで投資協定を締結することは、国の経済的な主権をグローバル資本主義に譲り渡すことを意味するのではなく、インテグリティと透明性を確保し、競争条件を平準化し、多国籍企業の行動に受け入れ可能な規範を設けることができるものであると主張してい

る。

しかしながら、Mooreも投資を巡る議論を'minefield'と例えるように、国の主権の問題や経済的、政治的利害などの思惑が錯綜する中で、カンクン閣僚会合では、何ら解決の糸口が見いだせなかった。

## 7.2 NGOの論点の評価

一方、NGOはどのような主張を繰り広げたのだろうか。2003年9月に開催された第5回WTO閣僚会合に先駆けて、NGOが投資協定の交渉開始に反対する報告書を多数公表した<sup>126</sup>。例えば、Seattle to Brussels Network<sup>127</sup>による「Investment and competition negotiations in the WTO – What's wrong with it and what are the alternatives?」(October 2002)、Oxfam Internationalによる「The Emperor's New Clothes: Why rich countries want a WTO investment agreement」(April 2003)、英国の主な開発援助団体で組織される the UK Trade Network<sup>128</sup>による「Unwanted, Unproductive and Unbalanced: Six Arguments against an Investment Agreement at the WTO」(May 2003)、Actionaidによる「Unlimited companies: The developmental impacts of an investment agreement at the WTO」(June 2003)等がある。また、交渉開始に関しては中立的であるが、途上国のメリットを重視した報告書として、CUTS<sup>129</sup>による「Multilateral or Bilateral Investment Negotiations: Where Can Developing Countries Make Themselves Heard?」(2002)などがある。

これらの報告書のうち、投資協定の交渉開始に強く反対するNGOにより主張されていた点は、概ね、1)投資協定を締結しても途上国が欲している直接投資の増加には繋がらない、2)非差別原則により、外国投資に対する規制権限を失うことは、自国の開発政策を成功裡に進める上で障害となる、3)多国籍企業に市場を開放すると、国内産業のクラウンディング

---

<sup>126</sup> 一方、産業界はWTOにおける投資協定締結を支持する報告書を公表している。また、協定の内容がハイレベルなものとなるよう要請している。

<sup>127</sup> この組織は、持続可能な民主的で信頼性のある貿易制度を実現するための欧州NGOのネットワークである。加盟NGOは、11.11.11-Coalition of the Flemish North-South Movement, ATTAC France, Berne Declaration/Erklärung von Bern, Campaign for the Welfare State (For velferdsstaten), Corporate Europe Observatory (CEO), Friends of the Earth Europe (FoEE), Forum Syd, icda/International Coalition for Development Action, Oxfam International – EU Advocacy Office, SOMO, Third World Network, World Development Movement, World Economy, Ecology & Development (WEED)である。当該文書への署名NGOは更に多数に上る。

<sup>128</sup> この組織への参加NGOは、Oxfam, Actionaid, Christian Aid, CAFOD, World Development Movement, Save the Children である。

<sup>129</sup> CUTSは、数少ない途上国(インド)に本部を置くNGOである。

アウトが生じるため、開発政策上望ましくない、4) GATSタイプのボトムアップアプローチが、途上国の投資自由化にフレキシビリティを与えるというのは嘘であり、交渉において強い自由化圧力を受けることになる、5) WTOでの投資協定は投資家の行動を規制しておらず、先進国と途上国の間のバランスを欠いている、6) 多角的投資協定を結んだからと言って、二国間投資協定がなくなる訳ではない、7) 新たに複雑な交渉テーマを持ち込むことは、途上国に多大な負担を強いて、ドーハアジェンダの進展を著しく困難にする、8) 先進国は農業分野での譲歩を行いたくないが為に、新たな投資協定の議論を持ち出すことで途上国を牽制している、というものである。

これらの論点には、確たる裏付けを伴うものと伴わないもの、交渉により解決が可能であるものと不可能であるものなど様々な性質のものが含まれるが、途上国の判断に多大な影響を与えるという点で重要である。従って、途上国に求められるのはNGOの論点の正当性を、より批判的な洞察の下に評価する姿勢であろう。また、第三者による中立的な評価が増加することで、途上国が正しい選択を行う際の支援に繋がるのではないだろうか。ここでは、主として以下の論点について批判的評価を試みて見たい。

#### 7. 2. 1 新たな投資協定の締結は直接投資の増加につながらないのか

多くのNGO報告書は、新たに投資協定を締結したとしても直接投資の増加には繋がらないため、途上国へのメリットはないと主張していた。しかし、2. 4でも検討したとおり、これは、世銀(2002)等の二国間投資協定の投資促進効果の実証研究の結果を拡大解釈した結論である。先に見たとおり、実際には世銀(2002)は、「法制、政府の効率性、規制の質と言った投資環境が悪ければ二国間投資協定を締結したとしても追加的な直接投資の増加は見込めず、これらの投資環境が良ければ、その国に向かう直接投資の額と相対的なシェアが増加する。」と結論している。また、この実証研究は、OECD諸国と途上国の間の二国間投資協定の締結と直接投資フローの相関関係を検証したに過ぎず、多角的な投資協定が締結された場合の影響を判断するに際し、直接適用されるべき性格のものではない。むしろ、実体としては、OECD自由化規約を発展させてきた先進国間の投資や、APECや地域貿易協定等で拘束的又は非拘束的な投資自由化の枠組みに積極的に関与してきた途上国への投資が増加しており、この因果関係に関する検証が必要とされよう。

#### 7. 2. 2 投資交渉開始を拒否することは途上国にどのような影響をもたらすのか

NGOの報告書は途上国が団結してWTOにおける新たな投資協定の交渉開始を拒否す

ることを要請している。しかしながら、WTOにおける投資交渉のモメンタムが失われれば、二国間、地域間で対処しようとの動きに拍車がかかることになろう。多国籍企業にとっては、この方が好都合な面がある。即ち、途上国の国内開発政策への配慮について大きな譲歩を行う必要がなく、投資前段階の内国民待遇など高いレベルの自由化や、短期資金まで含めた幅広い投資への手厚い保護、投資家対国家の紛争処理手続きなどの有利な条件を包含した協定を結ぶことができるからである。途上国側にとっては、先進国を相手に一対一の交渉を行うことになるため、投資自由化の観点でより一層の譲歩を求められるであろう。また、NGOの監視力や影響力も二国間投資協定の内容にまでは及び難いのが現状である。

また、このような状況になった場合、先進国側は交渉相手をより選択的に検討することになり、結果的に、投資先の分散は図られず、更なる集中化が進む危険性がある。特に、本稿で検証してきたとおり、LDCsの関与の余地が殆どなくなり、世界経済から疎外されたままとなるであろう。

さらに、インセンティブ競争の規制、透明性の向上、無差別原則による経済ブロック化への牽制、投資家の行動規範の強化といった、多角的投資協定でなければ実現できない(または優れている)論点を放棄することにもつながる。特に、米州や欧州での地域統合の進展に見られるように、経済ブロック化への懸念は増大しており、途上国にとっても投資分野での非差別原則を早急に確立することの必要性が高いのではないだろうか。<sup>130</sup>

---

<sup>130</sup> この他、一時期「WTOは投資問題について検討するマンデートを持たない」との途上国、やNGOの主張があった。この点については、マラケシュ協定第3条(世界貿易機関の任務)2項は、「世界貿易機関は、附属書に含まれている協定で取り扱われる事項に係る多角的貿易関係に関する加盟国間の交渉のための場を提供する。同機関は、また、閣僚会議の決定するところに従い、多角的貿易関係に関する加盟国間の追加的な交渉のための場及びこれらの交渉の結果を実施するための枠組みを提供することができる。」と定めており、即ち、第二文に基づけば、「閣僚会議の決定するところに従い、多角的貿易関係に関する加盟国間の追加的な交渉のための場及びこれらの交渉の結果を実施するための枠組みを提供することができる」のである。

ドーハ閣僚宣言パラ20(表3.6参照)によれば、「長期的な国境を越える投資、特に外国直接投資に関する透明で、安定的で、予見性のある状態を確保する多角的な枠組みが貿易の拡大に貢献することを認識し、第5回閣僚会合において、交渉枠組みに関し明示的なコンセンサスによる決定がなされれば、閣僚会合後に交渉が行われることに合意する。」と謳われており、明示的なコンセンサスによる決定がなされれば、WTOは投資交渉を行うマンデートを持ち得ると考えられる。

(なお、マラケシュ協定第3条2項の第一文に基づけば、「附属書に含まれている協定で取り扱われる事項」には、TRIMs第9条の「物品理事会による協定の運用とその際に投資政策に関する規定をTRIMsに捕捉すべきであるかないかを考慮」する規定があり、また「適当な場合には、協定の改正を閣僚会議に提案」することとなっている。しかし、TRIMs協定を投資協定に格上げするアプローチについては、余り検討されていない。)

### 7.3 途上国がNGOと協力して主張して行くべき点は何か

以上のことを踏まえると、WTOにおける投資協定の交渉開始に反対を唱えているだけでは、途上国の利益を守ることには繋がらない。特にLDCsについては、積極的にWTOにおける投資協定を活用することが、国内の経済開発に資する新たな投資資金を海外から呼び込むために、必要かつ有効な手段となり得ると考えられる。それでは、WTOにおける投資協定を途上国にとっても最大限メリットのあるものとするためには、途上国は何を主張して行かなければならないのだろうか。NGOは、途上国のどのような主張を支援して行くべきなのであろうか。

第一点は、多角的貿易・投資体制の強化である。WTOが司る多角的貿易体制の範疇の外で、地域貿易協定や二国間投資協定による囲い込みと第三国の差別的扱いが、草刈り場的に進展しており、この弊害を避ける必要がある。Moore (2003) が指摘したように、途上国の中でも、WTOでの投資協定の締結に反対している諸国が、地域レベル、二国間レベルでは積極的に投資協定等を活用しているという矛盾は何故なのか。途上国が一枚岩として自らの利益を追求するのであれば、より貧しい途上国が等しく参画可能で等しく恩典を享受し得るWTOの下でこそ、途上国の意見が十分反映された新たな投資協定を策定することに前向きな姿勢で臨むべきではないだろうか。<sup>131</sup>

第二点は、途上国の開発政策に必要な投資関連措置を明確化し、新たな投資協定に盛り込んで行くことである。本稿でも、他の投資関連の国際取決めにおいて、技術移転や投資元国側の努力義務等どのような開発関連条項が含まれているのかを顕かにしてきたが、これらの有効性を検証するとともに、新たな投資協定に開発関連条項を盛り込むよう積極的に働きかけるべきである。さらに、テクニカル・アシスタンス、キャパシティ・ビルディングといった支援措置が新たな投資協定の下で継続的、体系的、かつ有効に利用できるように働きかけるべきである。

第三点は、インセンティブ競争の制限に真剣に取り組むべきである。インセンティブ競争が途上国の財政が逼迫している状況を改善し、資金を国内のより長期的な投資環境向上のためのインフラ整備、人材開発、制度開発等に振り向けるべきである。インセンティブ競争は、途上国の間でも国内財政に余力のある国に有利に働いており、LDCsの立場からも積極的に規制を働きかけるべきであろう。全廃は無理であっても、何らかの制限を設けることはできる筈である。また、これは多角的投資協定においてしか達成され得ない。

---

<sup>131</sup> 各々の国が置かれている状況により、より緊密な経済関係を構築するニーズは異なる。多角的投資協定が締結されたとしても、このニーズに対応するための二国間投資協定の締結は減少しないであろう。しかしながら、二国間投資協定の進展と同時に、多角的貿易・投資体制を強化する必要性も高まると考えられるのである。



第四点は、投資家の行動規範を多角的投資協定に盛り込むことにより、実効性を持たせるべきである。新たな投資協定をその好機とすべきであり、新たな協定の下で人権問題、環境問題を含めた投資家の義務の周知度を高め、NGO等による監視を強めるのである。多国籍企業により途上国が搾取されることがあってはならず、多国籍企業側も国際的に企業の社会的責任を果たすことに前向きな姿勢を見せている。信頼性のある投資家の行動規範を盛り込むことにより、先進国、途上国間の相互の不信感を払拭すべく努力すべきであろう。特に幾つかのNGOが指摘するように、途上国の基本的インフラ(水道、医薬、教育等)に投資した多国籍企業が採算性の観点から急遽撤退することにより、途上国社会に深刻な打撃を与えることがある。このような事態へのセーフティネットとしての役割も視野に置きつつ、投資家の行動規範を検討することは途上国にとってもメリットがあると考えられる。「OECD国際投資及び多国籍企業に関する宣言」や「ILO多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言」等の非拘束ながらも既に採択された取決めもあり、協定の条文で参照することも可能であろう。また「国連多国籍企業行動規範案」等採択に至っていないが再検討に値する草稿もある。途上国側は、NGOと協力しつつ、具体的な提案を行って行かなければならない。

第五点は、紛争処理の対象にならない自由化枠を設けることを検討すべきである。途上国にとっては、よりフレキシブルに自由化を進展させることが可能な方策<sup>132</sup>が必要である。GATSの下での自由化が思うように進展しない一方で、OECDの自由化規約やAPECの非拘束的投資原則、ECTのBlue Book等がピア・レビューを通じて加盟国の投資自由化の進展に貢献してきたことを考えれば、同様のフレキシブルな自由化の枠組みを、より加盟国数の多いWTOの下で設けることは有効であろう。この方策により、WTOは現実的な自由化の成果を挙げるべきである。途上国は、WTOという最も活性度の高い国際機関を通じて、自国の投資制度の透明性を向上させ、投資環境の改善をアピールすることができるであろう。

133134135

---

<sup>132</sup> 例えば、投資前段階のコミットメントについては、全て紛争処理の対象外とすることや、GATS第21条に定める約束表の修正手続きに相当する条文の簡素化(例えば、1)先進国は途上国の修正に対して補償(compensation)を求めない、2)補償は新たな他の自由化措置によるものであれば、途上国の裁量に一任される等)などで、フレキシビリティを持たせることも一案であろう。

<sup>133</sup> 投資環境の改善には、投資に関連する国境措置のみならず、海外投資に与える国内規制改革措置の影響が大きい。このような national level での、投資環境の改善にも繋がる国内規制改革措置について、現状では効率的な情報共有の場を欠いている。このため、WTOでの情報共有を積極的に活用すれば、途上国にとって一対多数の効率的なシグナリングが可能となる。

<sup>134</sup> WTOの慣行に則れば、新たに「投資委員会(Investment Committee)」を設置し、協

いずれの点も、WTO 体制の下で投資協定を設けるに当たっては、途上国にとり重要な論点であるが、WTO における投資協定の検討に途上国側が意欲的な姿勢を持たなければ、実現することはできないであろう。問題を先送りすることによる弊害については、7. 2. 2で述べた。途上国は、信頼に足る国際機関やNGO等の手助けを得て、交渉に不可欠な人的資源と知的インプットを確保しつつ、前向きな対応に転換する時であろう。<sup>136</sup>

#### 7. 4 先進国に期待されることは何か

WTOの下での投資協定の締結には、途上国のみならず先進国のコミットメントが重要である。先進国にはどのような対応が期待されるのであろうか。

第一に、WTOの下での投資協定は、途上国の意向を十分反映したものとなるよう、最大

---

定の実施や通報(情報提供)に関する審査(ピア・レビュー)を行うことになる。また、同時にWTOの貿易政策審査メカニズムにおける投資部分の審査を拡充することも必要であろう。LDCsの投資環境に関する事務局調査報告を充実することで、LDCsの報告義務のみに頼りすぎることなく、情報を共有することができるであろう。同メカニズムは加盟国の制度の透明性向上に大きく貢献している。

<sup>135</sup> さらに、多国籍企業による支配的地位の濫用問題や途上国の国内産業のクラウディングアウトの問題に対応するためには、途上国の競争政策の策定・強化が強く望まれる。この意味で、シンガポール・イシューの投資問題と競争政策問題は密接な関係を有するのである。今後、「貿易と投資」及び「貿易と競争」の双方のワーキング・グループにおいて投資問題と競争政策のリンクを念頭においた更なる検討を行うことも必要であろう。また、競争政策の策定・強化に対するテクニカル・アシスタンス、キャパシティ・ビルディングを、投資協定の側面からも、強く求めて行くべきであろう。

<sup>136</sup> Moore(2003)は、WTO第4回閣僚会合の前に、投資を含むシンガポールイシューの交渉を開始するため、'opt-in opt-out'というアプローチで途上国を説得しようとして失敗したことを述べている。このアプローチでは、反対の立場の途上国が、シンガポールイシューの交渉開始に反対しないことには合意するが、実際の協定への参加は各々の国の国内制度等の準備が整うまで猶予される、というものである。しかし、途上国側は、準備が整っていないとの理由で協定から除外されることや、協定に参加しないことで投資家の判断に悪影響を与えることを懸念したとされている。

その後、投資協定を plurilateral agreement とすることも提案されているが、途上国はWTOの下で二階層を設けることになるためとの理由で反対している。しかしながら、先にMooreの提唱した'opt-in opt-out'方式も、類似の取決めが「情報技術製品の関税撤廃に関する合意(ITA:Information Technology Agreement)」(WTO設立後の1996年、第1回WTOシンガポール閣僚会合で合意された閣僚宣言に基づく)により既に存在しており、また plurilateral agreement は、1980年に発効した航空機協定(Agreement on Trade in Civil Aircraft)や、WTO設立後の1996年に発効した政府調達協定(Agreement on Government Procurement)など、現在もWTOの枠組みの中で効力を有する協定が存在している。

マラケシュ協定第9条では、WTOの意志決定はコンセンサス方式の慣行を維持すると定めているが、コンセンサス方式によって決定することができない場合には、問題となっている事項は、別段の定めがある場合を除くほか、投票によって決定することも定められている。(過半数の議決で決定。)

限の考慮を行うことである。OECDにおけるMAIは、数十年にわたり投資の自由化を達成してきた先進諸国間における野心的な交渉であり、このようなハイレベルの自由化を一足飛びに途上国に求めても合意は決して得られないであろう。WTOにおける投資協定交渉の出発点をOECD・MAI交渉に求めるよりは、むしろ、国連多国籍企業行動規範案等の途上国が交渉に参加していた議論での争点に着目し、これを如何に解決して行くかとの発想で取り組まない限り、議論の更なる進展は望めないであろう。

2003年9月の第5回WTO閣僚会合の直前、EC及び日本は交渉開始に対する途上国の支持を得やすいよう、透明性の向上に主眼を置き、自由化措置や保護措置の観点からは強制力の弱い協定枠組みを模索していたが、このアプローチでさえ途上国には不十分なものであった。開発政策への配慮や紛争処理の適用猶予、投資家の行動規範等の途上国側関心事項への、更なる踏み込みが必要であるように思われる。先進国側は、これらの新たな論点に関し、どこまで協力することが可能であるのか明確にする必要がある。

第二に、WTOにおける投資協定では、実質的な自由化の進展に主眼を置くべきである。多数の加盟国を抱えるWTOにおいて最も重視されるべきことは、非差別的な自由化が有効に促進されることであろう。WTOは非差別原則を根幹に擁しており、WTOでの投資自由化が進展すれば、本質的に差別的である二国間投資協定や地域貿易協定において最恵国待遇からの逸脱が蔓延することへの牽制と是正に繋がる。経済のブロック化と自国が取り残される懸念から、先進国が地域主義に迫いやられている側面も否めず、この懸念を払拭するためにも、先進国は互いにWTOにおける投資自由化の促進を最優先とすべきである。また、LDCsなど、国内の投資環境改善を触発する投資枠組みを持たない国々にも、参画の機会を保証することができる。世界規模での経済の安定化は、先進国にも新たな投資機会の拡大をもたらすであろう。

さらにこのためには、自由化のコミットメントに途上国が必要以上に慎重にならないよう、紛争処理におけるモラトリアム期間の設置や新たな譲歩によるコミットメントの撤回等の方策を導入することを検討する必要がある。収用手続きといった投資の保護については、MIGAや各国の投資保険制度等、他の手段によってもリスクを回避できる状況<sup>137</sup>があり、WTOにおける交渉では自由化の推進に重点を置き、途上国及び先進国の受ける便益を最大化することを目的とすべきであろう。

第三に、テクニカル・アシスタンスやキャパシティ・ビルディングのあり方を、引き続き前向きに検討すべきである。途上国に対するWTO協定に基づいたテクニカル・アシスタンス、キャ

---

<sup>137</sup> 投資資金の出し手の9割が先進国である状況を考えると、投資の保護を法的に手厚くすることは、途上国にとっては優先順位の低い項目であろう。投資収益等の送金の自由については、投資保護ではなく投資自由化の一項目として対象にすべき。

パシティ・ビルディングを着実に実施し、途上国の協定実施能力を高めることは、先進国にとっても海外投資の予見性、安定性を高めることになる。また、WTOと途上国の経済発展を支援することを目的とした他の国際機関との間の連携を強化することにより、途上国の投資環境の改善が有効に図られるよう、注力すべきである。

最後に、農業問題、繊維問題等の他の分野での先進国による貿易自由化を一層進展させる必要がある。途上国の多くが比較優位を持つこれらの分野の貿易を制限したままでは、相互信頼に基づく貿易・投資の自由化は望めない。WTO体制の下で、重商主義的政策を排し、世界経済の拡大と、ゼロサムゲームではない厚生を最大化を目指すことが各国の合意事項であるのであれば、経済的に優位にある先進国が率先して自由化に取り組むことにより範を示すべきである。シングルアンダーテイクングでの合意を原則とするWTOのラウンド交渉においては、他の分野での先進国の対応が投資協定の議論の進展に大きな影響を及ぼすことは不可避である。<sup>138</sup>

---

<sup>138</sup> 農業問題等と投資協定のリンクについて、途上国は「先進国は農業問題での譲歩を避けるために投資問題を前面に強く押し出している。」と批判し、先進国は「途上国は農業問題での譲歩を得るために投資問題での交渉開始を先送りしている。」と批判している。このことは相互に農業問題等で進展が見られれば、投資協定に関する交渉も進展する可能性があることを示唆しているように思われる。

## 8. おわりに

包括的な国際投資協定を締結する試みは繰り返し行われたものの、これまで実現し得なかった古くて新しい問題である。WTOの下での投資協定の締結も、先進国間、及び先進国と途上国の間の争点を丹念に解決して行くことが必要とされる困難な作業となろう。争点の一つ一つは、植民地支配の歴史に根ざす巨大資本、多国籍企業への不信や、自由化により創出される新たな富と利権の分配に対する不公平感等を背景に、政治的に未だ不安定な途上国にとっては、いずれも忽せに譲歩出来ない問題である。Bhagwati(1998)が指摘するように、交渉内容はそもそも対立が激しく、政治的にも困難を極めることから、WTOにとっても負荷が掛かりすぎる課題であるというのは真実であろう。しかしながら、本稿で検証して来たとおり、LDCsは二国間投資協定のネットワークや既存の投資を巡る国際取決めから疎外された状況にあり、投資に関して多角的な枠組みが存在しない状況から最も悪影響を被っているのである。

WTOの新ラウンドはそもそも Doha “Development” Agenda であり、閣僚宣言の中でも途上国の経済開発への強い配慮が繰り返し打ち出されている。WTO設立以降、途上国の発言力が増してきたことやNGOによる監視が厳しくなっている状況からも、WTOの下で新たに締結される投資協定は、先進国のみに都合の良いものとはなり得ないであろう。それでは、WTOの下での投資協定は不要なのであるか。本稿での検証は、この問いに反駁するものであった。WTOの下での投資協定は、それを梃子としてLDCsやその他の途上国に、国内の投資受入れ体制を整え、投資資金を呼び込み易くし、経済開発の機会を拡充するものでなくてはならない。また、同時に、投資家に求められる行動規範を明示的に与え、「多国籍企業による投資は途上国の経済や社会に深刻なダメージを与える」との不信を払拭するものであるべきである。

途上国は、東アジア型の輸出主導による開発政策を有効と見なしている。このことに鑑みれば、モノの分野における投資規律が重要な役割を担うことは疑いがない。特に国内の市場規模が小さい途上国にとっては、現存するGATSの下でのサービス分野における投資自由化よりも、モノの分野における投資自由化により大きなメリットを見出すのではないだろうか。

ウルグアイ・ラウンド終結以降、WTOにおける貿易・投資の自由化のスピードは減速しつつある。このまま放置しては、地域主義、二国間主義が先行し、制度ごとに整合性の取れない枠組みが乱立する「スパゲッティ・ボール現象」が深刻な様相を呈するに至るのではないだろうか。戦後、貿易の自由化に関しては、覇権主義やパワーポリティクスを排し、法治 (constitutional governance) の枠組みを強化する努力が多くの国々により支持されてきた。

GATT／WTO体制はその中核を成すものであり、各国の努力により、如何に信頼性が高く、有効に機能して来ているかは誰の目にも明らかであろう。企業活動のボーダーレス化は等比級数的な速度で進展しており、この経済活動を正しく規制・促進することは各国政府の責務であろう。このためにも、貿易と不可分の投資分野においてWTOが新たなルールを備えることは、不可避であり各国政府にとり正しい選択であると考えられる。途上国、先進国双方のコミットメントにより、新たな投資協定の締結に向けた、建設的な議論を開始すべき時が来ていると考えられるのである。

## 参考文献

- Actionaid, 2003. "Unlimited companies: The developmental impacts of an investment agreement at the WTO".
- Barfield, Claude E., 2001. *Free Trade, Sovereignty, Democracy: The Future of the World Trade Organization*, The AEI Press.
- Bhagwati, Jagdish N. 2002. *Free Trade Today*, Princeton University Press.
- Bhagwati, Jagdish N. 2000. *The Wind of the Hundred Days: How Washington Mismanaged Globalization*, The MIT Press.
- Bhagwati, Jagdish N. 1998. "Powerful reasons for the MAI to be dropped even from WTO agenda," Financial Times, October 22.
- Biswas, Trineesh. 2003. "Enron's Investment in Indian Power Plant Still Embroiled in Legal Battles," INVEST-SD Bulletin, June 20<sup>th</sup> 2003 edition.
- CUTS. 2002. "Multilateral or Bilateral Investment Negotiations: Where Can Developing Countries Make Themselves Heard?," Briefing Paper N.9/2002, CUTS Centre for International Trade, Economics and Environment.
- Drabek, Zdenek, and Payne, Warran. 2001. "The Impact of Transparency on Foreign Direct Investment," Staff Working Paper ERAD-99-02, Economic Research and Analysis Division, World Trade Organization.
- Gilpin, Robert G. 1987. *The Political Economy of International Relations*, Princeton University Press.
- Gilpin, Robert G. 2000. *The Challenge of Global Capitalism: The World Economy in the 21<sup>st</sup> Century*, Princeton University Press.
- Graham, Edward M. 1998. "Trade and Investment at the WTO: Just Do It!," in Jeffrey J. Schott ed., *Launching New Global Trade Talks: An Action Agenda*, Institute for International Economics.
- Hallward-Driemeier, Mary. 2003. "Do Bilateral Investment Treaties Attract FDI?: Only a bit...and they could bite," Working Paper No. 3121, World Bank.
- Hoekman, Bernard, and Martin, Will, ed., 2001. *Developing Countries and the WTO: A Pro-Active Agenda*, Blackwell Publishing.

- Hoekman, Bernard, and Saggi, Kamal. 2001. "From TRIMs to a WTO Agreement on Investment?," in Bernard Hoekman and Will Martin ed., *Developing Countries and the WTO: A Pro-active Agenda*, Blackwell Publishing.
- Kaplan, Ethan, and Rodrik, Dani. 2001. "Did the Malaysian Capital Controls Work?" Working Paper 8142, National Bureau of Economic Research.
- Karl, Joachim. 2003. "On the Way to Multilateral Investment Rules – Some Recent Policy Issues," *Foreign Investment Law Journal*, ICSID
- Kimura, Fukunari. 2002. "Chapter 8: Prospects for Investment Negotiations in the WTO," in Robert M. Stern ed., *Issues and Options for U.S.-Japan Trade Policies*, The University of Michigan Press.
- Krasner, Stephen D. 1999. *Sovereignty*, Princeton University Press.
- Krasner, Stephen D. 1985. *Structural Conflict: The Third World Against Global Liberalism*, University of California Press.
- Moore, Mike. 2003. *A World Without Walls: Freedom, Development, Free Trade and Global Governance*, Cambridge University Press.
- Moran, Theodore H. 2002. *Beyond Sweatshops: Foreign Direct Investment and Globalization I Developing Countries*, Brookings Institution Press.
- Moran, Theodore H. 2000. "Investment Issues," in Jeffrey J. Schott ed., *The WTO After Seattle*, Institute of International Economics.
- Moran, Theodore H. 1998. *Foreign Direct Investment and Development: The New Policy Agenda for Developing Countries and Economies in Transition*, Institute for International Economics.
- Nye, Joseph S., and Donahue, John D. 2000. *Governance in a Globalizing World*, Visions of Governance for the 21<sup>st</sup> Century, Brookings Institution Press.
- OECD. 2003a. "The Investment Architecture of the WTO," Working Party of the Trade Committee, TD/TC/WP(2002)41/FINAL.
- OECD. 2003b. *OECD Codes of Liberalisation of Capital Movements and Current Invisible Operations: Users' Guide*, Directorate for Financial fiscal and Enterprise Affairs.
- OECD. 2003c. *OECD Code of Liberalisation of Capital Movements: 2003 Edition*, Directorate for Financial fiscal and Enterprise Affairs.



- OECD. 2002a. *Foreign Direct Investment for Development: Maximising Benefits, Minimising Costs*.
- OECD. 2002b. *OECD Guidelines for Multinational Enterprises: Focus on Responsible Supply Chain Management, Annual Report 2002*.
- OECD. 2002c. *Code of Liberalisation of Current Invisible Operations: 2002 Edition*, Directorate for Financial fiscal and Enterprise Affairs.
- OECD. 2000. "The OECD Declaration and Decisions on International Investment and Multinational Enterprises: Basic Texts," DAFFE/IME(2000)20.
- OECD. 1998. "The Multilateral Agreement on Investment Draft Consolidated Text," DAFFE/MAI(98)7/REV1.
- Oxfam, actionaid, ChristianAid CAFOD, World Development Movement, and Save the Children. 2003. "Unwanted, Unproductive and Unbalanced: Six Arguments Against an Investment Agreement at the WTO".
- Oxfam International. 2003. "The Emperor's New Clothes: Why rich countries want a WTO investment agreement," Oxfam Briefing Paper 46.
- Porter, Roger B, Sauve, Pierre, Subramanian, Arvind, and Zampetti, Americo Beviglia ed., 2001. *Efficiency, Equity, Legitimacy: The Multilateral Trading System at the Millennium*, for Business and Government, Harvard University, Brookings Institution Press.
- Peterson, Luke Eric. 2003. "Ruling in GE/Bechtel vs. OPIC arbitration now publicly available," INVEST-SD Bulletin, October 31st 2003 edition.
- Sagara, Nozomi. 2004. "Historical Perspective on International Investment Agreements: The Possibility of Conclusion of WTO Investment Agreement and Concerns of the Developing Countries," RIETI Discussion Paper Series 04-E- .
- Sagara, Nozomi. 2003. "Should the International Investment Agreement be Given a Chance?: The Breakdown of Negotiations at WTO's Ministerial Conference in Cancun and LDCs which were Left Behind," RIETI column.
- Sauve, Pierre, and Wilkie, Christopher. 2000. "Investment Liberalization in GATS," in Pierre Sauve and Robert M. Stern ed., *gats 2000: new directions in services trade liberalization*, Brookings Institution Press.

- Schiff, Maurice and Winters, L. Alan. 2003. *Regional Integration and Development*, the World Bank.
- Seattle to Brussels Network. 2002. "Investment and competition negotiations in the WTO – What's wrong with it and what are the alternatives?".
- Stiglitz, Joseph E. 2003. *The Roaring Nineties*, W.W. Norton & Company, Inc.
- Stiglitz, Joseph E. 2002. *Globalization and its Discontents*, W.W. Norton & Company, Inc.
- UNCTAD. 2004. *International Investment Instruments: A Compendium: Volume XI*.
- UNCTAD. 2004. *International Investment Instruments: A Compendium: Volume XII*.
- UNCTAD. 2003. *World Investment Report 2003: FDI Policies for Development: National and International Perspectives*.
- UNCTAD. 2002a. *World Investment Report 2002: Transnational Corporations and Export Competitiveness*.
- UNCTAD. 2002b. *Progress Report*, Work undertaken within UNCTAD's work programme on international investment agreements between the 10<sup>th</sup> Conference of UNCTAD, Bangkok, February 2000, and July 2002.
- UNCTAD. 2002c. *International Investment Instruments: A Compendium: Volume VII*.
- UNCTAD. 2002d. *International Investment Instruments: A Compendium: Volume VIII*.
- UNCTAD. 2002e. *International Investment Instruments: A Compendium: Volume IX*.
- UNCTAD. 2002f. *International Investment Instruments: A Compendium: Volume X*.
- UNCTAD. 2001a. *World Investment Report 2001: Promoting Linkages*.
- UNCTAD. 2001b. *International Investment Instruments: A Compendium: Volume VI*.
- UNCTAD. 2000a. *World Investment Report 2000: Cross-border Mergers and Acquisitions and Development*.
- UNCTAD. 2000b. *Bilateral Investment Treaties 1959-1999*.
- UNCTAD. 2000c. *International Investment Instruments: A Compendium*.

*Volume IV Multilateral and Regional Instruments.*

- UNCTAD. 2000d. *International Investment Instruments: A Compendium: Volume V Regional Integration, Bilateral and Non-governmental Instruments.*
- UNCTAD. 1999a. *World Investment Report 1999: Foreign Direct Investment and the Challenge of Development.*
- UNCTAD. 1999b. *Trends in International Investment Agreements: An Overview*, UNCTAD Series on issues in international investment agreement.
- UNCTAD. 1999c. *Lessons From the MAI*, UNCTAD Series on issues in international investment agreement.
- UNCTAD. 1998a. *World Investment Report 1998: Trends and Determinants.*
- UNCTAD. 1998b. *Bilateral Investment Treaties in the Mid-1990s.*
- UNCTAD. 1997. *World Investment Report 1997: Transnational Corporations, Market Structure and Competition Policy.*
- UNCTAD. 1996a. *World Investment Report 1996: Investment, Trade and International Policy Arrangements.*
- UNCTAD. 1996b. *International Investment Instruments: A Compendium: Volume I Multilateral Instruments.*
- UNCTAD. 1996c. *International Investment Instruments: A Compendium: Volume II Regional Instruments.*
- UNCTAD. 1996d. *International Investment Instruments: A Compendium: Volume III Regional Integration, Bilateral and Non-governmental Instruments.*
- Wallach, Lori, and Sforza, Michelle. 1999. *Whose Trading Organization?: Corporate Globalization and the Erosion of Democracy: An Assessment of the World Trade Organization*, Public Citizen's Global Trade Watch, Public Citizen.
- White House. 2002, "Fact Sheet: Enterprise for ASEAN Initiative," Press Release, Office of the Press Secretary.
- World Bank. 2003. *Global Economic Prospect 2004.*
- World Bank. 2002. *Global Economic Prospect 2003.*
- World Bank. 1992. "Legal Framework for the Treatment of Foreign

Investment: Volume II, Report to the Development Committee and Guidelines on the Treatment of Foreign Direct Investment.”

WTO. 2003. “Update of WTO Dispute Settlement,” WT/DS/OV/18.

WTO. 2003. “Report (2003) of the Working Group on the Relationship between Trade and Investment to the General Council,” WT/WGTI/7.

WTO. 2002a. “Report (2002) of the Working Group on the Relationship between Trade and Investment to the General Council,” WT/WGTI/6.

WTO. 2002b. “Exceptions and Balance-of-Payments Safeguards,” Note by the Secretariat, WT/WGTI/W/137.

WTO. 2002c. “Consultation and the Settlement of Disputes between Members,” Note by the Secretariat, WT/WGTI/W/134.

WTO. 2002d. “Modalities for Pre-Establishment Commitments Based on a GATS-Type, Positive List Approach,” Note by the Secretariat, WT/WGTI/W/120.

WTO. 2002e. “Non-Discrimination: Most-Favoured-Nation Treatment and National Treatment,” Note by the Secretariat, WT/WGTI/W/118.

WTO. 2002f. “Transparency,” Note by the Secretariat, WT/WGTI/W/109.

WTO. 2002g. “Scope and Definitions: “Investment” and “Investor,”” Note by the Secretariat,” WT/WGTI/W/108.

WTO. 2001. “Report (2001) of the Working Group on the Relationship between Trade and Investment to the General Council,” WT/WGTI/5.

WTO. 2000. “Report (2000) of the Working Group on the Relationship between Trade and Investment to the General Council,” WT/WGTI/4.

WTO. 1999. “Report (1999) of the Working Group on the Relationship between Trade and Investment to the General Council,” WT/WGTI/3.

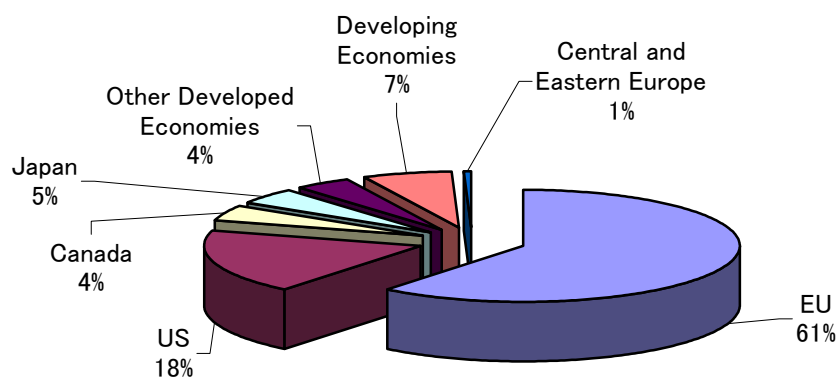
WTO. 1998. “Report (1998) of the Working Group on the Relationship between Trade and Investment to the General Council,” WT/WGTI/2.

WTO. 1997. “Report (1997) of the Working Group on the Relationship between Trade and Investment to the General Council,” WT/WGTI/1.

小寺彰[2002]「第1章 WTO 投資ルールの意義と課題」、『WTO における投資ルール、開発途上国の実施問題』、平成13年度貿易・投資自由化対策事業米州・欧州市場投資委員会報告書、日本機械輸出組合。

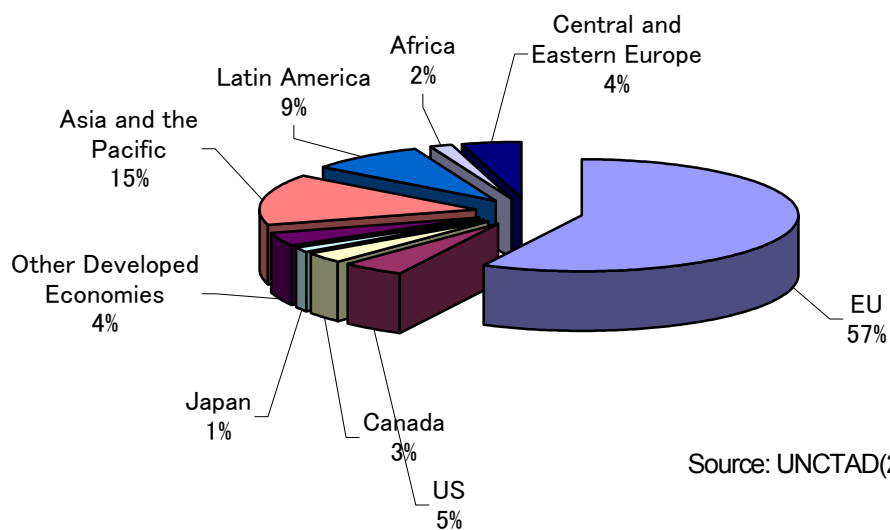
- 小寺彰[2000]「第1章 投資とサービス貿易の国際規律の現状および WTO の予想される主要論点とわが国の対応課題」、『投資とサービスの国際規律と自由貿易協定』、平成11年度貿易・投資自由化対策事業米州・欧州委員会報告書、日本機械輸出組合。
- 小浜裕久、浦田秀次郎著[2001]『世界経済の20世紀』、日本評論社。
- 経済産業省通商政策局編[2003]『2003年版不公正貿易報告書～WTO 協定から見た主要国の貿易政策～』
- 通商産業省通商政策局編[2000]『2000年版不公正貿易報告書～WTO 協定から見た主要国の貿易政策～』
- 通商産業省通商政策局編[1999]『1999年版不公正貿易報告書～WTO 協定から見た主要国の貿易政策～』
- 相楽希美[2004]『WTO 投資協定合意に向けて:途上国関心事項の視点から』、RIETI 調査レポート vol.3。
- 相楽希美[2003]「WTOカンクン閣僚会合決裂で、問われる国際投資協定の意義～取り残されるLDCs」、RIETIコラム。
- 櫻井雅夫著[1997]『国際経済法:国際投資[新版]』成文堂。
- スーザン・ジョージ著、杉村昌昭訳[2002]『WTO 徹底批判!』作品社。
- デイヴィッド・エドワード、ロバート・レイン著、庄司克宏訳[1995]『EU法の手引き』国際書院。
- 中川淳司[1998]「第8章 国際開発体制と自由貿易体制の形成」、東京大学社会科学研究所編『20世紀システム:1構想と形成』、東京大学出版会。
- (社)日本経済団体連合会[2003]「WTOカンクン閣僚会議に向けた緊急提言」
- (社)日本経済団体連合会[2002]「国際投資ルール構築と国内投資環境の整備を求める」
- (社)日本経済団体連合会[2001]「戦略的な通商政策の策定と実施を求める～「通商立国」日本のグランドデザイン～」
- 松下満雄著[2001]『国際経済法:国際通商・投資の規制[第3版]』有斐閣。

図2. 1 FDI流出額(2002年)  
FDI Outflows, 2002



Source: UNCTAD(2003)

図2. 2 FDI流入額(2002年)  
FDI Inflows, 2002



Source: UNCTAD(2003)

表2. 3 途上国のFDI流入額トップ30ヶ国・地域(2002年)  
Top 30 Developing Economies in FDI Inflows (2002)

|    |                          | 流入額(\$mil.) | 対世界比(%) |
|----|--------------------------|-------------|---------|
| 1  | China                    | 52,700      | 8.1     |
| 2  | Brazil                   | 16,566      | 2.5     |
| 3  | Hong Kong, China         | 13,718      | 2.1     |
| 4  | Mexico                   | 13,627      | 2.1     |
| 5  | Bermuda                  | 9,093       | 1.4     |
| 6  | Singapore                | 7,655       | 1.2     |
| 7  | India                    | 3,449       | 0.5     |
| 8  | Malaysia                 | 3,203       | 0.5     |
| 9  | Cayman Islands           | 3,095       | 0.5     |
| 10 | Kazakhstan               | 2,561       | 0.4     |
| 11 | Colombia                 | 2,034       | 0.3     |
| 12 | Korea, Republic of       | 1,972       | 0.3     |
| 13 | Chile                    | 1,603       | 0.2     |
| 14 | Peru                     | 1,462       | 0.2     |
| 15 | Taiwan Province of China | 1,445       | 0.2     |
| 16 | Venezuela                | 1,318       | 0.2     |
| 17 | Angola                   | 1,312       | 0.2     |
| 18 | Nigeria                  | 1,281       | 0.2     |
| 19 | Ecuador                  | 1,275       | 0.2     |
| 20 | Viet Nam                 | 1,200       | 0.2     |
| 21 | Philippines              | 1,111       | 0.2     |
| 22 | Thailand                 | 1,068       | 0.2     |
| 23 | Azerbaijan               | 1,067       | 0.2     |
| 24 | Algeria                  | 1,065       | 0.2     |
| 25 | Turkey                   | 1,037       | 0.2     |
| 26 | Brunei Darussalam        | 1,035       | 0.2     |
| 27 | Argentina                | 1,003       | 0.2     |
| 28 | Dominican Republic       | 961         | 0.1     |
| 29 | Chad                     | 901         | 0.1     |
| 30 | Pakistan                 | 823         | 0.1     |

|       |                      |             |         |
|-------|----------------------|-------------|---------|
| Ref.1 |                      | 流入額(\$mil.) | 対世界比(%) |
|       | World                | 651,188     | 100.0   |
|       | Developed Economies  | 460,334     | 70.7    |
|       | Developing Economies | 162,145     | 24.9    |
|       | EU                   | 374,380     | 57.5    |
|       | US                   | 30,030      | 4.6     |
|       | Canada               | 20,595      | 3.2     |
|       | Japan                | 9,326       | 1.4     |
|       | LDCs                 | 5,232       | 0.8     |

|       |            |             |            |
|-------|------------|-------------|------------|
| Ref.2 |            | 流入額(\$mil.) | 対途上国合計比(%) |
|       | 途上国上位5ヶ国計  | 105,704     | 65.2       |
|       | 途上国上位10ヶ国計 | 125,667     | 77.5       |
|       | 途上国上位30ヶ国計 | 150,640     | 92.9       |
|       | LDCs       | 5,232       | 3.2        |

Source: UNCTAD(2003)

表2. 4 海外直接投資ストックの推移による比較

FDI Inward Stock (1980–2002)

|                                      | 1980     |      | 1990      |      | 2000      |      | 2002      |      |
|--------------------------------------|----------|------|-----------|------|-----------|------|-----------|------|
|                                      | (\$mil.) | (%)  | (\$mil.)  | (%)  | (\$mil.)  | (%)  | (\$mil.)  | (%)  |
| World                                | 699,415  |      | 1,954,152 |      | 6,146,812 |      | 7,122,506 |      |
| Developed Economies                  | 391,946  | 56.0 | 1,399,880 | 71.6 | 3,988,075 | 64.9 | 4,594,850 | 64.5 |
| Developing Economies                 | 307,469  | 44.0 | 551,481   | 28.2 | 2,029,412 | 33.0 | 2,339,632 | 32.8 |
| LDCs                                 | 3,419    | 0.5  | 8,165     | 0.4  | 35,609    | 0.6  | 46,099    | 0.6  |
| All Developing Economies, exc. LDCs  | 304,050  | 43.5 | 543,316   | 27.8 | 1,993,803 | 32.4 | 2,293,533 | 32.2 |
| China                                | 6,251    | 0.9  | 24,762    | 1.3  | 348,346   | 5.7  | 447,892   | 6.3  |
| All Developing Economies, exc. China | 301,219  | 43.1 | 526,669   | 27.0 | 1,681,222 | 27.4 | 1,891,896 | 26.6 |

FDI Outward Stock (1980–2002)

|                                      | 1980     |      | 1990      |      | 2000      |      | 2002      |      |
|--------------------------------------|----------|------|-----------|------|-----------|------|-----------|------|
|                                      | (\$mil.) | (%)  | (\$mil.)  | (%)  | (\$mil.)  | (%)  | (\$mil.)  | (%)  |
| World                                | 563,997  |      | 1,762,963 |      | 5,991,756 |      | 6,866,362 |      |
| Developed Economies                  | 499,391  | 88.5 | 1,629,259 | 92.4 | 5,154,968 | 86.0 | 5,987,746 | 87.2 |
| Developing Economies                 | 64,606   | 11.5 | 133,088   | 7.5  | 817,450   | 13.6 | 849,464   | 12.4 |
| LDCs                                 | 92       | 0.0  | 704       | 0.0  | 3,216     | 0.1  | 3,223     | 0.0  |
| All Developing Economies, exc. LDCs  | 64,514   | 11.4 | 132,384   | 7.5  | 814,234   | 13.6 | 846,241   | 12.3 |
| China                                | 0        | 0.0  | 2,489     | 0.1  | 25,804    | 0.4  | 35,538    | 0.5  |
| All Developing Economies, exc. China | 64,606   | 11.5 | 130,600   | 7.4  | 791,646   | 13.2 | 813,926   | 11.9 |

Source: UNCTAD(2003)



表3. 1 ガット／WTO 体制下での検討経緯

- 1948年「国際貿易機関(ITO)のためのハバナ憲章」  
(Havana Charter for an International Trade Organization)
  - ・ 国際投資に関するルールを含む
- 1955年「経済開発のための国際投資に関する決議」  
(Resolution on International Investment for Economic Development)
  - ・ 外国投資のための保護と安全を確保するため、二国間協定の締結を要請
- 1984年「カナダの外国投資審査法の運用に関する紛争処理ケース」  
(Canada- Administration of the Foreign Investment Review Act)
  - ・ パフォーマンス要求に関する紛争案件
- 1986年～1994年 ウルグアイ・ラウンド
  - ・ 「貿易関連投資措置に関する交渉グループ」  
(Negotiating Group on Trade-Related Investment Measures)
- 1994年 ウルグアイ・ラウンド交渉合意
  - ・ WTO の設立
  - ・ 「貿易関連投資措置に関する協定(TRIMs)」合意  
(Agreement on Trade-Related Investment Measures)
  - ・ 「サービスの貿易に関する一般協定(GATS)」合意  
(General Agreement on Trade in Services)
- 1996年 シンガポール閣僚宣言(第1回 WTO 閣僚会合)
  - ・ 「貿易と投資ワーキング・グループ」の設置
- 2001年 ドーハ閣僚宣言(第4回 WTO 閣僚会合)
  - ・ コンセンサスを条件とした、第5回閣僚会合以降の交渉開始に言及
  - ・ 「貿易と投資ワーキング・グループ」における7項目の明確化作業
    - (1) 範囲と定義  
(scope and definition)
    - (2) 透明性  
(transparency)
    - (3) 無差別原則  
(non-discrimination)
    - (4) GATS タイプのポジティブ・リスト方式に基づいた設立前コミットメントのための枠組み  
(modalities for pre-establishment commitments based on a GATS-type, positive list approach)
    - (5) 開発条項  
(development provisions)
    - (6) 例外と国際収支擁護のためのセーフガード  
(exceptions and balance-of-payments safeguards)
    - (7) 加盟国間の協議と紛争解決  
(consultation and the settlement of disputes between members)

表4. 1 LDCsの二国間投資協定(BITs)締結状況

|                          | WTO加盟 | BITs締約数 | 発効数 | BITs発効相手国                                                                                                                                                                                                                 | BITs締約相手国                                                                                 |
|--------------------------|-------|---------|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| Afghanistan              | —     | 0       | 0   |                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                           |
| Angola                   | ○     | 3       | 1   | Cape Verde('97)                                                                                                                                                                                                           | Italy('97), Portugal('97)                                                                 |
| Bangladesh               | ○     | 19      | 13  | United Kingdom('80), Germany('86), Belgium/Luxembourg('87), France('86), United States('89), Rep. of Korea('88), Romania('87), Turkey('90), Italy('94), Malaysia('96), Netherlands('96), Philippines('98), Indonesia('99) | Thailand('88), Pakistan('95), China('96), Poland('98), Japan('98), DPR of Korea('99)      |
| Benin                    | ○     | 3       | 3   | Switzerland('73), Germany('85), United Kingdom('87)                                                                                                                                                                       |                                                                                           |
| Bhutan                   | △     | 0       | 0   |                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                           |
| Burkina Faso             | ○     | 4       | 1   | Switzerland('69)                                                                                                                                                                                                          | Tunisia('93), Germany('96), Malaysia('98)                                                 |
| Burundi                  | ○     | 3       | 3   | Germany('87), Belgium/Luxembourg('93), United Kingdom('90)                                                                                                                                                                |                                                                                           |
| Cambodia                 | ○     | 8       | 2   | Thailand('97), Rep. of Korea('97)                                                                                                                                                                                         | Malaysia('94), China('96), Switzerland('96), Singapore('96), Germany('99), Indonesia('99) |
| Cape Verde               | △     | 9       | 7   | Germany('93), Portugal('91), Austria('93), Switzerland('92), Netherlands('92), Cuba('97), Angola('97)                                                                                                                     | Italy('97), China('98)                                                                    |
| Central African Republic | ○     | 3       | 2   | Germany('68), Switzerland('73)                                                                                                                                                                                            | France('60)                                                                               |
| Chad                     | ○     | 5       | 3   | Switzerland('67), Germany('68), Italy('69)                                                                                                                                                                                | France('60), Egypt('98)                                                                   |
| Comoros                  | —     | 1       | 0   |                                                                                                                                                                                                                           | Egypt('94)                                                                                |
| Congo, Dem. Rep.         | ○     | 10      | 5   | Germany('71), Switzerland('73), France('75), Belgium/Luxembourg('77), United                                                                                                                                              | Israel('85), Rep. of Korea('90), Greece('91), China('97), Egypt('98)                      |
| Djibouti                 | ○     | 2       | 0   |                                                                                                                                                                                                                           | Egypt('98), Malaysia('98)                                                                 |
| Equatorial Guinea        | ●     | 1       | 1   | France('83)                                                                                                                                                                                                               |                                                                                           |
| Eritrea                  | —     | 1       | 0   |                                                                                                                                                                                                                           | Italy('96)                                                                                |
| Ethiopia                 | △     | 7       | 2   | Italy('97), Switzerland('98)                                                                                                                                                                                              | Germany('64), Kuwait('96), China('98), Malaysia('98), Yemen('99)                          |
| Gambia                   | ○     | 1       | 1   | Switzerland('94)                                                                                                                                                                                                          |                                                                                           |
| Guinea                   | ○     | 7       | 5   | Germany('65), Switzerland('63), Italy('64), FR of Yugoslavia('98), Malaysia('97)                                                                                                                                          | Tunisia('90), Egypt('98)                                                                  |
| Guinea-Bissau            | ○     | 1       | 1   | Portugal('96)                                                                                                                                                                                                             |                                                                                           |
| Haiti                    | ○     | 5       | 3   | Germany('75), France('85), United Kingdom('95)                                                                                                                                                                            | United States('83), Dominican Rep.('99)                                                   |
| Kiribati                 | —     | 0       | 0   |                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                           |

|                       |   |    |    |                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                    |
|-----------------------|---|----|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Lao Poe. Dem. Rep.    | △ | 17 | 15 | France('91), Thailand('90), China('93), Mongolia('94), Australia('95), Indonesia('95), United Kingdom('95), Viet Nam('96), Rep.of Korea('96), Germany('99), Sweden('97), Switzerland('96), Singapore('98), Cuba('98), Denmark('99) | Malaysia('92), Russian Fed.('96)                                                                                                   |
| Lesotho               | ○ | 2  | 2  | United Kingdom('81), Germany('85)                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                    |
| Liberia               | — | 4  | 3  | Germany('67), Switzerland('64), France('82)                                                                                                                                                                                        | Belgium/Luxembourg('85)                                                                                                            |
| Madagascar            | ○ | 4  | 4  | Germany('66), Switzerland('66), Sweden('67), Norway('67)                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                    |
| Malawi                | ○ | 2  | 0  |                                                                                                                                                                                                                                    | Taiwan Province of China('95), Malaysia('96)                                                                                       |
| Maldives              | ○ | 0  | 0  |                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                    |
| Mali                  | ○ | 6  | 3  | Germany('80), Switzerland('78), Algeria('99)                                                                                                                                                                                       | Tunisia('86), Egypt('98), DPR of Korea('99)                                                                                        |
| Mauritania            | ○ | 5  | 3  | Switzerland('78), Germany('86), Romania('89)                                                                                                                                                                                       | Belgium/Luxembourg('83), Tunisia('86)                                                                                              |
| Mozambique            | ○ | 7  | 0  |                                                                                                                                                                                                                                    | Potugal('96), Mauritius('97), South Africa('97), United States('98), Egypt('98), Algeria('98), Indonesia('99)                      |
| Myanmar               | ○ | 1  | 0  | Philippines('98)                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                    |
| Nepal                 | ○ | 4  | 3  | France('85), Germany('88), United Kingdom('93)                                                                                                                                                                                     | Mauritius('99)                                                                                                                     |
| Niger                 | ○ | 5  | 2  | Switzerland('62), Germany('66)                                                                                                                                                                                                     | Tunisia('92), Egypt('98), Algeria('98)                                                                                             |
| Rwanda                | ○ | 3  | 3  | Switzerland('63), Germany('69), Belgium/Luxembourg('85)                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                    |
| Samoa                 | △ | 0  | 0  |                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                    |
| Sao Tome and Principe | ● | 1  | 0  |                                                                                                                                                                                                                                    | Portugal('97)                                                                                                                      |
| Senegal               | ○ | 16 | 8  | Switzerland('64), Germany('66), Sweden('68), Netherlands('81), Romania('84), United Kingdom('84), United States('90), Rep.of Korea('85)                                                                                            | France('74), Tunisia('84), Argentina('93), Taiwan Province of China('97), Egypt('98), South Africa('98), Qatar('98), Malaysia('99) |
| Sierra Leone          | ○ | 2  | 1  | Germany('66)                                                                                                                                                                                                                       | United Kingdom('81)                                                                                                                |
| Solomon Islands       | ○ | 0  | 0  |                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                    |
| Somalia               | — | 1  | 1  | Germany('85)                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                    |
| Sudan                 | △ | 15 | 6  | Germany('67), Netherlands('72), Switzerland('74), Egypt('78), France('80), Romania('79)                                                                                                                                            | China('97), Indonesia('98), Qatar('98), Malaysia('98), Morocco('99), Yemen('99), Islamic Rep.of Iran('99), Oman('99), Turkey('99)  |
| Tanzania, Uni. Rep.   | ○ | 7  | 4  | Germany('68), Switzerland('65), Netherlands('72), United Kingdom('96)                                                                                                                                                              | Egypt('97), Rep.of Korea('98), Denmark('99)                                                                                        |
| Togo                  | ○ | 3  | 2  | Germany('64), Switzerland('66)                                                                                                                                                                                                     | Tunisia('87)                                                                                                                       |
| Tuvalu                | — | 0  | 0  |                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                    |
| Uganda                | ○ | 6  | 3  | Germany('68), Switzerland('72), United Kingdom('98)                                                                                                                                                                                | Netherlands('70), Egypt('95), Italy('97)                                                                                           |
| Vanuatu               | △ | 0  | 0  |                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                    |

|        |   |     |     |                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                         |
|--------|---|-----|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Yemen  | △ | 20  | 7   | Germany('78), United Kingdom('83), Sweden('84), France('91), Netherlands('86), Egypt('90), Jordan('98) | Islamic Rep.of Iran('96), Syrian Arab Rep.('96), Malaysia('98), China('98), Indonesia('98), Oman('98), Ethiopia('99), Pakistan('99), Sudan('99), Romania('99), Hungary('99), Algeria('99), Lebanon('99) |
| Zambia | ○ | 3   | 2   | Germany('72), Switzerland('95)                                                                         | China('96)                                                                                                                                                                                              |
| 平均     |   | 4.6 | 2.6 |                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                         |

(備考)

1. ○は既に加盟。△は加盟プロセスにあるもの。●はオブザーバー。－はそのいずれでもないもの。2004年1月現在。
2. BITsの締約数及び発効数は2000年1月現在。
3. BITsの発効相手国の括弧内は発効年、締結相手国の括弧内は締結年。
4. 後発開発途上国の分類は、UNCTADによるものに従った。

(資料)

UNCTAD(2000b)

UNCTAD(2003)

WTO web site.

表4. 2 主要国の二国間投資協定の締結と地域取組みの動き

|            | 米国                                                                                                                                                                                                                 | 中国                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | インド | マレーシア                                                                                                                                                                                                                                                               | フランス                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | EC枠組み協定等                                                                                                                                                                                | 地域取組み                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第二次<br>大戦後 |                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |     | Germany('60)                                                                                                                                                                                                                                                        | Chad('60)*<br><br>Central African<br>Rep.('60)*<br>Congo('60)*                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | Nigeria('66)+<br><br>African and Malagasy<br>States('69)+<br>East African<br>States('69)+                                                                                               | 欧州経済共同体を設立する条約<br>(欧州共同体)('57)<br>アラブ経済連合に関する協定(アラブ<br>経済連合)('57)<br>中部アフリカ関税経済同盟諸国にお<br>ける投資に関する共通条約(中央<br>アフリカ関税経済同盟)('65)<br>アンデス亜地域統合に関する協定(ア<br>ンデス共同市場)('69)                                                                                                                                                                                                                      |
| 1970<br>年代 |                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |     | Netherlands('71)<br>France('75)<br>Switzerland('78)<br>Sweden('79)<br>Belgium/Lux('79)                                                                                                                                                                              | Tunisia('72)<br>Congo, DR('72)<br>Mauritius('73)<br>Indonesia('73)<br>Gabon('74)*<br>Yugoslavia, FR('74)<br>Senegal('74)*<br>Egypt('74)<br>Malaysia('75)<br>Morocco('75)<br>Singapore('75)<br>Philippines('76)<br>Malta('76)<br>Romania('76)<br>Syria('77)<br>Korea, Rep.('77)<br>Jordan('78)<br>Sudan('78)<br>El Salvador('78)<br>Paraguay('78)<br>Liberia('79) | Malta('70)<br>Austria('72)+<br>Israel('75)<br>Algeria('76)<br>Morocco('76)<br>Egypt('77)<br>Jordan('77)<br>Syria('77)<br>Lebanon('77)                                                   | カルタヘナ協定委員会決定第24号ー<br>外国資本移動、商標、特許、ライセン<br>ス及びロイヤリティを規律する共通規<br>則(アンデス亜地域統合グループ)('70)<br><br>アラブ地域投資保証公社を設立す<br>る条約(アラブ域内投資保証公社)<br>( '71)<br><br>中部アフリカ関税経済同盟における<br>人の移動の自由及び設立の権利<br>に関する共同条約(中部アフリカ関税<br>経済同盟)('72)<br><br>産業に対する租税上の優遇措置<br>の調和化に関する協定(カリブ海共<br>同市場)('73)<br><br>カリブ海共同体を設立する条約(カリ<br>ブ海共同体)('73)<br><br>中部アフリカ関税経済同盟における<br>多国籍企業基準(中部アフリカ関税<br>経済同盟)('75)<br><br> |
| 1980<br>年代 | Panama('82)+<br>Senegal('83)<br>Haiti('83)*<br>Congo, DR('84)<br>Morocco('85)<br>Turkey('85)<br><br>【米イスラエル<br>FTA('85)】<br><br>Cameroon('86)<br>Egypt('86)<br>Bangladesh('86)<br>Grenada('86)<br><br>【米加FTA('88)】 | Sweden('82)<br>Romania('83)<br>Germany('83)<br>France('84)<br>Belgium/Lux('84)<br>Finland('84)<br>Norway('84)<br>Italy('85)<br>Thailand('85)<br>Denmark('85)<br>Netherlands('85)<br>Austria('85)<br>Singapore('85)<br>Kuwait('85)<br>Sri Lanka('86)<br>UK('86)<br>Switzerland('86)<br>Poland('88)<br>Australia('88)<br>Japan('88)<br>Malaysia('88)<br>New Zealand('88)<br>Pakistan('89)<br>Bulgaria('89)<br>Ghana('89) |     | UK('81)<br>Sri Lanka('82)<br>Romania('82)<br>Norway('84)<br>Austria('85)<br>Finland('85)<br>Kuwait('87)<br><br>【ASEAN工業合弁事<br>業に関する改正一般<br>協定(ASEAN)('87)】<br><br>【投資の促進及び保<br>護のための協定<br>(ASEAN諸国間)<br>( '87)】<br><br>Italy('88)<br>Korea, Rep.('88)<br>China('88) | Sri Lanka('80)<br>Equa. Guinea('82)<br>Panama('82)<br>Nepal('83)<br>Pakistan('83)<br>Israel('83)<br>Costa Rica('84)*<br>Yemen('84)<br>Haiti('84)<br>China('84)<br>Bangladesh('85)<br>Hungary('86)<br>Poland('89)<br>Bulgaria('89)<br>Russian Fed. ('89)<br>Kuwait('89)<br>Bolivia('89)<br>Lao PDR('89)                                                           | ASEAN States('80)<br>Yugoslavia('80)*<br>Zimbabwe('80)*<br>China('85)<br>Pakistan('85)<br>Statesof the Gulf('88)<br>African, Carribean<br>and the Pacific<br>States(第4次ロメ協定)<br>( '89)* | アラブ諸国におけるアラブ資本の投<br>下のための統一協定(アラブ諸国連<br>盟)('80)<br><br>ラテン・アメリカ統合連合(LAIA)を設立<br>する条約(ラテン・アメリカ統合連合)<br>( '80)<br><br>イスラム会議機構加盟国間の投資<br>の促進、保護及び保証に関する協<br>定(イスラム会議)('81)<br><br>大湖諸国経済共同体の共同体投<br>資基準(大湖諸国経済共同体)<br>( '82)<br><br>中部アフリカ諸国経済共同体の設立<br>のための条約(中部アフリカ諸国経<br>済共同体)('83)<br><br>CARICOM企業のための制度樹立<br>のための協定(カリブ海共同市場)<br>( '87)<br><br>                                     |

|            | 米国                  | 中国                    | インド                | マレーシア                            | フランス                     | EC枠組み協定等                   | 地域取組み                                                                                         |
|------------|---------------------|-----------------------|--------------------|----------------------------------|--------------------------|----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1990年代(以降) | Congo('90)          | Russian Fed.('90)     | UK('94)            | UAE('91)                         | Nigeria('90)             | Argentina('90)*            | 東部南部アフリカ諸国特惠貿易地域における多国籍工業企業制度に関する憲章(東部南部アフリカ諸国特惠貿易地域)('90)                                    |
|            | Poland('90)         | Turkey('90)           | Russian Fed.('94)  | Denmark('92)                     | Czechoslovakia('90)      | Uruguay('91)               |                                                                                               |
|            | Tunisia('90)        | Papua New Guinea('91) | Germany('95)       | Viet Nam('92)                    | Argentina('91)           | Hungary('91)               | カルタヘナ協定委員会決定第291号ー外国資本の待遇並びに商標、特許、ライセンス及びロイヤルティに関する共通規則(アンデス亜地域統合グループ)('91)                   |
|            | Sri Lanka('91)      | Guinea('91)           | Malaysia('95)*     | Papua New Guinea('92)*           | UAE('91)                 | Poland('91)                |                                                                                               |
|            | Czechoslovakia('91) | Hungary('91)          | Denmark('95)       | Chile('92)                       | Mongolia('91)            | San Marino('91)*           | カルタヘナ協定委員会決定第292号ーアンデス多国籍企業に関する統一規則(アンデス亜地域統合グループ)('91)                                       |
|            | Argentina('91)      | Mongolia('91)         | Turkmenistan('95)* | Lao PDR('92)                     | Lithuania('92)           | Albania('92)               |                                                                                               |
|            | Kazakhstan('92)     | Czechoslovakia('91)   | Netherlands('95)   | Taiwan, China('93)               | Estonia('92)             | Mongolia('92)              | アフリカ経済共同体設立条約('91)                                                                            |
|            | Romania('92)        | Portugal('92)         | Italy('95)         | Hungary('93)                     | Latvia('92)              | Brazil('92)                |                                                                                               |
|            | Russian Fed.('92)*  | Spain('92)            | Tajikistan('95)*   | Poland('93)                      | Viet Nam('92)            | EFTA States('92)           | イスラム投資輸出信用保険公社設立定款(イスラム会議)('92)                                                               |
|            | Armenia('92)        | Uzbekistan('92)       | Israel('96)        | Indonesia('94)                   | Chile('92)               | Macao('92)                 |                                                                                               |
|            | Bulgaria('92)       | Bolivia('92)          | Korea, Rep.('96)   | Albania('94)                     | Kazakhstan('92)*         | 【欧州経済地域設立協定(EU-AFTA)('92)】 | 東部南部アフリカ共同市場設立条約(東部南部共同市場)('93)                                                               |
|            |                     | Kyrgyzstan('92)       | Poland('96)        | Zimbabwe('94)*                   | Jamaica('93)             |                            |                                                                                               |
|            |                     | Greece('92)           | Czech Rep.('96)    | Turkmenistan('94)*               | Algeria('93)*            | Romania('93)               | メルコスール(域内)における投資の相互の促進及び保護のためのコロンビア議定書(MERCOSUR)('94)                                         |
|            |                     | Armenia('92)          | Kazakhstan('96)*   | Namibia('94)*                    | Peru('93)                |                            |                                                                                               |
|            |                     | Philippines('92)      | Sri Lanka('97)     | Cambodia('94)*                   | Uruguay('93)             | Central America('93)*      | メルコスールの当事者でない国からの投資の促進及び保護に関する議定書(MERCOSUR)('94)                                              |
|            |                     | Kazakhstan('92)       | Viet Nam('97)*     | Argentina('94)                   | Uzbekistan('93)          |                            |                                                                                               |
|            |                     | Korea, Rep.('92)      | Oman('97)*         | Jordan('94)                      | Belarus('93)*            | Slovenia('93)              | アジア太平洋経済協力会議非拘束的投資原則(APEC)('94)                                                               |
|            |                     | Ukraine('92)          | Switzerland('97)*  | Bangladesh('94)                  | Trinidad and Tobago('93) |                            |                                                                                               |
|            |                     | Argentina('92)        | Egypt('97)*        | Bosnia and Herzegovina('94)      | Turkmenistan('94)        | Czech Republic('93)        | アジア太平洋経済協力会議非拘束的投資原則(APEC)('94)                                                               |
|            |                     | Moldova, Rep.('92)    | Kyrgyzstan('97)    | Croatia('94)                     | Ukraine('94)             |                            |                                                                                               |
|            |                     | Turkmenistan('92)     | France('97)*       | Spain('95)                       | Kyrgyzstan('94)          | Slovakia('93)              | アジア太平洋経済協力会議非拘束的投資原則(APEC)('94)                                                               |
|            |                     | Viet Nam('93)         | Spain('97)         | Pakistan('95)                    | Ecuador('94)             |                            |                                                                                               |
|            |                     | Belarus('93)          | Belgium/Lux('97)*  | Kyrgyzstan('95)*                 | Philippines('94)         | India('93)                 | EFTAの協定[スロヴェニア('95),ラトヴィア('95),モロッコ('97)]                                                     |
|            |                     | Lao PDR('93)          | Romania('97)*      | Mongolia('95)                    | Oman('94)                |                            |                                                                                               |
|            |                     | Albania('93)          | Mauritius('98)*    | India('95)*                      | Brazil('95)              | Ukraine('94)*              | カナダのFTA[チリFTA('96),コスタリカ('01)]                                                                |
|            |                     | Tajikistan('93)       | Turkey('98)*       | Uruguay('95)*                    | Romania('95)             |                            |                                                                                               |
|            |                     | Georgia('93)          | Bulgaria('98)*     | Peru('95)                        | Albania('95)             | Russian Fed.('94)*         | カナダの貿易経済協力協定等[スイス,ルウエー('97),アイスランド,南ア,MERCOSUR('98),アンデス共同体('99)]                             |
|            |                     | Croatia('93)          | Indonesia('99)*    |                                  | South Africa('95)        |                            |                                                                                               |
|            |                     | UAE('93)              | Zimbabwe('99)*     |                                  | Armenia('95)             | Sri Lanka('94)*            | EFTAのFTA[チエコ,イスラエル,スロヴァキア,ポーランド,ルーマニア(以上'92),エストニア('95),メキシコ,マセドニア('00),クロアチア,ヨルダン,エジプト('01)] |
|            |                     | Estonia('93)          | Morocco('99)*      |                                  | HK, China('95)           |                            |                                                                                               |
|            |                     | Slovenia('93)         | Australia('99)*    | 【ASEANサービスに関する枠組み協定(ASEAN)('95)】 | Morocco('96)*            | Turkey('95)*               | EFTAのFTA[チエコ,イスラエル,スロヴァキア,ポーランド,ルーマニア(以上'92),エストニア('95),メキシコ,マセドニア('00),クロアチア,ヨルダン,エジプト('01)] |
|            |                     | Lithuania('93)        | Qatar('99)*        |                                  | Croatia('96)             |                            |                                                                                               |
|            |                     | Uruguay('93)          | Uzbekistan('99)*   |                                  | Qatar('96)*              | Latvia('95)                | カナダのFTA[チリFTA('96),コスタリカ('01)]                                                                |
|            |                     | Azerbaijan('94)       | Argentina('99)*    |                                  | Lebanon('96)*            |                            |                                                                                               |
|            |                     | Ecuador('94)          | Austria('99)*      |                                  | Georgia('97)*            | Lithuania('95)             | カナダの貿易経済協力協定等[スイス,ルウエー('97),アイスランド,南ア,MERCOSUR('98),アンデス共同体('99)]                             |
|            |                     | Chile('94)            |                    |                                  | Cuba('97)*               |                            |                                                                                               |
|            |                     | Iceland('94)          |                    |                                  | India('97)*              | Estonia('95)               | カナダの貿易経済協力協定等[スイス,ルウエー('97),アイスランド,南ア,MERCOSUR('98),アンデス共同体('99)]                             |
|            |                     | Egypt('94)            |                    |                                  | Moldova, Rep.('97)*      |                            |                                                                                               |
|            |                     | Peru('94)             |                    |                                  | Tunisia('97)             | Tunisia('95)               | カナダの貿易経済協力協定等[スイス,ルウエー('97),アイスランド,南ア,MERCOSUR('98),アンデス共同体('99)]                             |
|            |                     | Romania('94)          |                    |                                  | Macedonia,               |                            |                                                                                               |
|            |                     | Jamaica('94)          |                    |                                  | Kazakhstan('98)*         | Viet Nam('95)              | カナダの貿易経済協力協定等[スイス,ルウエー('97),アイスランド,南ア,MERCOSUR('98),アンデス共同体('99)]                             |
|            |                     | Indonesia('94)        |                    |                                  | Slovenia('98)*           |                            |                                                                                               |
|            |                     | Oman('95)             |                    |                                  | Nicaragua('98)*          | Nepal('95)                 | カナダの貿易経済協力協定等[スイス,ルウエー('97),アイスランド,南ア,MERCOSUR('98),アンデス共同体('99)]                             |
|            |                     | Morocco('95)*         |                    |                                  | Honduras('98)*           |                            |                                                                                               |
|            |                     | Israel('95)*          |                    |                                  | Guatemala('98)*          | MERCOSUR('95)              | カナダの貿易経済協力協定等[スイス,ルウエー('97),アイスランド,南ア,MERCOSUR('98),アンデス共同体('99)]                             |
|            |                     | Cuba('95)*            |                    |                                  | Namibia('98)*            |                            |                                                                                               |
|            |                     | Yugoslavia, FR('95)*  |                    |                                  | Azerbaijan('98)*         | Israel('95)ーArmenia('96)*  | カナダの貿易経済協力協定等[スイス,ルウエー('97),アイスランド,南ア,MERCOSUR('98),アンデス共同体('99)]                             |
|            |                     | Saudi Arabia('96)     |                    |                                  | Mexico('98)*             |                            |                                                                                               |
|            |                     | Mauritius('96)        |                    |                                  | Dominican Rep.('99)*     | Lao PDR('97)               | カナダの貿易経済協力協定等[スイス,ルウエー('97),アイスランド,南ア,MERCOSUR('98),アンデス共同体('99)]                             |
|            |                     | Zimbabwe('96)         |                    |                                  | Ghana('99)*              |                            |                                                                                               |
|            |                     | Lebanon('96)          |                    |                                  |                          | Macedonia, FYR('97)*       | カナダの貿易経済協力協定等[スイス,ルウエー('97),アイスランド,南ア,MERCOSUR('98),アンデス共同体('99)]                             |
|            |                     | Zambia('96)*          |                    |                                  |                          |                            |                                                                                               |
|            |                     | Cambodia('96)*        |                    |                                  |                          | Turkmenistan('98)*         | カナダの貿易経済協力協定等[スイス,ルウエー('97),アイスランド,南ア,MERCOSUR('98),アンデス共同体('99)]                             |
|            |                     | Bangladesh('96)*      |                    |                                  |                          |                            |                                                                                               |
|            |                     | Algeria('96)*         |                    |                                  |                          | Mexico('99)*               | カナダの貿易経済協力協定等[スイス,ルウエー('97),アイスランド,南ア,MERCOSUR('98),アンデス共同体('99)]                             |
|            |                     | Syria('96)*           |                    |                                  |                          |                            |                                                                                               |
|            |                     | Gabon('97)*           |                    |                                  |                          | South Africa('99)          | カナダの貿易経済協力協定等[スイス,ルウエー('97),アイスランド,南ア,MERCOSUR('98),アンデス共同体('99)]                             |
|            |                     | Cameroon('97)*        |                    |                                  |                          |                            |                                                                                               |
|            |                     | Nigeria('97)*         |                    |                                  |                          | 【コトヌ協定(ACP)('00)】          | カナダの貿易経済協力協定等[スイス,ルウエー('97),アイスランド,南ア,MERCOSUR('98),アンデス共同体('99)]                             |
|            |                     | Sudan('97)*           |                    |                                  |                          |                            |                                                                                               |
|            |                     | Macedonia, FYR('97)   |                    |                                  |                          | Egypt('01)                 | カナダの貿易経済協力協定等[スイス,ルウエー('97),アイスランド,南ア,MERCOSUR('98),アンデス共同体('99)]                             |
|            |                     | Congo, DR('97)*       |                    |                                  |                          |                            |                                                                                               |
|            |                     | South Africa('97)     |                    |                                  |                          | Algeria('02)               | カナダの貿易経済協力協定等[スイス,ルウエー('97),アイスランド,南ア,MERCOSUR('98),アンデス共同体('99)]                             |
|            |                     | Yemen('98)*           |                    |                                  |                          |                            |                                                                                               |
|            |                     | Qatar('98)*           |                    |                                  |                          |                            | カナダの貿易経済協力協定等[スイス,ルウエー('97),アイスランド,南ア,MERCOSUR('98),アンデス共同体('99)]                             |
|            |                     | Cape Verde('98)*      |                    |                                  |                          |                            |                                                                                               |
|            |                     | Ethiopia('98)*        |                    |                                  |                          |                            | カナダの貿易経済協力協定等[スイス,ルウエー('97),アイスランド,南ア,MERCOSUR('98),アンデス共同体('99)]                             |
|            |                     | Barbados('98)*        |                    |                                  |                          |                            |                                                                                               |
|            |                     | Qutar('99)*           |                    |                                  |                          |                            | カナダの貿易経済協力協定等[スイス,ルウエー('97),アイスランド,南ア,MERCOSUR('98),アンデス共同体('99)]                             |
|            |                     | Bahrain('99)*         |                    |                                  |                          |                            |                                                                                               |
| BITs       | 計46ヶ国・地域            | 計94ヶ国・地域              | 計35ヶ国・地域           | 計63ヶ国・地域                         | 計92ヶ国・地域                 | 計69ヶ国・地域                   |                                                                                               |

(備考) 1. 括弧内の数字は二国間協定は署名の年、地域取組みは最初の批准の年。  
2. 二国間協定は2000年1月1日現在。＊はその時点で発効していないもの。＋は失効しているもの。(可能な限りその後の情報も追加)  
3. 日本の二国間協定については、Egypt('77), Sri Lanka('82), China('88), Turkey('92), Hong Kong('97), Pakistan('98), Bangladesh('98), Russia('98), Mongolia('01), Korea('02),及びViet Nam('03.11に署名)の計11ヶ国・地域。  
4. 米国のデータは2003年7月現在。また、米国欄の( )内国名は、よりゆるやかな経済協力枠組み協定。  
5. 米国のthe Czech and Slovak federal Republic('91)との二国間協定は、'93よりthe Czech Republic及びSlovakiaと各々別の協定として発効してい

(資料) UNCTAD(2000b)  
UNCTAD(1996a)  
UNCTAD(1996b), UNCTAD(1996c), UNCTAD(1996d), UNCTAD(2000c), UNCTAD(2000d), UNCTAD(2001b), UNCTAD(2002c), UNCTAD(2002d), UNCTAD(2002e)  
日本政府経済産業省、外務省資料  
米国国務省資料

表5. 1 OECD・多国間投資協定(MAI)の教訓

|             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 経緯          | <p>○1995年閣僚理事会において、高い水準の投資の保護・自由化、効果的な紛争解決手続きを含む多国間投資協定の交渉開始を合意。</p> <p>○交渉妥結後は、非OECD加盟国にも参加を開放することを予定。また、WTOにおける投資に関する将来の討議の準備を行うことを言明。</p> <p>○当初、1997年の閣僚理事会までに合意することを目指していたが、1年延期された後、1998年12月の非公式MAI協議において交渉打ち切りを決定。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 交渉参加国       | OECD加盟29ヶ国：豪、オーストリア、ベルギー、チェコ、デンマーク、フィンランド、仏、独、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、伊、日本、韓国、ルクセンブルグ、メキシコ、オランダ、ニュー・ジーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英、米、加。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| オブザーバー      | 97年9月以降、OECD非加盟国・地域である香港、ブラジル、チリ、アルゼンチン、スロヴァキア*、バルト3国(リトアニア、ラトヴィア、エストニア)がオブザーバー参加。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 協定案の特徴      | <p><u>(1)投資の対象範囲</u><br/>企業支配のみならず資産取得・取り扱い全てを対象とすることで、直接投資のみならず証券投資も対象に包含。また、設立後の事業活動の段階のみならず、設立前の投資許可の段階も対象。</p> <p><u>(2)投資の自由化</u><br/>設立前段階を含む最恵国待遇及び内国民待遇を一般的義務として規定。ネガティブ・リスト方式により例外リストに登録した措置については義務を免除。</p> <p><u>(3)投資の保護</u><br/>差別的な措置のみならず、不合理な措置からの投資保護を規定。収用については、①公共目的、②無差別原則、③法の正当な手続、④迅速、十分、実効的な補償の支払いを伴うことを充足する場合を除き禁止。また、自由な移転(送金及び現物による収益移転)を規定。</p> <p><u>(4)紛争処理手続き</u><br/>国対国の紛争処理手続に加え、投資家対国の紛争処理手続を規定。投資保護のみならず、投資自由化の面で投資家対国の紛争解決手続が適用されることになる。</p> <p><u>(5)労働と環境</u><br/>投資誘致のための労働・環境基準の緩和の禁止等を規定。</p> |
| 主要な論点       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・投資の定義</li> <li>・内国民待遇・最恵国待遇例外</li> <li>・サブ・ナショナル(地方政府)</li> <li>・地域経済統合例外</li> <li>・知的財産権</li> <li>・文化例外</li> <li>・パフォーマンス要求</li> <li>・インセンティブ(優遇措置)</li> <li>・労働・環境基準</li> <li>・収用補償と受入国の規制権限</li> <li>・紛争処理</li> <li>・国内法の域外適用問題</li> <li>・税制</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                    |
| 妥結に至らなかった背景 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・NGOによる理念や目的(大企業優遇)、不十分な労働者保護・環境保護、交渉プロセスの不透明さと閉鎖性等に対する批判</li> <li>・各国政権における交渉インセンティブの低下</li> <li>・産業界からの支持の低下(自由化の実現に対する期待の低下、税制の除外)</li> <li>・途上国の意見が反映されないことへの批判</li> <li>・97年アジア通貨危機による資本移動自由化に対する支持の低下</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                         |

注\*) スロヴァキアは、2000年にOECD加盟。

(資料) OECD web site  
UNCTAD(1999c)  
経済産業省資料他

表5. 2 投資に関する多角的(及び地域的)政府間取極めの経緯

|        |      |                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |        |            |
|--------|------|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|------------|
| 第二次大戦後 | 1948 | 貿易及び雇用に関する国際会議 | 国際貿易機関のためのハバナ憲章(Havana Charter for an International Trade Organization)                                                                                                                                                                                                                                                                     | 拘束     | 批准されず      |
|        | 1958 | 国連             | 外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約(Convention on the Recognition and Enforcement of Foreign Arbitral Awards)                                                                                                                                                                                                                                               | 拘束     | 採択         |
|        | 1961 | OECD           | 資本移動の自由化に関する規約(Code of Liberalization of Capital Movements)                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 拘束     | 採択         |
|        | 1961 | OECD           | 経常的貿易外取引の自由化に関する規約(Code of Liberalization of Current Invisible Operations)                                                                                                                                                                                                                                                                  | 拘束     | 採択         |
|        | 1962 | 国連             | 国連総会決議第1803(XVII)号:天然資源に関する恒久主権(United Nations General Assembly Resolution 1803 (XVII): Permanent Sovereignty over Natural Resources)                                                                                                                                                                                                       | 非拘束    | 採択         |
|        | 1963 | OECD           | 所得及び資本に関する租税条約モデル(Model Tax Convention on Income and on Capital)                                                                                                                                                                                                                                                                            | 非拘束    | 採択         |
|        | 1965 | 世銀             | 国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約(Convention on the Settlement of Investment Disputes between States and Nationals of Other States)                                                                                                                                                                                                               | 拘束     | 採択         |
|        | 1967 | OECD           | 国際貿易に影響を及ぼす反競争的慣行に関する加盟国間の協力に関する理事会の改正勧告(Revised Recommendation of the Council Concerning Co-operation between Member Countries on Anti-competitive Practices Affecting International Trade)                                                                                                                                                | 非拘束    | 採択         |
|        | 1967 | OECD           | 外国人財産の保護に関する条約案(Draft Convention on the Protection of Foreign Property)                                                                                                                                                                                                                                                                     | 非拘束    | 署名のための開放なし |
| 1970年代 | 1974 | 国連             | 国連総会決議第3201(S-VI)号:新国際経済秩序樹立宣言(United Nations General Assembly Resolution 3201(S-VI): Declaration on the Establishment of a New International Economic Order)、及び国連総会決議第3202(S-VI)号:新国際経済秩序樹立に関する行動計画(United Nations General Assembly Resolution 3202(S-VI): Programme of Action on the Establishment of a New International Economic Order) | 非拘束    | 採択         |
|        | 1974 | 国連             | 国連総会決議第3281(XXIX)号:国家の経済権利義務憲章(United Nations General Assembly Resolution 3281(XXIX): Charter of Economic Rights and Duties of States)                                                                                                                                                                                                      | 非拘束    | 採択         |
|        | 1976 | OECD           | 国際投資及び多国籍企業に関する宣言(Declaration on International Investment and Multinational Enterprises)                                                                                                                                                                                                                                                    | 拘束／非拘束 | 採択         |
|        | 1976 | 国連             | 国連国際商取引法委員会仲裁規則(Arbitration Rules of the United Nations Commission on International Trade Law)                                                                                                                                                                                                                                              | (モデル)  | 採択         |
|        | 1977 | ILO            | ILO多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言(ILO Tripartite Declaration of Principles Concerning Multinational Enterprises and Social Policy)                                                                                                                                                                                                                  | 非拘束    | 採択         |
|        | 1979 | OECD           | 移転価格ガイドライン(Transfer Pricing Guidelines for Multinational Enterprises and Tax Administrations)                                                                                                                                                                                                                                               | 非拘束    | 採択         |
|        | 1979 | 国連             | 不正支払に関する国際条約案(Draft International Agreement on Illicit Payments)                                                                                                                                                                                                                                                                            | 拘束     | 採択なし       |
|        | 1979 | 国連             | 先進国と発展途上国との間の二重課税に関する国連条約モデル(United Nations Model Double Taxation Convention between Developed and Developing Countries)                                                                                                                                                                                                                    | (モデル)  | 採択         |
| 1980年代 | 1980 | UNCTAD         | 制限的商慣行を規制するための多国間で合意された衡平な一連の原則とルール(The Set of Multilaterally Agreed Equitable Principles and Rules for the Control of Restrictive Business Practices)                                                                                                                                                                                      | 非拘束    | 採択         |
|        | 1980 | OECD           | プライバシーの保護及び国境を超える個人データのフローを規律するガイドライン(Guidelines Governing the Protection of Privacy and Transborder Flows of Personal Data)                                                                                                                                                                                                                | 非拘束    | 採択         |
|        | 1983 | 国連             | 国連多国籍企業行動規範案(Draft United Nations Code of Conduct on Transnational Corporations)                                                                                                                                                                                                                                                            | 非拘束    | 採択なし       |
|        | 1985 | 国連             | 技術移転国際行動規範案(Draft International Code of Conduct on the Transfer of Technology)                                                                                                                                                                                                                                                              | 非拘束    | 採択なし       |



|                  |      |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                   |     |                |
|------------------|------|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|----------------|
|                  | 1985 | 国連            | 国連総会決議第39/248号:消費者保護のためのガイドライン<br>(United Nations General Assembly Resolution 39/248:<br>Guidelines for Consumer Protection)                                                                                                                                                      | 非拘束 | 採択             |
|                  | 1985 | 世銀            | 多数国間投資保証機関設立条約(Convention Establishing the<br>Multilateral Investment Guarantee Agency)                                                                                                                                                                                           | 拘束  | 採択             |
|                  | 1985 | OECD          | 国境を超えるデータのフローに関する宣言(Declaration on<br>Transborder Data Flows)                                                                                                                                                                                                                     | 非拘束 | 採択             |
| 1990<br>年代<br>以降 | 1990 | 国連            | 持続可能な開発管理のための基準:環境的に持続可能な開発<br>に向けて(Criteria for Sustainable Development Management:<br>Towards Environmentally Sustainable Development)                                                                                                                                          | 非拘束 | 採択             |
|                  | 1992 | 世銀            | 外国直接投資の待遇に関するガイドライン(Guidelines on the<br>Treatment of Foreign Direct Investment)                                                                                                                                                                                                  | 非拘束 | 採択             |
|                  | 1993 | 常設仲裁裁<br>判所   | 一方のみが国家である二当事者間の紛争を仲裁するための常<br>設仲裁裁判所選択規則(Permanent Court of Arbitration<br>Optional Rules for Arbitrating Disputes between Two Parties of<br>which only One is a State)                                                                                                          | 拘束  | 採択             |
|                  | 1994 | WTO           | 世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書1A:物品の貿<br>易に関する多角的協定における、貿易に関連する投資措置に関<br>する協定(Marrakesh Agreement Establishing the World Trade<br>Organization. Annex 1A: Multilateral Agreements on Trade in<br>Goods. Agreement on Trade-Related Investment Measures)                                    | 拘束  | 採択             |
|                  | 1994 | WTO           | 世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書1B:サービスの<br>貿易に関する一般協定(Marrakesh Agreement Establishing the<br>World Trade Organization. Annex 1B: General Agreement on<br>Trade in Services)、及びサービスの貿易に関する一般協定に関<br>する閣僚決定(Ministerial Decisions Relating to the General<br>Agreement on Trade in Services) | 拘束  | 採択             |
|                  | 1994 | WTO           | 世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書1C:知的所有<br>権の貿易関連の側面に関する協定(Marrakesh Agreement<br>Establishing the World Trade Organization. Annex 1C:<br>Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property<br>Rights)                                                                             | 拘束  | 採択             |
|                  | 1994 | OECD          | 国際事業取引における賄賂に関する理事会勧告<br>(Recommendation of the Council on Bribery in International<br>Business Transactions)                                                                                                                                                                     | 拘束  | 採択             |
|                  | 1994 | APEC          | APEC非拘束式投資原則(APEC Non-Binding Investment<br>Principles)                                                                                                                                                                                                                           | 非拘束 | 採択             |
|                  | 1994 | エネルギー<br>憲章会議 | エネルギー憲章条約(Energy Charter Treaty)                                                                                                                                                                                                                                                  | 拘束  | 採択(一部<br>批准なし) |
|                  | 1996 | WTO           | シンガポール閣僚宣言(Singapore Ministerial Declaration)                                                                                                                                                                                                                                     | 非拘束 | 採択             |
|                  | 1996 | 国連            | 国際商取引における不正及び贈収賄防止に関する国連宣言決<br>議(Resolution 51/191 United Nations Declaration against<br>Corruption and Bribery in International Commercial<br>Transactions)                                                                                                                      | 非拘束 | 採択             |
|                  | 1997 | 国連            | 国際商取引における不正及び贈収賄防止に関する国際協力決<br>議(Resolution 52/191 on International Cooperation against<br>Corruption and Bribery in International Commercial<br>Transactions)                                                                                                                    | 非拘束 | 採択             |
|                  | 1997 | OECD          | 国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する<br>条約(Convention on Combating Bribery of Foreign Officials in<br>International Business Transactions)                                                                                                                                                 | 拘束  | 採択             |
|                  | 1997 | WTO           | サービスの貿易に関する一般協定の第四議定書(Fourth<br>Protocol to the General Agreement on Trade in Services (on<br>Basic Telecommunications Services))                                                                                                                                                 | 拘束  | 採択             |
|                  | 1997 | WTO           | サービスの貿易に関する一般協定の第五議定書(Fifth Protocol<br>to the General Agreement on Trade in Services (on Financial<br>Services))                                                                                                                                                                 | 拘束  | 採択             |
|                  | 1998 | ILO           | 職場における基本原則及び権利に関するILO宣言(ILO<br>Declaration on Fundamental Principles and Rights at Work)                                                                                                                                                                                          | 非拘束 | 採択             |
|                  | 1998 | OECD          | 有害な税の競争防止のための理事会勧告(OECD Council<br>Recommendation on Counteracting Harmful Tax Competition)                                                                                                                                                                                       | 非拘束 | 採択             |

|      |      |                                                                                                                          |     |       |
|------|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-------|
| 1998 | OECD | 「ハードコアカルテルに抗する有効な行動に関する理事会勧告<br>(OECD Council Recommendation concerning Effective Action<br>against "Hard Core Cartels") | 非拘束 | 採択    |
| 1998 | OECD | 多国間投資協定案(Draft Multilateral Agreement on Investment)                                                                     | 拘束  | 採択されず |
| 1999 | OECD | コーポレート・ガバナンス原則(OECD Principles of Corporate<br>Governance)                                                               | 非拘束 | 採択    |
| 2001 | WTO  | ドーハ閣僚宣言(Doha Ministerial Declaration)                                                                                    | 非拘束 | 採択    |

(資料) UNCTAD(1999b)より筆者抜粋、及び加筆。

表5. 3 投資に関する主要な国際取決めの主要要素比較

|                             | 多数国間                                                                                                           |                                             |                                                                                    |                                                                                                   | 地域内／地域間                                                                                                              |                                                                                                 |                                                                                                          |                                                                                                                  |                                                                             |                                                                                                                                    | 二国間                                                                                                                        |
|-----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                             | 世界貿易機関<br>サービスの貿易に<br>関する一般協定<br>(1994)                                                                        | 貿易関連投資措<br>置に関する協定<br>(1994)                | 世界銀行<br>投資紛争解決条<br>約(1965); MIGA条<br>約(1985); 外国直<br>接投資ガイドライン<br>(1992)           | 国連<br>多国籍企業行動<br>規範案(1977)<br>ILO三者宣言・原<br>則(1977); 制限的<br>商慣行原則<br>(1980); 消費者保<br>護ガイドライン(1985) | 多国間投資条約<br>案(MAI)(1998)                                                                                              | OECD<br>資本移動自由化<br>規約(1961); 貿易<br>外取引自由化規<br>約(1961)<br>(2003,2002改訂)                          | 国際投資多国籍<br>企業宣言・理事会<br>諸決定・指針<br>(1976)<br>(2000改訂)                                                      | エネルギー憲章条<br>約(1994)                                                                                              | APEC非拘束的投<br>資原則(1994)                                                      | NAFTA:北米自由<br>貿易協定(1992)                                                                                                           | 二国間投資協定                                                                                                                    |
| I. 法的性質                     | 拘束                                                                                                             | 拘束                                          | 拘束(ICSID,MIGA)<br>;任意(ガイドライン)                                                      | 未定(採択されず)<br>(行動規範案)<br>任意<br>(ILO,RBP,GCP)                                                       | 拘束(採択されず)                                                                                                            | 拘束<br>(OECD理事会決<br>定)                                                                           | 政治的約束(宣<br>言); 拘束(決定)<br>; 任意(指針)                                                                        | 拘束                                                                                                               | 任意                                                                          | 拘束                                                                                                                                 | 拘束                                                                                                                         |
| II. 投資の定義・範囲                |                                                                                                                |                                             |                                                                                    |                                                                                                   |                                                                                                                      |                                                                                                 |                                                                                                          |                                                                                                                  |                                                                             |                                                                                                                                    |                                                                                                                            |
| 1. 投資                       | 業務上の拠点を<br>通じて行われる広<br>範な定義(全ての<br>分野における全<br>てのサービス(政府<br>の権限の行使とし<br>て提供されるサー<br>ビスを除く)(1条,28条)              | 物品の貿易に関<br>連する投資措置に<br>ついてのみ(1条)            | 設立前、設立後の<br>民間外国投資; 投<br>資受入国の法規<br>則に完全に適合<br>する誠実な投資に<br>適用される(ガイ<br>ドライン1.1.2.) |                                                                                                   | 投資家が直接(又<br>は間接的に)所<br>有・管理するあら<br>ゆる資産(企業、<br>株式、債権、契約<br>上の権利、知的所<br>有権、動産、不動<br>産等)                               | あらゆるタイプの<br>対外資本取引及び<br>国境での物品を除<br>く経常的資本外取<br>引(2条、付属書A)<br><br>※以下条文番号<br>は資本移動自由<br>化規約に基づく |                                                                                                          | エネルギー分野の<br>み、投資家の直<br>接・間接の管理下<br>にある全ての種類<br>の資産(1条(6))                                                        |                                                                             | 広範かつオープン<br>エンド; あらゆる<br>タイプの投資(場<br>合によっては証<br>券投資を含む)<br>、投資資産をカ<br>バー                                                           | 広範かつオープン<br>エンド; あらゆる<br>タイプの投資、<br>投資資産をカ<br>バー                                                                           |
| 2. 投資家                      | サービス提供者(1<br>条,28条)                                                                                            |                                             |                                                                                    | 多国籍企業(国営<br>企業を含むかは<br>未定)(行動規範<br>案)                                                             | 締約国の国籍を<br>有し、又は締約<br>国に永住する自<br>然人;<br>締約国の法律に<br>より設立された<br>法人等                                                    | OECD加盟国の<br>非居住企業に適<br>用、IMF加盟国へ<br>の適用を努力(1<br>条)                                              | 宣言加盟国<br>(OECD加盟国及<br>びアルゼンチン、<br>ブラジル)の域内<br>で事業活動を行う<br>加盟国外資系企<br>業に適用可能                              | 締約国及び第三<br>国の個々の国民<br>及び締約国の法<br>に従って組織され<br>た会社(1条(7))                                                          |                                                                             | 当事国の一方の<br>個々の国民なら<br>びに当事国の法に<br>基づいて組織され<br>た企業及び<br>NAFTA内に立地<br>する支店であつて<br>そこで実質的な事<br>業を営むもの                                 | 文書で設定され<br>た基準に従った<br>当事国の一方の<br>国境を有する個人<br>および会社(更に<br>、会社に対しては<br>国籍を有する国と<br>の真正な連関を有<br>するよう求めるこ<br>とが往々にしてあ<br>り)    |
| III. 外国投資家の参入及び事業活動に関わる投資措置 |                                                                                                                |                                             |                                                                                    |                                                                                                   |                                                                                                                      |                                                                                                 |                                                                                                          |                                                                                                                  |                                                                             |                                                                                                                                    |                                                                                                                            |
| 1. 待遇の基準                    |                                                                                                                |                                             |                                                                                    |                                                                                                   |                                                                                                                      |                                                                                                 |                                                                                                          |                                                                                                                  |                                                                             |                                                                                                                                    |                                                                                                                            |
| a)内国民待遇<br>(NT)             | NTは国別約束表<br>に記載した分野及<br>び条件・制限に<br>従って与えられる<br>(17条)<br>(ポジティブ・リス<br>ト方式);<br>定期的な交渉によ<br>り漸進的な自由化<br>を行う(19条) | ガイド3条(NT)に<br>反するTRIMsをと<br>ってはならない(2<br>条) | 内国民待遇と法<br>の下での無差別<br>(ガイドラインIII.<br>3(a))                                         | 途上国は開発政<br>策例外等を主張<br>し、内国民待遇<br>の付与に慎重(行<br>動規範案)                                                | 締約国は、投資<br>に関する設立、<br>取得、拡大、運<br>営、管理、維持、<br>利用、享受及び<br>売却等の処分<br>に関し、事実上<br>かつ法律上、NT<br>及びMFN待遇<br>を与えなければ<br>ならない。 |                                                                                                 | 投資後の内国民<br>待遇を宣言加盟<br>国に付与(宣言)<br>。加盟国以外へ<br>の付与を検討(宣<br>言)。<br>サブ・ナショナル<br>レベルでの内国民<br>待遇付与を努力<br>(宣言)。 | 設立後の投資に<br>NT、MFNのうち<br>有利な待遇を付<br>与(10条(7))<br>設立前の投資に<br>NT、MFNのうち<br>有利な待遇を与<br>えるベスト・エ<br>フォート条項<br>(10条(2)) | 国内法令、政策<br>上の例外を除<br>き、投資の設<br>立、拡張、事<br>業活動について<br>外国投資家に<br>内国民待遇を<br>付与。 | 内国民待遇は設<br>立とあらゆる<br>タイプの事業活<br>動をカバー(ネ<br>ガティブ・リス<br>ト及び国別約<br>束表に従うこ<br>とを条件として<br>廃止されるべき<br>既存の措置に<br>含まれる産業<br>及び事業活動<br>を除く) | 多くのBITは、設<br>立後は同様の状<br>況における内<br>国企業よりも不<br>利でない待遇を<br>講じている(例<br>外としては国家<br>安全保障や国の<br>重要な権益があ<br>る)                     |
| b)最恵国待遇<br>(MFN)            | MFNは即時かつ<br>無条件に与えら<br>れる(期限付きの<br>免除リストを有す<br>るが、更なる交渉<br>の対象)(2条及び<br>付属書)<br>(ネガティブ・リス<br>ト方式)              |                                             | 内国民待遇が適<br>当でない投資に<br>対してMFN(ガイ<br>ドラインIII.3(b))                                   |                                                                                                   | 締約国は、投資<br>に関する設立、<br>取得、拡大、運<br>営、管理、維持、<br>利用、享受及び<br>売却等の処分<br>に関し、事実上<br>かつ法律上、NT<br>及びMFN待遇<br>を与えなければ<br>ならない  | 自由化承認にあ<br>たり他の加盟国<br>に差別を設けて<br>はならない(9条)                                                      | 企業の公平かつ<br>国際法及び自<br>国が受諾した契<br>約上の義務に従<br>って取り扱う責<br>任を果たすとい<br>う了解(指針)の<br>み                           | 設立後の投資に<br>NT、MFNのうち<br>有利な待遇を付<br>与(10条(7))<br>設立前の投資に<br>NT、MFNのうち<br>有利な待遇を与<br>えるベスト・エ<br>フォート条項<br>(10条(2)) | 同様の状況にお<br>ける投資の設<br>立、拡張及び事<br>業活動に対し域<br>内投資家にMFN<br>を付与。                 | 同様の状況にお<br>ける投資に対し<br>てMFNが与えら<br>れる; あらゆる<br>側面の投資活動<br>をカバー(国家<br>安全保障、自由<br>貿易地域の加盟<br>国を保護するた<br>めに例外あり)                       | 同様の状況にお<br>ける投資に対し<br>てMFN; 投資後<br>の事業活動をカ<br>バー(統合スキ<br>ームの加盟国、<br>国家安全保障な<br>どに対しては例<br>外); BITによ<br>つては参入に対<br>してMFNを付与 |

| 2. 制限                                |                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                |                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                               |                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                   |                                               |                                                                     |
|--------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| a)参入及び設立<br>(市場アクセス)                 | (1.待遇の基準参照)                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                     | 外国投資の受入を促進し、過度な手続きを課すことを避ける。外国投資の参入を規制する権限を維持するが、規制リストを用いた自由参入がより有効な方式(ネガティブ・リスト)である。(ガイドラインII.1,2,3,5)                                        | 国家は、参入・設立の規制権限を有する(多国籍企業行動規範案)                                                                  | (ネガティブ・リスト方式)一般例外、国別例外によって制限を受ける                                                                                                                                                                                                                                          | あらゆる形態のFDIの参入及び設立を含むあらゆる資本の移動に関して漸進的自由化(留保あり)(1条,2条,付属書A)                                                                                                                     | 参入・設立に関する加盟国政府の規制権限については関与しない(宣言)                            | 参入及び設立前の投資にNT、MFNのうち有利な待遇を与えるベスト・エフォート条項(10条(2))<br>この条項に法的拘束力を持たせるための「補足的な条約」を交渉(10条(4))(未採択)                                                                                                                                                                       |                                                                                   | 設立はNAFTA域内で内国民待遇及び最恵国待遇に従って行われる(例外及び種々の約束表あり) | 受入れは国内法に従うが、FDIは奨励される(BITによっては受入れは内国民待遇又は最恵国待遇に基づく)                 |
| b)パフォーマンス・リクワイアメント<br>貿易関連<br>雇用・その他 | 約束を行った分野において次の措置を禁止(提供者の数の制限、取引総額・資産総額の制限、事業総数・総産出量の制限、雇用者数の制限、合併企業等事業体の形態の制限・要求、外国資本参加の制限)(16条);<br>資格要件、資格審査手続、技術基準、免許要件に関する措置が不必要な障害とならないことを確保するため、規律を作成(6条);<br>自然人の移動に適用される国別約束について交渉することができる(附属書) | 強制的であるものの優遇措置とリンクするもののいずれもガット3条(NT)、11条(数量制限の一般的廃止)に反するTRIMsを禁止(2条);<br>禁止されるTRIMsの例示表に含まれるものは、ローカル・コンテンツ、現地調達、輸入制限、輸出・輸入比率制限、外国為替利用制限による輸入制限、輸出制限、国内生産・輸出比率制限(附属書) | 差別的な事業活動上の制限は抑制される、外国人の雇用はその国籍に関係なく必要な特定のトップマネジャーまで認可されるべきである。労働市場の弾力性の重要性を協調(ガイドラインII.5)<br>参入におけるパフォーマンス・リクワイアメントはしばしば参入阻害や汚職を招く(ガイドラインII.3) | ホスト国の開発政策に適合すべき、現地人の資本や経営への参加、雇用促進、訓練提供に協力(行動規範案)                                               | a)貿易関連(TRIMs:輸出・全販売額比率、現地販売額・輸出比率、ローカル・コンテンツ、現地調達)、b)技術移転、本社設置、研究開発、現地人雇用、株式保有レベルに関する要求を禁止。後者については、任意で優遇措置とリンクするものであれば許容される;<br>上級管理職・役員の国籍要求禁止、雇用に関する国籍要求禁止、入管法・労働法の範囲内で重要人員(投資家、経営者、管理者、専門家)の一時入国・滞在を認める、配偶者の労働許可を認めるよう努力、重要人員・その配偶者・子の一時入国・滞在について経済的ニーズ要件や数量制限を課すことを禁止 |                                                                                                                                                                               | 内国民待遇に違反する条件を漸進的に廃止(決定)、優遇措置とリンクするパフォーマンス・リクワイアメントは抑制される(決定) | GATT3条、11条に不整合なTRIMsは用いない(5条(1))、強制的であるもの優遇措置とリンクするもののいずれも、ローカル・コンテンツ、現地調達、輸入制限、輸出・輸入比率制限、外国為替利用制限による輸入制限、輸出制限、国内生産・輸出比率制限を要求するものを用いない(5条(2))、輸出振興、外国援助、政府調達、特惠関税・割当制度の資格要件となっているTRIMsを除く(5条(3))<br>入国・滞在許可を有する重要職員を国籍を問わず雇用することを認める(11条(2))、入国・滞在許可は誠実に検討する(11条(1)) | 貿易投資の拡大を歪曲し制限するパフォーマンス・リクワイアメントの利用は最小化する。関連法令に則り、外国投資に関連する技術的・経営的要人の短期入国・滞在を許可する。 | 7つのタイプの強制的制限を禁止。このうち4つは優遇措置にリンクするとも禁止         | いくつかのBITはパフォーマンス・リクワイアメントを禁止している。BITによっては、外国人要員の入国と居住は認められるよう求めている。 |
| 3. 優遇措置                              |                                                                                                                                                                                                         | 優遇措置にリンクしたものであっても、例示表に含まれるものは禁止(例示表)                                                                                                                                | 優遇措置は勸奨されない;付与するときは無差別でなければならない;<br>優遇措置特に税制上の優遇措置での国家間競争は勸奨されない(ガイドラインIII.9)                                                                  |                                                                                                 | 優遇措置にリンクするTRIMsを禁止;(優遇措置をビルトイン・アジェンダとすることを検討していた)                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                               | 優遇措置が母国の権益に逆効果をもたらすときは、協議を行う(決定)                             | 優遇措置にリンクするTRIMsを用いない(5条(2))                                                                                                                                                                                                                                          | 健康、安全、環境に関する規制は、外国投資を促進するための優遇措置として緩和しない                                          | 特定のパフォーマンス・リクワイアメントにリンクさせた優遇措置を禁止する           |                                                                     |
| 4. 例外とセーフガード                         | 一般的例外(公の秩序、生命健康保護、協定に反しない法令遵守確保のための措置(安全等)、二重課税等の回避のためのNT,MFNに合致しない措置(14条);安全保障例外(14条2);<br>サービス貿易を自由化する経済統合締結を妨げない(5条);<br>国際収支擁護のための制限(12条);<br>緊急セーフガードに関する交渉がビルトイン・アジェンダ(10条);                      | 1994年ガットに基づく全ての例外規定が、適当な場合には準用される(3条)                                                                                                                               | 参入に関する安全保障、経済開発目的、国益への差し迫った事情による例外(ガイドラインII.4)<br>内国民待遇に関する地域統合例外(ガイドラインIII.4)                                                                 | 公の秩序、安全保障例外、開発政策例外(行動規範案)<br>償還、利益の送金、現地市場での資金調達、為替取引等においてホスト国の国際収支、市場の安定性等に悪影響を与えないよう考慮(行動規範案) | 国別例外については原則スタン・スティール適用(独占解消、民営化等の適用除外は議論あり);<br>一般例外として公の秩序、地域経済統合、地方政府、文化例外を認めるかは議論あり;<br>一時的セーフガード                                                                                                                                                                      | 公の秩序及び安全保障例外(3条)<br>現行の多数国間協定に基づく義務を変更するものとはみなしてはならない(4条)<br>経済上、財政金融上の混乱の場合の自由化措置撤回、国際収支上の困難の場合のセーフガード(7条)<br>関税上又は通貨上の特殊な団体に対するMFN例外(10条)<br>連邦制国家のサブナショナルレベルへの適用除外(付属書B,C) |                                                              | 生命・健康、エネルギー供給不足、原住民・社会的・経済的弱者、国家安全保障、核不拡散、公の秩序維持を保護するための例外あり(24条)<br>経済統合における特惠的待遇に関する例外あり(25条)<br>(サブナショナルについては例外なし)                                                                                                                                                |                                                                                   |                                               |                                                                     |

| IV. 保護基準        |                                                                                               |                                                                                                                     |                                                                                                                            |                                                                                                 |                                                                                             |                                                                                     |                                                                                                                                                  |                                                                                                                                        |                                                                                                                               |                                                                                      |                                                                          |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| a)公正かつ<br>衡平な待遇 | 国別約束分野に<br>おいてサービス貿易<br>に影響を及ぼす全<br>ての措置が合理<br>的、客観的かつ衡<br>平な態様で実施さ<br>れることを確保(6<br>条)        |                                                                                                                     | 外国投資にも公正<br>かつ公平な待遇<br>が与えられる(ガイ<br>ドラインIII.2)                                                                             | 国際法に合致した<br>公正(fair)な待遇<br>を与えることに途<br>上国が慎重(行動<br>規範案)                                         | 公正かつ衡平な<br>待遇が与えられる                                                                         |                                                                                     | 企業の公平かつ<br>国際法及び自国<br>が受諾した契約上<br>の義務に従って取<br>り扱う責任を果た<br>すという了解(指<br>針)                                                                         | 公正かつ衡平な<br>待遇が与えられる<br>(10条(1))                                                                                                        |                                                                                                                               | 公正かつ衡平な<br>待遇が与えられる                                                                  | 公正かつ衡平な<br>待遇が与えられる                                                      |
| b)最低国際保<br>護基準  |                                                                                               |                                                                                                                     | 待遇は国際法に<br>従って与えられる<br>(ガイドラインIII.1、<br>MIGA)                                                                              | 国際法への言及<br>に途上国が慎重<br>(行動規範案)                                                                   | 待遇は国際法の<br>基準を下回らない                                                                         |                                                                                     | 待遇は国際法に<br>従って与えられる<br>(指針)                                                                                                                      | 待遇は国際法の<br>基準を下回らない<br>(10条(1))                                                                                                        |                                                                                                                               | 待遇は国際法に<br>従って与えられる                                                                  | 待遇は国際法に<br>従って与えられる                                                      |
| c)収用            |                                                                                               |                                                                                                                     | 収用は国際法の<br>要件に従うもので<br>なければならない。<br>補償基準につ<br>いては詳細な定義<br>を設ける(ガイドラ<br>インIV)<br>収用及び類する措<br>置から生ずる損失<br>に対する投資保証<br>(MIGA) | 国有化に関して制<br>限(公益目的、無<br>差別、十分・迅速・<br>実効的な補償等)<br>を設けることに途<br>上国が慎重(行動<br>規範案)                   | 公共の利益を目的<br>とし、差別的で<br>なく、法の正当な<br>手続に則り、迅速<br>・十分・効果的な<br>補償の支払を伴<br>うものでなければ<br>収用してはならない |                                                                                     |                                                                                                                                                  | 公共の利益を目的<br>とし、差別的で<br>なく、方の正当な<br>手続に乗り取り、<br>迅速・十分・効果<br>的な支払いを伴<br>うものでなければ<br>ならない、裁判所<br>での収用の妥当<br>性に関する迅速な<br>審査を受ける権利<br>(13条) | 無差別かつ国内<br>法及び国際法原則<br>に基づく公共目的<br>の場合を除き、<br>十分かつ実効的な<br>補償の迅速な支<br>払いに反するよう<br>な収用及び同様の<br>効果を持つ措置<br>をとってはなら<br>ない。        | 収用は国際法の<br>要件に従うもので<br>なければならない。<br>特定の補償基<br>準を設ける                                  | 国際法上の要件<br>に従う;特定の補<br>償基準を設ける                                           |
| d)送金            | 国別約束に関連<br>する経常取引のため<br>の国際資金移動<br>及び支払に制限を<br>課してはならない<br>(国際収支擁護の<br>場合を除く)<br>(11条)        |                                                                                                                     | 資金の送金及び<br>投資元本の償還<br>の自由(ガイドライン<br>III.6)<br>送金の規制から<br>生ずる損失に対す<br>る投資保証(MIGA)                                           | 償還、利益の送金<br>等においてホスト<br>国の国際収支、市場<br>の安定性等に悪影響<br>を与えないよう考慮<br>(行動規範案)                          | あらゆる送金が自<br>由に遅滞なく、自由<br>に交換可能な通貨で<br>行われるよう確保<br>する                                        | 資産の清算及び<br>当該資産又はその<br>清算代金の送金<br>を求める(1条)、<br>送金の実施(6条)                            |                                                                                                                                                  | 送金が自由に遅<br>滞なく、自由に交<br>換可能な通貨で行<br>われるよう確保す<br>る(12条)                                                                                  | 利益、配当、使用<br>料、貸付金返済、<br>売却清算、等の外国<br>投資に関連した<br>資金の、自由に兌換<br>可能な為替によ<br>る、自由で迅速な<br>送金という目標に<br>向けて更なる自由<br>化を行う。             | 資金の送金及び<br>投資元本の償還<br>の自由                                                            | 資金の送金及び<br>投資元本の償還<br>の自由;若干の場<br>合について僅かの<br>例外(例えば、国<br>際収支上の理由)       |
| V. 紛争処理         | WTO紛争処理メカ<br>ニズムに基づく(他の<br>国際手段へのリコ<br>ースなし);国家对<br>国家のみ(22条、23<br>条)                         | WTO紛争処理メカ<br>ニズムに基づく(他の<br>国際手段へのリコ<br>ースなし);国家对<br>国家のみ(8条)                                                        | 投資家対国家の<br>紛争の解決のため<br>国際手段にリコ<br>ースすることを認める<br>(ガイドラインV)<br>国家と民間外国投<br>資家との間の紛争<br>において調停及び<br>仲裁のメカニズムを<br>設ける(ICSID)   | 途上国はホスト国<br>の多国籍企業管<br>轄権と国内法によ<br>る紛争解決を主張<br>し、西側諸国は紛<br>争解決態様に関<br>する選択の自由を<br>主張(行動規範<br>案) | 国家間の手続は、<br>協議、仲介、調停、仲<br>裁を規定;<br>投資家対国家の<br>手続は上記の他、<br>紛争解決のため<br>国際手段にリコ<br>ースすることを認める  | 機構に対する申立<br>て、機構による措<br>置の撤回又は変更<br>の指示(16条、17<br>条)                                | 企業と受入国政府<br>との間の法的問題<br>の解決の手段とし<br>て、仲裁を含む適<br>当な国際紛争解<br>決制度の利用が<br>奨励される(指針)                                                                  | 投資家対国家の<br>紛争解決(ICSID、<br>UNCITRAL等の利<br>用を含む)(26<br>条)、締約国間の<br>紛争解決について<br>は特別仲裁裁判<br>所への問題の付<br>託等手続きを規定<br>(27条)                   | 外国投資に関する<br>紛争については、<br>当事者間の協議・<br>交渉によるか、不<br>調の場合には、加<br>盟国の国際約束<br>に基づく仲裁手続<br>き又は両者が合<br>意する仲裁手続き<br>により解決するこ<br>とを承諾する。 | 投資家対国家の<br>紛争の解決のため<br>国際手段にリコ<br>ースすることを認める<br>(メカニズムには<br>ICSID、UNCITRAL<br>などを含む) | 投資家対国家の<br>紛争の解決のため<br>国際手段にリコ<br>ースすることを認める<br>(例えば、ICSID、<br>UNCITRAL) |
| VI. 透明性         | 協定の運用に関<br>連・影響を有する<br>国内措置・国際協<br>定を発効前に公表<br>;関連法規を毎年<br>WTOサービス貿易<br>理事会に通報;照<br>会所を設置(3条) | 関連法規を利用<br>可能にする義務、<br>TRIMsについての<br>出版物を事務局に<br>通報(6条);<br>協定に適合しない<br>措置を全て物品理<br>事会に通報(一定<br>期間内にこれらは<br>廃止)(5条) | 立法に関する十分<br>な情報の公開を奨<br>励する(ガイドライン<br>II.6、MIGA)<br>特に、自由参入例<br>外や公共政策等<br>の関連国内規制<br>について(ガイドラ<br>インII.6)                 | 多国籍企業の財<br>務情報及びその<br>他の運営に関する<br>情報について詳細<br>な情報公開を規定<br>(行動規範案)                               | 協定の実施に影響<br>を与え得る法律、<br>規制、手続、行政<br>・司法決定、<br>国際合意を直ちに<br>公表しなければならない                       | 加盟国による関連<br>措置の通報及び<br>情報提供(11条)、<br>留保及び理由の<br>通告、留保の18箇<br>月を超えない期間<br>ごとの検討(12条) | ナショナル・コンタ<br>クト・ポイントの<br>設置(決定)<br>内国民待遇の遵<br>守と例外の漸減を<br>監視するため3年<br>以内ごとの審査<br>(決定)<br>相反要求、インセン<br>ティブ・デイスインセン<br>ティブ関連協議にお<br>ける情報提供(決<br>定) | 法令・司法・行政<br>上の決定に関する<br>情報の公表義務、<br>照会所の指定(20<br>条)<br>設立前投資に関<br>する無差別原則<br>例外をBlue Book<br>として編纂・公表、<br>投資グループによ<br>る定期審査(10条<br>他)  | 投資に関する全て<br>の法令、行政指<br>導、政策を、遅滞<br>なく、容易にアクセ<br>ス可能な方法で一般<br>に利用できるように<br>する。                                                 | ネガティブ・リストをモ<br>ニターするために関<br>連措置を報告                                                   |                                                                          |

|             |                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                        |                                                                  |  |                                            |                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                     |  |  |  |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|--|--------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|--|
| VII. 開発関連条項 | 開発途上国の参加を国別約束を通じて促進(特に商業ベースでの技術利用、流通経路等へのアクセスの改善、関心輸出分野の市場アクセスの自由化);連絡所を設置(4条)<br>開発途上国の開発計画に対する補助金の役割と柔軟性の必要性を考慮(15条)<br>技術援助をサービス理事会が決定し、事務局が提供(25条) | 1994年ガット18条、及び国際収支に関わる了解・宣言等によりNT、数量制限廃止からの逸脱が認められている範囲・方法により、この協定のNT及び数量制限に関する規定からの一時的逸脱ができる。(4条);<br>協定に適合しない措置について、途上国の要請に基づき、物品理事会は廃止期間を延長できる(5条) | 先進国及び資本黒字国は途上国への投資資金の流れを奨励する;途上国への投資資金を奨励する投資元国での財政的優遇措置は効果的であり得る(ガイドラインIII.10)<br>開発途上加盟国への生産的目的のための投資の流れの促進を目的とする;開発途上加盟国の領域内で行われる投資のみが保証対象となる(MIGA) | ホスト国(主として途上国)の開発政策への適合、資本・経営への参加、雇用促進、職業訓練の提供、技術移転の促進等を規定(行動規範案) |  | 第7条(免除条項)の規定を援用する経済的發展途上加盟国への義務の履行の考慮(14条) | 雇用機会、訓練機会の増進等による人的資本形成の奨励(指針)<br>技術水準向上を目的とした現地人雇用、訓練提供を最大限実行可能な限度において提供(指針)<br>ホスト国の科学技術政策への合致と技術革新能力発展への貢献(指針)、技術及びノウハウの移転・急速な普及を可能にする慣行を採用(指針)、現地人材雇用・訓練の奨励(指針)、合理的な期間と条件で開発に貢献できる技術移転の実施(指針)、現地大学公共研究機関、現地産業・産業団体との共同研究計画への参加(指針) | 法令の遵守、知的所有権の保護を条件とし、商業的かつ無差別の原則に基づき、エネルギーに関する技術の取得機会提供、当該技術の移転促進に合意、技術の移転に対する既存の障害の撤廃と新たな障害を設けることの禁止(8条)<br>エネルギー資源に対する国の主権の確認(18条) |  |  |  |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|--|--------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|--|

| VIII. 広範な関心事項を扱う諸措置 |                                                                                                                                |                                                                |                                                                                               |                                                                                                                     |                                                                                              |  |                                                                                                                                                       |                                                                                                                         |                                                     |                                             |  |
|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|--|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|---------------------------------------------|--|
| a)制限的商慣行            | 独占的又は排他的なサービス提供者にMFN待遇や国別約束に反する行動や他分野での競争における独占的地位の濫用を行わせないよう確保(8条)<br>競争抑制的でサービス貿易制限的な一定の商慣習につき、他の加盟国の要請に応じ、撤廃を目的として協議を行う(9条) | WTO効力発生後5年以内に、この協定に競争政策に関する規定を捕捉すべきであるかないかを考慮(ビルトイン・アジェンダ)(9条) | ガイドラインは、同様の環境における投資家の平等な待遇と投資家間の自由な競争が積極的な投資環境の先行条件であるとの一般的な前提に基づいている(ガイドラインI.3)              | RBPを引用(行動規範案)<br>反競争的な企業行動を定義;実体的な国内規範とかかる行動を回避するための国際協力メカニズムについて規定(RBP)<br>消費者を多国籍企業による市場の地位の濫用から保護するための基準を導入(GCP) | 民営化の全ての段階でNT,MFN待遇を付与(限定と留保を認めることを検討);<br>独占を認める際の他国に対する差別的取扱いを禁止し、非独占市場における反競争的慣行をとらせないよう確保 |  | 企業は競争的な方法でその活動を行うべき(指針)                                                                                                                               | 締約国は市場の歪曲及び競争における障害を緩和するように努力、半競争的行為に対処する法令の制定と実施を確保、経験を有する締約国による技術援助、実施に関する協議及び情報交換、半競争的行為による悪影響の通報と協議、27条に基づく紛争解決(6条) | 反競争的な行動を回避するための投資を要求                                | 競争に関する規則は有するが反競争的な行動の定義と取引救済法規の適用についての規則を欠く |  |
| b)消費者保護及び健康安全基準     | 次の目的のための措置を妨げない、人・動物・植物の生命・健康保護、安全、個人情報等の保護(14条)                                                                               |                                                                | 参入に関し、公共政策、公衆衛生、環境保護の国内規制が外国投資にも等しく適用される(ガイドラインII.5)                                          | 消費者保護及び健康安全関連のホスト国関係法令遵守、(実験的使用を含め)消費者の健康安全に影響を及ぼしうる商品やサービスについて情報公開を規定(行動規範案)<br>消費者保護に関する包括的な基準を設定(GCP)            | 優遇措置として健康安全基準を低下させることを禁止                                                                     |  | 多国籍企業に対して消費者保護の基準を設定(指針)                                                                                                                              | 生命・健康を保護するための例外あり(24条)                                                                                                  | 健康、安全に関する規制は、外国投資を促進するための優遇措置として緩和しない               |                                             |  |
| c)労働基準              |                                                                                                                                |                                                                |                                                                                               | 多国籍企業に対して雇用と労使関係に関する詳細な基準を規定(ILO宣言)                                                                                 | 優遇措置として労働基準を低下させることを禁止                                                                       |  | 多国籍企業に対して雇用と労使関係の基準を設定(指針)                                                                                                                            |                                                                                                                         |                                                     |                                             |  |
| d)環境基準              |                                                                                                                                |                                                                | 参入に関し、公共政策、公衆衛生、環境保護の国内規制が外国投資にも等しく適用される(ガイドラインII.5)                                          | 環境保護関連のホスト国関係法令遵守、(実験的使用を含め)環境に影響を及ぼしうる商品やサービスについて情報公開を規定(行動規範案)                                                    | 優遇措置として環境基準を低下させることを禁止                                                                       |  | 多国籍企業に対して環境の基準を設定(指針)<br>環境面での最善の技術、手続きの採用や、再利用・リサイクル・安全な廃棄が可能な製品・サービスの開発・提供の奨励(指針)<br>有害物質取り扱い及び環境事項防止等環境・健康・安全に関する事項や環境管理分野について、従業員に対する教育・訓練の提供(指針) | 自国の地域におけるエネルギー・サイクルにおけるすべての活動から生ずる有害な環境上の影響を経済上効率的な方法で安全性に適切な考慮を払いつつ最小ににする努力義務(19条)                                     | 環境に関する規制は、外国投資を促進するための優遇措置として緩和しない                  |                                             |  |
| e)企業行動              |                                                                                                                                |                                                                | ガイドラインは、同様の環境における投資家の平等な待遇と投資家間の自由な競争が積極的な投資環境の先行条件であるとの一般的な前提に基づいている誠実な民間投資に対して適用される(ガイドライン) | ホスト国の自治と国内法令の遵守、社会文化的目的・価値・伝統の尊重、人権と基本的自由の尊重、人種、性別、宗教、言語等による差別の禁止、内政不干渉、不正支払の放棄(行動規範案)                              | 政府が民間企業に対し本協定に反する行動をとるよう要求することを禁止;<br>OECD多国籍企業ガイドラインを添付                                     |  | 多国籍企業の行動に対して包括的な基準を設定(含む一般方針、情報開示、贈賄防止)(指針)                                                                                                           |                                                                                                                         | 外国投資家が国内投資家と同様に受入国の法令、行政指導、政策を遵守する場合に外国投資の受入は促進される。 |                                             |  |



|       |                                                                                                                                                                                                              |                                                               |  |                                                |                                                                                       |  |                                                |                                                                                                                                                                            |                                                               |  |  |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|--|------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|--|------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|--|--|
| f)その他 | (承認)いずれかの国において得られた承認教育、経験、要件、免許、資格証明を、当該いずれかの国との間の協定等に基づいて又は自主的に行い得る;他の国にも同様に機会を十分に与える(7条)<br>(補助金)相殺措置の妥当性の検討も含め、多角的規律作成のための交渉がヒルトン・アジェンダ(15条)<br>(税制)租税条約の対象となる措置についてNT規定(17条)を援用できない(22条)(例外とセーフガードの項も参照) | WTO効力発生後5年以内に、この協定に投資政策に関する規定を捕捉すべきであるかないかを考慮(ヒルトン・アジェンダ)(9条) |  | (税制)市場価格に基づかない移転価格の使用や課税ベースの意図的な操作を行わない(行動規範案) | (知的財産権)WIPOやWTO・TRIPSで付与される以上のNT、MFN待遇は適用されないことを明示;<br>(税制)収用と透明性を除き交渉の対象外とすることで概ね合意; |  | (税)多国籍企業による納税義務の履行とホスト国の公共財政への貢献の重要性について言及(指針) | GATTにも加盟する締約国間で適用されるGATT及び関連制度から逸脱しない(4条)<br>資本の利用機会に関し、最も有利なものよりも不利でない条件で自国の資本市場を利用する機会を与えることを促進する努力義務等(9条)<br>サブナショナルについては例外を設けず、規定を遵守する責任を課している(23条)<br>課税について規定あり(21条) | (税)外国投資に関する二重課税防止に努力する。(資本輸出)対外投資に対する調整的、制度的障壁は最小化されることを承諾する。 |  |  |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|--|------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|--|------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|--|--|

- (注)

「サービスの貿易に関する一般協定」、「貿易関連投資措置に関する協定」、「投資紛争解決条約、MIGA条約、外国直接投資ガイドライン」、「国連多国籍企業行動規範案、ILO三者宣言・原則、国連制限的商慣行原則、国連消費者保護ガイドライン」、「多国間投資条約案」、「資本移動自由化規約、貿易外取引自由化規約」、「国際投資多国籍企業宣言・理事会諸決定・指針」、「APEC非拘束的投資原則」、「エネルギー憲章条約」については筆者作成。「NAFTA:北米自由貿易協定」、「二国間投資協定」については、UNCTAD(1996a)の資料に基づき、櫻井(1997)の訳を参考にした。
- (資料)

UNCTAD(1996a), UNCTAD(1996b), UNCTAD(1996c), UNCTAD(1996d), UNCTAD(2000c), UNCTAD(2000d), UNCTAD(2001b), UNCTAD(2002c), UNCTAD(2002d)  
OECD(2000)  
その他 OECD web site 等より作成